

令和四年第三回定例会（自  
至令和四年三月十七日）

# 草津町議会定例会議録

草津町議会

令和四年第三回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第三回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第三回〔三月〕定例会

草津町議会議録

令和四年  
第三回定例会

草津町議会会議録目次

|             |    |
|-------------|----|
| 招集告示        | 一  |
| 第一号（三月七日）   |    |
| 議事日程        | 五  |
| 会議に付した事件    | 五  |
| 出席議員（十二名）   | 六  |
| 欠席議員（なし）    | 六  |
| 説明のため出席した者  | 六  |
| 事務局職員出席者    | 七  |
| 開会及び開議の宣告   | 八  |
| 議事日程の報告     | 八  |
| 会議録署名議員指名   | 八  |
| 会期決定        | 八  |
| 町長行政報告      | 九  |
| 議長議会報告      | 一二 |
| 令和四年度施政方針説明 | 一三 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 議案第一号〜議案第三十号の一括上程、説明 | 二二 |
| 総括質問                 | 五八 |
| 議案第一号〜議案第三十号の委員会付託   | 七〇 |
| 推薦第一号の上程、説明、質疑、採決    | 七〇 |
| 議事予定の決定              | 七一 |
| 散会の宣告                | 七二 |

第二号（三月十五日）

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 議事日程                | 七三  |
| 会議に付した事件            | 七四  |
| 出席議員（十二名）           | 七五  |
| 欠席議員（なし）            | 七五  |
| 説明のため出席した者          | 七五  |
| 事務局職員出席者            | 七六  |
| 開議の宣告               | 七七  |
| 議事日程の報告             | 七七  |
| 議案訂正の件              | 七七  |
| 付託議案にかかる委員長報告       | 七八  |
| 議案第一号の質疑、討論、採決      | 九七  |
| 議案第二号〜議案第四号の一括質疑、採決 | 一一八 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 議案第五号〜議案第七号の一括質疑、採決      | 一一九 |
| 議案第八号及び議案第九号の一括質疑、採決     | 一二一 |
| 議案第十号の質疑、採決              | 一二九 |
| 議案第十一号〜議案第十三号の一括質疑、採決    | 一三三 |
| 議案第十四号及び議案第十五号の一括質疑、採決   | 一三三 |
| 議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、採決   | 一三四 |
| 議案第十八号の質疑、討論、採決          | 一三五 |
| 議案第十九号及び議案第二十号の一括質疑、採決   | 一四九 |
| 議案第二十一号の質疑、採決            | 一五三 |
| 議案第二十二号の質疑、採決            | 一五四 |
| 議案第二十三号及び議案第二十四号の一括質疑、採決 | 一五六 |
| 議案第二十五号及び議案第二十六号の一括質疑、採決 | 一五八 |
| 議案第二十七号及び議案第二十八号の一括質疑、採決 | 一五八 |
| 議案第二十九号及び議案第三十号の一括質疑、採決  | 一五九 |
| 追加議案の上程、説明、質疑、採決         | 一五九 |
| 議員派遣の件                   | 一六六 |
| 付託議案外にかかる委員長報告           | 一六六 |
| 一般質問                     | 一七二 |
| 四番 安井尚弘君                 | 一七三 |
| 七番 中澤康治君                 | 一七七 |

|           |     |
|-----------|-----|
| 閉議及び閉会の宣告 | 一八九 |
| 署名議員      | 一九三 |

草津町告示第六号

第三回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年二月二十四日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和四年三月七日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 令和四年度草津町一般会計予算
- 議案第 二号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 三号 令和四年度草津町介護保険特別会計予算
- 議案第 四号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 五号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 六号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 七号 令和四年度草津町水道事業会計予算
- 議案第 八号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算
- 議案第 九号 令和四年度草津町千客万来事業会計予算
- 議案第 十号 令和三年度草津町一般会計補正予算（第九次）
- 議案第 十一号 令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）
- 議案第 十二号 令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十三号 令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十四号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）
- 議案第 十五号 令和三年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）
- 議案第 十六号 令和三年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）
- 議案第 十七号 令和三年度草津町千客万来事業会計補正予算（第三次）
- 議案第 十八号 温泉資源の保護等に関する条例の制定について
- 議案第 十九号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 二十号 草津町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第 二十一号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 二十二号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 二十三号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 二十四号 指定管理者の指定について
- 議案第 二十五号 工事請負契約事項の変更について

- 議案第二十六号 建設工事業に関する協定事項の変更について
- 議案第二十七号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 議案第二十八号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第二十九号 温泉引用許可事項の変更について
- 議案第三十号 温泉引用者移転許可について
- 推薦第一号 人権擁護委員候補者の推薦について

第一日  
三月七日  
(月曜日)

本  
会  
議

令和四年第三回草津町議会定例会議事日程（第一号）

令和四年三月七日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 町長行政報告
- 第六 議長議会報告
- 第七 令和四年度施政方針説明
- 第八 議案上程
- 第九 議案第一号から議案第三十号
- 第十 総括質問（当初予算議案にかかる）
- 第十一 議案第一号から議案第三十号 委員会付託（別紙付託案）
- 第十二 推薦第一号上程 質疑・討論・採決
- 第十三 議事予定の決定（別紙案）
- 第十三 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十二名)

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 一 番   | 安 齋 努 君   | 二 番   | 有 坂 太 宏 君 |
| 三 番   | 川 祥 史 君   | 四 番   | 安 井 尚 弘 君 |
| 五 番   | 小 林 純 一 君 | 六 番   | 金 丸 勝 利 君 |
| 七 番   | 中 澤 康 治 君 | 八 番   | 湯 本 晃 久 君 |
| 九 番   | 中 澤 広 夫 君 | 十 番   | 黒 岩 卓 君   |
| 十 一 番 | 宮 崎 公 雄 君 | 十 二 番 | 宮 崎 謹 一 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長         | 黒 岩 信 忠 君 | 副 町 長       | 福 田 隆 次 君 |
| 教 育 長       | 富 澤 勝 一 君 | 総 務 課 長     | 石 坂 恒 久 君 |
| 税 務 課 長     | 黒 岩 一 弘 君 | 企 画 創 造 課 長 | 田 中 浩 君   |
| 観 光 課 長     | 宮 崎 健 司 君 | 住 民 課 長     | 堀 田 高 史 君 |
| 福 祉 課 長     | 中 澤 一 夫 君 | 健 康 推 進 課 長 | 宮 下 耕 次 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 宮 崎 雄 一 君 | 土 木 課 長     | 岡 部 猛 君   |
| 上 下 水 道 課 長 | 川 島 和 武 君 | 温 泉 課 長     | 関 亘 君     |
| 教育委員会事務局長   | 白 鳥 正 和 君 | 会 計 管 理 者   | 一 場 礼 子 君 |

こどもみらい課長 高井洋一君  
総務課係長 和田修君

事務局職員出席者

議会議務局長 萩原健司  
議会議書記 大坪真理子

開 会 午前十時

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒岩 卓君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和四年第三回草津町議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は十二名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 卓君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎会議録署名議員指名

○議長（黒岩 卓君） 続いて、会議録署名議員を指名します。  
五番、小林純一議員、九番、中澤広夫議員の両議員を指名します。

◎会期決定

○議長（黒岩 卓君） 会期についてお諮りします。会期については、二月二十二日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から十六日までの十日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、会期については本日より十六日までの十日間と決定いたしました。

## ◎町長行政報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、前回、令和四年十二月六日開催の令和三年第七回定例議会から本日開催の定例議会までの行政報告をさせていただきます。

十二月八日、秋の叙勲において瑞宝単光章を受賞した竹渕敏さんと、旭日双光章を受賞した水出文夫さんの両名が来庁し、町長室において叙勲の受賞報告を受けました。

竹渕氏については、消防団長の歴任を含め長年の消防業務に対する功績が評価されたものであり、水出氏については、議員活動における長年の貢献に対する地方自治功労に対する表彰でありました。町長として、お二人の功績をたたえるとともにお祝いの言葉を送りました。

十二月十三日、長崎県雲仙市長が来町され、温泉管理施設を見学した後に町長室にて、温泉と観光、町づくりについての意見交換を行いました。

続きまして、じゃらん人気温泉地ランキング二〇二二において、第十六回目で草津温泉が初の一位となったことから、十二月十三日、じゃらんリサーチが来庁し、町長室にて発行誌の取材を受け、対応いたしました。

続いて、草津町スキー場の安全祈願式典についてであります。十二月十四日、スキー場において、安全祈願式典に出席し、祝辞を述べて今シーズンの安全を祈願いたしました。

続いて、十二月十四日、役場大会議室において、草津町遭難救助隊の総会が開かれ、出席をし、挨拶をいたしました。会議では、冬期シーズンに合わせてスキー場におけるパトロール方法の確認など、関係機関と連携を図りました。

続いて、十二月十七日、ベルツこども園お遊戯会が開かれ、挨拶をしてまいりました。新型コロナウイルス感染症対策として、二部制に分けるなど配慮し、保護者の方にもご覧いただくことができました。

続いて、十二月二十二日、楽天グループ株式会社が来庁し、議長、観光協会長、商工会長、旅館協同組合理事長も同席し、観光や旅行形態の情報交換を行いました。

続きまして、十二月二十三日、上信自動車道建設促進期成同盟会及び東部湯の丸インター関連道路整備促進期成同盟会の群馬県要望について、群馬県議会議長及び群馬県知事への陳情活動が行われました。

続いて、十二月二十六日、草津町消防団の歳末夜警に伴う激励を役場大会議室にて行いました。町民及び訪れるお客様の安全と安心のため、日夜努力していただいておりますことに心より感謝申し上げます。

続いて、一月四日、令和四年度草津町賀詞交歓会について、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模縮小の措置を取った上で役場大会議室にて開催いたしました。

また、同日、草津町自治功労者表彰式を執り行い、各賞の受賞者に表彰状と記念品の贈呈を行いました。

続いて、一月四日、国立療養所栗生楽泉園の園長が来庁し、町長室において挨拶を交わし、昨年のコロナワクチン接種に対する協力の御礼を伝えるとともに、三回目の接種についても協力依頼を行いました。

続きまして、一月五日、群馬県議会新春交流会が群馬県庁において、また、上毛新聞新春の集いが前橋市ベイシア文化ホールにおいて、さらに、吾妻郡町村会町村議会の令和四年賀詞交歓会が中之条町バイテック文化ホールにて行われ、議長と共に参加してまいりました。

続いて、一月六日、草津町消防団出初め式が総合体育館で開催され、挨拶をしてまいりました。規模縮小の形となりましたが、関係者の方々にご参加をいただき、無事に実施することができました。

続いて、一月九日、第七十三回草津町成人式を草津音楽の森国際コンサートホールにて行いました。新型コロナウイルス感染症対策を講じての挙行となりましたが、新成人四十五名出席し、町長としてお祝いの式辞を述べてまいりました。

一月十二日、群馬県知事と町村長の意見交換会が前橋市の県市町村会館で開かれ、出席し、意見交換を行ってまいりました。

続いて、一月十四日、観光経済新聞主催の第三十五回につぼんの温泉一〇〇選において、草津温泉が十九年連続で一位に輝き、認定証授与式が浅草ビューホテルにおいて開催され、出席してまいりました。授与式では、観光団体、大手エージェント、全国のホテル旅館関係者らおよそ三百名が参列する中、観光協会長、湯の華会会長と共に登壇し、挨拶を行ってまいりました。

次に、一月十四日、どんどん焼きを西の河原公園駐車場前の特設会場で実施し、一月十五日には、かまくらいとを湯路広場内に設置したものであります。点灯期間は一月十五日から二月二十八日までとなっております。

続いて、一月二十四日、草津町長選挙及び草津町議会議員補欠選挙における当選証書授与式が役場大会議室にて行われ、当選証書の付与を受けました。

続いて、二月一日、草津温泉成分の新型コロナウイルスの不活化に関する試験結果の報告を群馬大学発のベンチャー企業である株式会社グットアイから報告を受けました。今回の報告によりますと、源泉においては不活化率が九九・一二%、温泉街に漂う湯気においては減少率八三・三%の数値が立証されたということであります。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策として、保健センターでの三回目の接種となる集団接種を二月七日より開始いたしました。二月時点において、一千三百九十三人の接種が無事終了しております。これまで同様、町民の安全と安心を守るため万全の体制を整え、四月中には町民の皆様の接種が完了できるよう進めてまいります。

続いて、二月十五日、群馬県町村会定期総会がオンライン会議によって開催され、出席をいたしました。

続いて、二月十八日、吾妻行政県税事務所の振興局長が来庁し、町長室にて、令和四年度の群馬県当初予算の概要説明を受けました。

続いて、二月十九日、前橋市の正田醤油スタジアム群馬でJ二のホーム開幕戦が行われ、三千九十八人が来場された中で、

群馬県知事、前橋市長と共に挨拶を行ってまいりました。

続いて、二月二十一日、この二月に百歳を迎えられた田中いとさんを慶祝訪問し、お祝いの挨拶をしてまいりました。

続きまして、二月二十五日、吾妻郡町村会定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会及び吾妻広域町村圏振興整備組合理事会の定例会が、中之条町役場で開催され、出席してまいりました。また、定例会終了後に吾妻環境施設組合の第一回定例会が開催され、出席してまいりました。

続きまして、三月一日、草津町遭難救助隊と草津町消防団との合同雪上訓練が草津スキー場で行われ、開会式に出席してまいりました。

以上であります。

○議長（黒岩 卓君） 以上で町長の行政報告を終わります。

#### ◎議長議会報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

十二月九日、草津しんきん会総会が町内で開催され、出席いたしました。

十二月十四日、草津温泉スキー場安全祈願祭が天狗山レストハウスで開催され、正副議長、総務観光常任委員長、民教土木常任委員長と共に出席いたしました。

十二月二十一日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、副議長、民教土木常任委員長が出席いたしました。

十二月二十二日、楽天トラベル株式会社が来庁し、町長と共に表敬訪問を受けました。

一月四日、草津町賀詞交歓会が役場で開催され、議員全員が出席いたしました。

一月五日、群馬県議会新春交流会が群馬県庁で開催され、町長と共に出席いたしました。

同日、上毛新聞社新年交歓会が前橋ベイシア文化ホールにおいて開催され、町長と共に出席いたしました。

同日、吾妻郡賀詞交歓会が中之条町バイテックで開催され、町長と共に出席いたしました。

一月六日、草津町消防団出初式が草津町総合体育館において開催され、議員全員と共に出席いたしました。

一月九日、第七十三回草津町成人式が音楽の森国際コンサートホールにて開催され、議員全員と共に出席いたしました。

一月十四日、群馬県町村議会議長会理事会在前橋市町村会館で開催され、出席いたしました。

一月十七日、浄化槽トップセミナーが高崎市Gメッセで開催され、議員各位と共に出席いたしました。

一月二十四日、草津町町長選挙及び草津町議会議員の補欠選挙の当選証書付与式が役場大会議室で行われ、副議長に出席していただきました。

二月十七日、群馬県町村議会議長会定期総会がオンライン会議によって開催され、出席いたしました。

二月二十一日、草津温泉スキー場視察を行い、議員全員と共に出席いたしました。

二月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、副議長と共に出席いたしました。

同日、吾妻環境施設組合定例会が中之条町役場で開催され、出席いたしました。

三月一日、草津町遭難救助隊・草津町消防団合同雪上訓練が草津温泉スキー場で行われ、総務観光常任委員長に出席していただきました。

以上、私からの議会関係の報告を終わります。

#### ◎令和四年度施政方針説明

○議長（黒岩 卓君） 続いて、町長から令和四年度施政方針を説明願います。

町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、令和四年度施政方針説明をさせていただきます。

令和四年度第三回草津町議会定例会の開催に当たり、令和四年度の町政運営における施政方針の一端についてご説明申し上げるとともに、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の行政運営へのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

その一つとして、町政運営の決意についてであります。

令和四年一月二十三日に執行された草津町町長選挙におきまして、多くの町民の皆様にご支援をいただき、四期連続となる町政運営のかじ取りを担わせていただくことになりました。

思い返しますと、町長として初当選を果たした平成二十二年一月以降、町民の皆様のご期待に応えるべく、その重責を感じながらも一歩ずつ前進を続けた三期十二年間であつたと振り返ります。

私は、町長就任以来一貫して、「福祉と観光のまちづくり」を町政運営の政策理念として掲げてまいりました。

また、公約として徹底して取り組んできたことに関しましては、健全な町政運営に必要な財政の安定化であり、強い財政基盤をつくることに力を注いでまいりました。前項のグラフ表にあるとおり、私が町長に就任した平成二十二年に五十八億円あつた町の借金となる起債額を十二年たった現在では三十億までに減少させ、逆に、預金となる町の基金については二十八億であつたものを八十一億まで増加させることができました。ここには書いてありませんけれども、約百億の政策的投資を続けた結果であります。

このように、私の政策理念である「福祉と観光のまちづくり」とは、行政運営を行う上で必要な財政の安定化を図るものであり、目指してきたものは百年先を見据えた付加価値の高い町づくりであります。私は、この十二年間、このためのシステムづくりをしてきたという自負心があります。そして、令和四年度につきましては、さらなる草津町の発展のために、お子様から高齢者までの全ての町民の方々と草津町へ訪れていただくお客様の笑顔が絶えない町づくりを目指し、福祉と観光のモデルタウンの確立へ向けて鋭意努力を続けていく所存でございます。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

施政方針の全容を述べることに先立ち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、私たち町民の命と健康を守るため最前線でご尽力いただいております医療従事者の皆さんに、改めまして心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

平成から令和に変わり三年が経過した中、二年を超える期間、今もなお我が国は世界規模のコロナ禍にあり、国内の感染者は令和四年二月末現在で四百万人に達し、群馬県においても四万二千人を超えるなど、依然として猛威を振るっている状況にあります。

国においては、これまでの間緊急事態宣言を発出し、都道府県においては、まん延防止重点措置の適用要請などの対策を講じてまいりました。

草津町としても、町民とお客様の安全と安心を守るため、各種の事業所等の支援や、高齢者、子ども園や小中学校の感染対策の重点化、さらに、保健センターでの集団ワクチン接種の取組などについては、一丸となってどこよりも早く、スピード感を持って、できることは全てやるという気概でその取組を加速してまいりました。

具体的には、昨年課題となったワクチン不足の問題につきましては、国や県への要請を自ら行い、問題解決に努めてまいりました。また、ワクチン接種事業における第一回目と第二回目の接種率につきましては九二%を超え、さらに、住所を有さない観光従事者の接種についても積極的に行ってまいりました。これまでに草津町においてクラスターを発生させていないということは、こうした取組の成果であったと認識しております。

現在、いわゆるブースターショットと言われるワクチン三回目接種を保健センターで開始しておりますが、町民の方々を守るため、抗原検査キット対応事業についても同時に進め、他町村にはない、より強い安全対策を講じているところであります。

新年度につきましても、接種事業や感染対策のための事業経費については重点配分を行い、ワクチン接種事業、感染拡大防止事業などを増額させ、衛生費の予防費においては約六千万を措置したほか、事業所コロナ対策支援事業や、学校や園、

各公共施設における感染症対策経費を措置いたしました。

今後も、感染防止対策を緩めることなく、継続して進め、町民とお客様の安全と安心を守り、経済の活性化を図るとともに、住民サービスが低下することがないよう、行政運営をしつかりと展開していくことを報告させていただきます。

三番目といたしまして、国内経済の状況と群馬県予算編成の見通しについてであります。

さて、新年度の施政方針を立てる上で国や県の動向を把握しておくことは欠かせない事項であり、若干触れておきたいと思えます。

日本経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の甚大な影響を受けており、国の令和三年七月の月例報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とされており、先行きについては、「感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」また、金融市場の変動等の影響についても注視する必要がある。」と基調判断を行っております。これらを踏まえて、国は、経済財政運営と改革の基本方針二〇二二の中で、内外経済の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるとし、四つの原動力、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども子育てへの重点的な資源配分を行おうとしております。

また、群馬県においては、総額過去最大規模の予算編成として、新型コロナウイルス感染症対策、飛躍に向けた施策、財政の健全性の確保の三点に重点を置いた編成を行ったとの発表がありました。この中で観光関連では、「温泉・癒しの聖地に」とのキャッチフレーズで、泉質の科学的な分析を通じてアピールしていくこととしております。これは、草津町が行った温泉成分の不活化の取組などが影響しているものと推察します。このほかにも重点施策として、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を掲げ、産業経済や医療、教育の分野に力を入れていくこととしております。

これらを踏まえながら、草津町の新年度の予算編成の方針及び施策の柱について説明いたします。

四として、草津町の令和四年度予算編成方針の概要についてであります。

令和四年度の予算編成は、昨年十一月に各課へ方針を通知し、二月上旬までの期間をかけて予算を取りまとめました。編成に当たって各課における職員一人一人の英知と創造力の結集を求め、ゼロベース方式での予算編成作業を行うよう指示をいたしました。

編成方針の柱は、一貫して「福祉と観光のまちづくり」であります。

前提として、歳入の確保については、経常的な一般財源の減少を視野に入れた上での編成を求めつつ、税収の確保のほか、国及び県の補助金や交付金等の特定財源の活用を図るための情報収集を行うなど、最大限の財源確保を図るための手立てを指示いたしました。

歳出については、新型コロナウイルス感染症に対応するための施策を重点化しつつ、アフターコロナに備え、観光地としてのにぎわいを取り戻すための施策を講じると同時に、子育てや高齢者施策についてもより充実させるため取組を促し、インフラ事業についても安全安心の確保のために強化するよう指示をいたしました。

五番として、当初予算における総合的な説明であります。

上記の予算編成方針に沿って取りまとめました当初予算について、まず、総合的な全会計の予算規模を申し上げます。

一般会計、四十七億九千五百七十九万四千円、前年対比で一一〇・五％であります。

特別会計、五会計でありますけれども、二十億六百二十六万七千円、これは八四・一％です。

企業会計、三会計で、八億五千二百七十万二千円、一〇〇・四。

全体の総額、九会計、これで七十六億五千四百七十六万三千円、一〇一・〇％ということであります。

このように、九会計の全体としては前年対比で一〇一％、額にして七千七百万の増となりました。

この中で特別会計においては八四・一％減となりましたが、主な要因は、公共下水道事業特別会計における下水処理場の再構築事業費の変動として、約四億円の減額があったことによるものであります。

一方、総額が伸びた要因は、一般会計において一一〇・五％、額にして四億五千万の増となったことにあります。

この一般会計においては過去最大規模の予算編成となっております。このことは、新年度における町政運営の決意を冒頭で述べたように、新型コロナウイルス感染症対策経費のほか、「福祉と観光のまちづくり」を推進し、お子様から高齢者までの全ての町民の方々と草津温泉へ訪れていただく多くのお客様の笑顔が絶えない町づくりを目指すため、必要な予算を確保したことに起因するものであります。

新年度の予算編成の方式をあえて呼称するならば、これまでの財政の安定化、強い財政基盤の構築を目指しながら進めてきた「福祉と観光のまちづくり」によって成し得た循環型予算の編成を行ったものと言えるかと思えます。

六番といたしまして、「福祉と観光のまちづくり」、福祉政策に係る方針説明であります。

上記の予算編成方針に沿って取り組む施政方針を述べます。

まず、政策事業の取組の柱となる福祉政策に関しましては、従来どおり、近年の少子高齢化や核家族化の進行によって地域の様々な福祉活動に影響を及ぼしていることや、生活様式の多様化により、身近な地域における住民同士のつながりが希薄化し、相互扶助の意識が減少しつつあるとも言われております。こうした中、昨年三月に策定した草津町地域福祉計画では、福祉を取り巻く課題の多様化、複雑化する課題への取組を、住民と共に地域共生社会の実現を目指すとしております。また、「あたたかな心で認め合い、支え合い、障がいのある人がいきいきと暮らせるまち」を基本理念とする第三次草津町障がい者計画等を基軸として、生活と就労に対する支援の充実や多様化するニーズへのきめ細やかな対応に努めてまいります。

これらのことから、令和四年度予算においても、一般会計では福祉医療費、障害者自立支援事業費、地域生活支援事業費、老人福祉費等の各予算のほか、町民一人一人の健康の維持と増進、各種の予防事業や産前産後ケアを含めた母子保健事業、乳児健診やがん検診、健康づくり及び食育に関する各種の事業予算を計上いたしました。

このほかに新規事業といたしまして、少子化対策に伴う出産祝い金や一人暮らしの高齢者の弁当配食事業の経費を計上し、そのほかに継続事業といたしましては、児童手当給付事業や子供たちの医療費の個人負担金の無料化、園及び小中学校の学

校給食の全額公費負担について、継続事業の予算を措置いたしました。

関連して、子育て支援に関しては、第二期草津町子ども・子育て事業計画や第二期草津町教育振興基本計画に基づき、子育て世代の保護者を支える事業を継続展開し、育ちと学びを支えるネットワーク事業等を実施してまいります。

そして、令和四年度の新たな取組といたしましては、全ての町民のライフステージに反映させた健康寿命の延伸や健康格差を縮小させるための健康増進計画となる「新健康くさつ二一」を十年ぶりに改定させます。

このほか、多くの町民が利用する町内循環バスについては、社会福祉基金を活用して、一台、新規更新を行う計画といたしました。

また、特別会計においても、介護保険特別会計では、介護保険給付や介護予防事業における予算を計上し、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計においても、高齢者の健康増進を図るための予算と医療費の適正化に関する予算を計上いたしました。

さらに、日常生活を下支えするため、重要なインフラ事業としては、令和元年度から継続しております下水処理場の再構築事業を引き続き実施してまいります。この総額が六十九億円と、大幅に上回る見込みとなる再構築事業については、十年にわたる長期計画ですので、既存施設の維持管理と並行して行い、日常生活に影響の出ることのないよう着実に実施してまいります。

インフラ整備に関連する道路整備関係では、融雪事業については一定の区切りが果たしたものと判断しており、令和四年度は道路改良工事の整備の充実に努めてまいります。具体的には、社会資本整備総合交付金を活用して、橋梁やトンネルの長寿命化計画の更新及び点検を実施し、また、道路維持修繕においては、地域住民や地区要望のあった箇所を中心に実施していきたいと考えております。側溝整備、区画線等の設置や防護柵、手すりの設置等につきましても、地域住民の安心安全が図られるよう計画的に進めてまいります。

また、除雪対策につきましては、委託業者や関係機関との連携強化を図り、除雪体制を常に整え、万全を期してまいりま

す。

七番といたしまして、「福祉と観光のまちづくり」、観光政策に係る施政方針であります。

そして、もう一つの柱となる観光政策にしましては、これまでに取り組んできた財政の安定化による強い財政基盤を土台として、草津町行政指針及び第二期草津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略等に基づき、これまでと同様、観光行政と経済の活性化を一体的に進める所存であります。

草津町の揺るぎない発展には、活力ある地域産業の成長が欠かせないということは言うまでもありません。先人たちの英知による努力の積み重ねを思いを紡ぎ、百年先を見据えた付加価値を高める町づくりを今後も進めてまいります。

そして、昨今の行政運営において、観光経済の活性化はもとより、他の事務事業を円滑に進めていく上で、ふるさと納税の取組は非常に貴重なものとなっております。全国の方々から応援いただいていることに対しまして、町長として心から感謝の意を表したいと思えます。おかげさまをもちまして、令和三年度については、二月中旬において既に昨年度を超える寄附額となり、年度末には前年対比で五千万円増の七千七百万まで伸びていく試算を持っております。

私としては、今回の結果に関して、寄附者の増加があったことに感銘を受けております。コロナ禍にある中、昨年度比で千人以上の増加があり、八千人もの方々から寄附を頂いている事実は、草津町を応援してくださいとくださる方々がたくさんいらっしゃるという裏づけであり、励まされる思いであります。これらは、草津町の地域資源である豊かな温泉、歴史、文化、自然、そこに町民の力と地域の力が相乗した町づくりを進めてきたことよって、草津町の魅力がさらに根づいてきたものと感じております。

その結果の一つの現れとして、観光経済新聞主催、にっぽんの温泉一〇〇選において、十九年連続一位で選出されるという快挙を成し遂げることができました。さらに、リクルートが実施した、じゃらん人気温泉地ランキング二〇二二のもう一度行ってみたい温泉地部門のランキングにおいて初の全国一位となりました。評価された理由といたしましては、全世界に誇る草津温泉の効能や泉質だけではなく、議会、そして町民の皆様のご協力があったからこそ進めることができた草津町の新た

な景観と空間づくりによって、「街の雰囲気が好き」という項目が高く評価されたことが大きな要因となったものであります。

このように、全国の方々や関係者から毎年高い評価をいただいておりますのは、この町に暮らし、働いている皆様のお力添えによるものだと改めて感謝申し上げます。

十二年前に町長に就任して以降、草津温泉のシンボルである湯畑から中心的に再整備することを決断し、明治の趣を現代に再現した共同浴場「御座之湯」、大正ロマンのたたずまいで湯もみ文化を継承する「熱乃湯」、昭和レトロの懐かしさ漂う「湯路広場」、時代をあえて統一させず、不自然さを感じさせない景観づくりを進めてまいりました。これに加えて、令和元年度より整備を行ってまいりました「裏草津地蔵」も今年度完成を迎えることができました。

そして、令和二年度からスタートさせた、草津町の玄関口である国道二九二号の立体交差事業と温泉門の整備については、これまでに説明をさせていただいたとおり、草津町における大きな課題であった車両の一時停止に起因する交通問題の解決と、新しい草津温泉の象徴となるべき景観と空間の創造を併せて行い、草津町のさらなる飛躍を目指し、年間四百万人のお客様を迎えるための道しるべになるものと考えております。

このほか、新年度においても、観光協会や旅館組合、商工会といった業界との連携については、より強化をしていきたいと思っております。特に誘客宣伝事業につきましては、観光協会への宣伝委託のほか、アフターコロナを見据えた事業として、各種の行事の見直しを要請し、併せて各エージェントやメディアへの積極的な働きかけを委託してまいります。加えて、誘客推進対策事業費も前年同額経費を計上したほか、新たな試みとして、各業界が主体となって行うコロナ禍の影響からの復興対策事業費二千万円を新規計上いたしました。

また、指定管理者制度を活用した各公営施設の運営については、契約相手である株式会社草津観光公社の経営基盤の安定化も視野に、活気ある経営を目指していきたいと考えております。観光公社の再建は、草津町の経済再生に欠かせない取組となっておりますので、目標としている今後二か年の中でできる限りの手当てを講じ、立て直しを図っていききたいと考えて

おります。

また、アフターコロナを念頭に今後の温泉観光地の在り方として、草津温泉の泉質が新型コロナウイルスの不活化に対して、近年の研究結果により、源泉において不活化率九九・一二％、温泉に漂う湯気においては減少率八三・三％と立証されました。このことから、安心して温泉街の散策ができるよう、町内各所へ手洗いの湯等の設置を進めてまいりたいと考えております。

結びに。以上のように、令和四年度における草津町の施政方針の一端を述べさせていただきました。

繰り返しとなりますが、私の政策理念である「福祉と観光のまちづくり」は、財政基盤の安定を目指してきたものであり、そのためのシステムづくりをしてまいりました。このシステムのサイクルが循環を生み出し、持続可能な行政運営を可能とするものであると考えております。

新年度につきましても、全員が主役の町づくりを目指し、議会議員の皆様や町民の皆様をはじめ、各業界関係者、区長、また、保健や福祉、教育関係などの各分野や各地域で協力していただいている皆様と共に手を携え、「オール草津」を合い言葉に、活力ある草津町の町政運営に努めていく所存であります。

次のページは、各年度ごとの主要事業等の概要をまとめたものでございまして、ご覧いただければと思います。  
以上、施政方針とさせていただきます。

◎議案第一号～議案第三十号の一括上程、説明

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号～議案第三十号までについて一括上程することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第一号から議案第三十号までについて一括上程することに決定いたしました。  
続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算。

令和四年度草津町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ四十七億九千五百七十九万四千円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表 地方債」による。

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金への借入れの最高額は、三億円と定める。

第四条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用する場合と定める。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。一ページの「第一表 歳入歳出予算」の一覧表にて説明を申し上げます。  
表中の款名、金額の順で申し上げます。

まず、歳入といたしまして、第一款町税十六億八千百十三万四千円。

- 二款地方譲与税二千四百八十八万一千円。
- 三款利子割交付金六十四万六千円。
- 四款配当割交付金二百八十七万七千円。
- 五款株式等譲渡所得割交付金二百四十五万二千円。
- 六款法人事業税交付金七百十三万八千円。
- 七款地方消費税交付金一億七千三百九万五千円。
- 八款ゴルフ場利用税交付金七百十二万五千円。
- 九款環境性能割交付金百五十四万四千円。
- 十款地方特例交付金九十万円。
- 下がりまして、二ページ、十一款地方交付税七億三千万円。
- 十二款交通安全対策特別交付金六十五万二千円。
- 十三款分担金及び負担金一千五百十二万五千円。
- 十四款使用料及び手数料七千二百四十四円。
- 十五款国庫支出金二億一千二百六十三万八千円。
- 十六款県支出金一億八千四百九万五千円。
- 十七款財産収入七百二十九万一千円。
- 十八款寄附金六億七十万二千円。
- 十九款繰入金六億七千四百八十九万八千円。
- 二十款繰越金四千万円。

一枚おくめぐりいただきまして、三ページをお願いいたします。

二十一款諸収入一億一千百七十八万七千円。

二十二款町債二億五千四十六万円。

下段、四ページ、歳出について申し上げます。

一款議会議費七千八百二十一万一千円。

二款総務費十一億八千四百六十六万九千円。

三款民生費九億五千二百八十二万四千円。

四款衛生費四億九千八百四十三万一千円。

五款労働費八千円。

六款農林水産業費二千六十四万一千円。

七款商工費四億八千八百二十九万円。

一枚おめぐりいただきまして、五ページをお願いいたします。

八款土木費五億八千七百二十五万円。

九款消防費二億三千七百十四万三千円。

十款教育費四億一千三十一万円。

十一款公債費三億七百九十九万九千円。

十二款予備費三千三十三万三千円。

以上、歳入歳出それぞれを四十七億九千五百七十九万四千円にしようとするものでございます。

続いて、下段の六ページにて、地方債の説明を申し上げます。

「第二表 地方債」、起債の目的、限度額の順に申し上げます。起債方法の説明を申し上げます。

温泉門建設関連事業七千四百四十六万円。非常用電源更新事業四千三百万円。臨時財政対策債一億三千三百万円。起債の

方法は、証書借入又は証券発行。利率につきましては、年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上、慎重審議についてよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二号、住民課長、どうぞ。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第二号につきましてご説明申し上げます。

表紙を一枚おめくりください。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ九億一千八百六万四千円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金（借入れの最高額は、一千万円と定める）。

第三条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間で流用。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算」にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款国民健康保険税一億六千八百四十万八千円。

二款使用料及び手数料一千円。

三款国庫支出金一千円。

四款療養給付費等交付金一千円。

五款県支出金六億六千六百五十八万五千円。

六款財産収入一千円。

七款寄附金一千円。

八款繰入金七千三百六十五万六千円。

九款繰越金七百五十万一千円。

十款諸収入二百万九千円。

下がりました、二ページでございます。

歳出でございます。

一款総務費五百八十四万六千円。

二款保険給付費六億八千三百二十二万七千円。

三款国民健康保険事業納付金二億一千五百二十六万円。

四款財政安定化基金拠出金一千円。

五款保健事業費一千百四万円。

六款基金積立金一万七千円。

七款公債費……

〔発言する者あり〕

○住民課長（堀田高史君） はい。

八款諸支出金七十万七千円でございます。

一枚おめくりいただきまして、歳入歳出それぞれ九億一千八百六万四千円とするものでございます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） 議案第三号 令和四年度草津町介護保険特別会計予算。

表紙を一枚おめくりください。

それでは、議案第三号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五億八千八百四万五千円と定める。

第二条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金  
の借入れの最高額は、一千万円とする。

第四条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが  
できる場合は、次のとおりと定める。

一、各項に計上した保険給付費並びに給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内  
のこれらの経費の各項の間の流用。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、「第一表 歳入歳出予算」にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第一款保険料八千九百七十万五千円。

第二款使用料及び手数料一千円。

第三款国庫支出金一億一千五百四十三万円。

第四款支払基金交付金一億四千六十三万二千円。

第五款県支出金八千六万五千円。

第六款財産収入一千円。

第七款繰入金一億三千百九十万四千円。

第八款繰越金三千三十万円。

第九款諸収入七千円です。

続いて、下がりにまして二ページ、歳出でございます。

第一款総務費一千二百六十三万九千円。

第二款保険給付費四億九千八百九十九万四千円。

第三款財政安定化基金拠出金一千円。

第四款地域支援事業費四千四百九十五万八千円。

第五款市町村特別給付費、六十万円。

第六款基金積立金五万一千円。

第七款諸支出金三千三十万二千円。

一枚おめぐりいただきまして、三ページをお願いいたします。

第八款予備費五十万円を計上し、予算の総額を歳入歳出五億八千八百四万五千円とするものです。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、住民課長、議案第四号。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第四号につきまして朗読と説明を申し上げます。

表紙を一枚おめくりください。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ一億二千七百八十九万九千円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました、「第一表 歳入歳出予算」にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。主立ったところから説明申し上げます。

一款後期高齢者医療保険料九千二十六万八千円。

三款後期高齢者医療広域連合支出金四十万円。

四款繰入金三千三百一十万円。

六款諸収入四百一十二万八千円。

次のページをご覧ください。

続いて、歳出でございます。

一款総務費百七十七万一千円。

二款保健事業費四百四万円。

三款後期高齢者医療広域連合納付金一億二千八百七十七千円。

四款諸支出金五十万一千円。

五款予備費五十万円。

歳入歳出それぞれ一億二千七百八十九万九千円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第五号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） 議案第五号でございます。

表紙をおめくりいただきまして、令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ三億六千七百七十七万一千円と定める。

二項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

第二条 地方自治法第二百十四条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第二表 債務負担行為」による。

第三条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表 地方債」による。

第四条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、五千万円と定める。  
令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、一ページの「一表 歳入歳出予算」からご説明いたします。  
初めに、歳入です。

一款分担金及び負担金一千円。

二款使用料及び手数料一億九千八百万円。

三款国庫支出金七千三百八十万円。

四款繰入金一千六百四十六万七千円。

五款繰越金百万円。

六款諸収入三千円。

七款町債七千八百五十万円。

次に、歳出です。

一款土木費三億三千四百四十七千円。

二款公債費三千二十七万五千円。

三款予備費三百四十四万九千円。

以上、歳入歳出ともに三億六千七百七十七万一千円の計上となります。

ページ下がりにまして、「第二表 債務負担行為」です。

事項は下水処理場再構築事業で、期間は令和四年四月一日から令和六年三月三十一日。

限度額は二億二千九百万円を予定しております。

続きまして、「第三表 地方債」です。

初めに上の段、起債の目的は公共下水道事業債で、限度額は六千九百二十万円。

下の段に移りまして、起債の目的は公営企業会計適用債で、限度額は九百三十万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ表のとおりとなっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第六号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） 議案第六号でございます。

表紙をおめくりいただきまして、令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ四百三十八万八千円と定める。

二項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきまして、一ページの「第一表 歳入歳出予算」にてご説明いたします。  
初めに、歳入です。

一款分担金及び負担金一千円。

二款使用料及び手数料四百十五万四千円。

三款財産収入一千円。

四款繰入金二十二万九千円。

五款繰越金一千円。

六款諸収入二千円。

ページ下がりまして、歳出です。

一款総務費二百八十四万九千円。

二款事業費一千円。

三款諸支出金百一万一千円。

四款公債費五十万七千円。

五款予備費二万円。

以上、歳入歳出ともに四百三十八万八千円の計上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第七号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） 議案第七号でございます。

表紙をおめくりいただきまして、令和四年度草津町水道事業会計予算。

第一条 令和四年度草津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

こちらは、記載のとおりでございます。

第三条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入ですが、第一款水道事業収益二億四千百五十万九千円。

支出で、第一款水道事業費用二億六百四十二万二千円。

収益から費用を差し引いた利益は三千五百八万七千円を見込んでおります。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千三百八十九万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百五十七万八千円、過年度分損益勘定留保資金七千六百三十一万五千円で補填するものとする。）。

おめくりいただきまして、二ページをお願いいたします。

収入で、第一款資本的収入百五十万八千円。

支出で、第一款資本的支出八千五百四十万一千円。

第五条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

一、職員給与費四千七百十二万六千円。

二、交際費五万円。

第六条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第七条 たな卸資産の購入限度額は、一千二百五十五万九千円と定める。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第八号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第八号について説明、朗読申し上げます。

表紙を一枚おめくりください。

令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

第一条 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

記載のとおりでございます。

第三条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収入、第一款温泉温水供給事業収益四億七千三百九十五万円。

支出、第一款温泉温水供給事業費用四億五千三百四十七万七千円でございます。

二ページをご覧ください。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億九千

二十七万二千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千四百八万五千円、過年度分損益勘定留保資金一億七千六百十八万七千円で補填するものとする。）。

収入、一款資本的収入一千八十二万六千円。

支出、一款資本的支出二億九万八千円。

第五条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(一) 職員給与費七千三百三万八千円。

(二) 交際費五万円。

第六条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(一) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第七条 たな卸資産の購入限度額は、二千七百七十万七千円と定める。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第九号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第九号の朗読と説明をさせていただきます。

表紙一枚おめくりいただき、一ページをご覧ください。

令和四年度草津町千客万来事業会計予算。

第一条 令和四年度草津町千客万来事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

予定量につきましては、下記記載のとおりとなっております。

さらに一枚おめぐりいただき、二ページをご覧ください。

第三条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。  
まず、収入です。

第一款千客万来事業収益三億一千七百六十二万八千円。

続いて、支出ですが、第一款千客万来事業費用一億九千六百五万六千円。

なお、収益から費用を差し引いた利益につきましては一億二千二百二十五千円を見込んでおります。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額六千二百六十九万六千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額二百二十九万六千円及び過年度分損益勘定留保資金六千四十万円で補填するものとする。）。

収入、第一款資本的収入六百万二千円。

ページ移りまして、三ページをご覧ください。

支出、第一款資本的支出六千八百六十九万八千円。

第五条 一時借入金限度額は、三億円と定める。

第六条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

一、職員給与費一千九十九万九千円。

二、交際費五万円。

第七条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、消費税及び地方消費税の不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） ここで休憩を入れたと思います。

十五分までということ、十五分再開でお願いします。

休 憩 午前十一時六分

再 開 午前十一時十六分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） すみません。先ほど私の施政方針の中で、ふるさと納税を私が「七千七百万」と申し上げたそうでありますけれども、勘違いで、一つゼロが多く「七億七千万」ということで、大変順調に推移しているということでございます。訂正いたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十号をします。総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第十号 令和三年度草津町一般会計補正予算（第九次）でございます。

令和三年度草津町の一般会計補正予算（第九次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億五千六百二十九万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十七億八千二百九十九千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第二条 債務負担行為の追加は、「第二表 債務負担行為の補正」による。

第三条 地方自治法第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

表中の款名、補正額の順で申し上げます。

一款町税一億一千四百三十九万円の減額。

十款地方特例交付金一億九千四百五十万円の増額。

十一款地方交付税一億一千七百五十三万五千円の増額。

十三款分担金及び負担金百二万四千円の減額。

十四款使用料及び手数料百三十四万七千円の減額。

十五款国庫支出金七百三十万円の増額。

十六款県支出金四百六十六万一千円の減額。

十七款財産収入九十五万四千円の増額。

十八款寄附金四十三万八千円の増額。

下がりまして、下段の二ページ、十九款繰入金二千九百四十万一千円の減額。

二十一款諸収入二千三百六十一万三千円の減額。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

一款議会費八百三十六万九千円の減額。

二款総務費二億九千二百十万二千円の増額。

三款民生費三千十一万二千円の減額。

四款衛生費一千五百九十二万四千円の減額。

六款農林水産業費十二万八千円の増額。

七款商工費二千八百十六万三千円の減額。

八款土木費五千九百五十五万四千円の減額。

下がりまして、下段の四ページです。

九款消防費百二十万九千円の減額。

十款教育費五百三十五万三千円の減額。

十一款公債費七百七十八万七千円の減額。

十二款予備費二千五十三万二千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに一億五千六百二十九万一千円を増額し、それぞれを五十七億八千二百九千円にしようとする  
ものがございます。

おめくりいただきまして、五ページにて債務負担行為の説明を申し上げます。

「第二表 債務負担行為の追加」でございます。

事項は御座之湯外壁等補修工事、期間は契約日から令和四年度まで、限度額は一千五百四十万円でございます。

続いて、六ページの「第三表 繰越明許費」について説明を申し上げます。

款項、事業名、金額の順に申し上げます。

二款総務費三項戸籍住民基本台帳費、マイナンバー所有者の検出、転入手続のワンストップ化に係るシステム改修委託、二百七十三万三千円。

八款土木費一項土木管理費、立体交差カルバート設置工事、五千七百万円。

同じく、土木費二項道路橋梁費、町内オーバーレイ維持補修工事、四百四十万円。

同じく、土木費四項都市計画総務費、草津温泉駐車場建設工事、四千四百八十一万円でございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十一号、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第十一号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十一号 令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）。

令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ二千八百八十九万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八億八千四百三十七万九千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、五款県支出金で三千五百万円の減額。

十款諸収入で六百十万三千円の増額。

二ページにまいりまして、二款保険給付費で三千五百万円の減額。

八款諸支出金で六百十萬三千円の増額。

歳入歳出それぞれ二千八百八十九萬七千円を減額し、補正後の予算総額を八億八千四百三十七萬九千円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十二号、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第十二号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第十二号 令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）。

令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百九十六萬六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億四百七十六萬二千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページをお願いいたします。

「第一表 歳入歳出予算補正」にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第三款国庫支出金三十四萬八千円の減額。

第四款支払基金交付金二十二萬八千円の増額。

第五款県支出金十七萬四千円の減額。

第七款繰入金百六十七万二千円の減額。

続いて、二ページをお願いいたします。

歳出です。

第一款総務費百三十六万円の減額。

第二款保険給付費三千円の増額。

第四款地域支援事業費六十万九千円の減額。

歳入歳出それぞれ百九十六万六千円を減額し、補正後の予算総額を六億四百七十六万二千円とするものです。  
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十三号、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第十三号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十三号 令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）。

令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九十三万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億二千四百三十五万八千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表 歳入歳出予算補正」にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、一款後期高齢者医療保険料で九十三万五千円の増額。

二ページ目の歳出でございますが、三款後期高齢者医療広域連合納付金で九十三万五千円の増額。

歳入歳出それぞれ九十三万五千円を増額し、補正後の予算総額を一億二千四百三十五万八千円とするものでございます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 議案第十四号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） 議案第十四号でございます。

令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ三千五百二十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八億四千二百六十四万七千円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第二条 地方自治法第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

第三条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきました。一ページ、「第一表 歳入歳出予算補正」からご説明いたします。  
初めに、歳入です。

二款使用料及び手数料一千六百六十万円の減額。

三款国庫支出金九百九十万円の減額。

七款町債八百七十万円の減額。

次に、歳出です。

一款土木費三千四百十九万一千円の減額。

二款公債費五十万円の減額。

三款予備費五十万九千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれ三千五百二十万円を減額し、予算の総額を八億四千二百六十四万七千円にしようとするものです。ページ下がりまして、「第二表 繰越明許費」です。

一款土木費一項下水道費、事業は下水処理場再構築事業で、金額は五億一千七百三十万円の繰越しをお願いするものです。その下、「第三表 地方債補正」です。

起債の目的は、公共下水道事業債で、補正前の限度額二億五千三百九十万円を限度額二億四千五百八十万円に補正しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法は表のとおり変更はございません。

さらにおめぐりいただきまして、三ページをお願いいたします。

前ページ、地方債補正の続きになります。

起債の目的は、公営企業会計適用債で、補正前の限度額一千二百六十万円を限度額一千二百万円に補正しようとするものです。起債の方法、利率、償還の方法は表のとおり変更はございません。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十五号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） 議案第十五号でございます。

令和三年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）。

第一条 令和三年度草津町水道事業会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条 令和三年度草津町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第一款水道事業収益で五百五十一万一千円を減額し、二億二千六百四十一万五千円に、支出ですが、第一款水道事業費用で九百四十三万七千円を減額し、一億九千六百七十九万二千円にしようとするものです。収益から費用を差し引いた利益は二千九百六十二万三千円を見込んでおります。

第三条 予算第四本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億一千七十六万五千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額九百九十六万円、過年度分損益勘定留保資金一億八十万五千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第一款資本的収入で五十七万三千円を増額し、二百八万円にしようとするものです。資本的支出の補正はございません。

第四条 予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費を五百五十四万六千円減額し、四千六百二十六万一千円にしようとするものです。  
令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十六号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十六号につきまして、朗読、説明申し上げます。

議案第十六号 令和三年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）でございます。

第一条 令和三年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条 令和三年度草津町温泉温水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予

定額を次のとおり補正する。

収入です。第一款温泉温水供給事業収益七百万円減額し、四億六千五百二十三万八千円に、支出です、第一款温泉温水供給事業費用八百七十五万四千円減額し、四億五千七十七万円としようとするものであります。

二ページ目をご覧ください。

第三条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額九千七百九十七万一千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百三十一万八千円、過年度分損益勘定留保資金八千九百六十五万三千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入予定額を次のとおり補正する。

収入です。第一款資本的収入六千六百六十万五千円増額し、一億三千三百九十七万円に、支出です、第一款資本的支出三千万円増額し、二億三千百九十四万一千円としようとするものであります。

第四条 予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

(一) 職員給与費二百九十四万三千円減額し、六千七百七十二万二千円としようとするものでございます。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、議案第十七号、企画創造課長。

(企画創造課長 田中 浩君 登壇)

○企画創造課長(田中 浩君) それでは、議案第十七号について朗読と説明をさせていただきます。

令和三年度草津町千客万来事業会計補正予算(第三次)になります。

第一条 令和三年度草津町千客万来事業会計の補正予算(第三次)は、次に定めるところによる。

第二条 令和三年度草津町千客万来事業会計予算(以下「予算」という。)第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正する。

まず、収入で、第一款千客万来事業収益において一億二千二百五十三万一千円を減額し、二億六千四百七十九万八千円とするものです。

次に、支出ですが、第一款千客万来事業費用において一千二百十九万四千円を減額し、二億二百八十五万円とするものです。

収益から費用を差し引いた利益については、六千五百三万六千円を見込んでおります。  
一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

第三条 予算第四条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額四千八百六十二万五千円は、消費税及び地方消費税資本的収入調整額百一十七千円及び過年度分損益勘定留保資四千七百六十八千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出におきまして、第一款資本的支出で百四十二万九千円を増額し、五千四百六十二万七千円とするものです。  
第四条 予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費で八万五千円を増額し、一千三十九万五千円とするものとなっております。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議よろしく願います。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、議案第十八号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長(関 亘君) 説明の前に訂正をお願いいたします。

七ページをお願いします。

「第二十号条」とあるのですが、「号」を削除していただき、「第二十条」と訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第十八号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十八号 温泉資源の保護等に関する条例の制定について。

温泉資源の保護等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一ページをおめくりください。

温泉資源の保護等に関する条例(案)が一ページから七ページまでございます。

八ページ目をご覧ください。

制定理由及び要旨になります。

草津町民の生活の礎となっている温泉を地熱発電等の温泉資源の乱用開発等から保護し、草津町民が浴用、引用、そして観光資源として温泉を活用し続けることができるよう、草津町が所有し、または管理する温泉資源を適正に保護管理するため制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、議案第十九号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長(石坂恒久君) それでは、議案第十九号について朗読と説明を申し上げます。

議案第十九号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例(平成四年草津町条例第一号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする条文となっております。

そこから二枚おめくりいただきまして、三ページをご覧くださいと思います。

三。ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、国家公務員の育児休業等に関する法律を改正し、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等を実施します。これに合わせ、草津町においても同様の条例改正を行おうとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十号、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、議案第二十号について説明申し上げます。

議案第二十号 草津町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について。

草津町奨学資金貸与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正しようとする内容が記載されてございます。

もう一枚めくりまして、二。ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明申し上げます。

改正理由及び要旨、奨学資金貸与の条件を緩和し、返還期間を延長とする条例の一部を改正するものであります。

三。ページ目は、新旧対照表になってございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十一号、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第二十一号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第二十一号 草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険税条例（平成十八年草津町条例第三十号）の一部を別紙のとおり改正する。  
令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正条文の写しが一ページから五ページまでございます。  
さらに一枚おめくりいただきまして、改正理由及び要旨にてご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯への支援策として、子供・未就学児に係る被保険者均等割額を減額し負担軽減を図るため、草津町国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十二号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十二号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十二号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

草津町小口資金融資促進条例（平成八年草津町条例第二号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする条文の案となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

小口資金については、群馬県と草津町との協調により実施している制度融資であります。群馬県からの要請に基づき、次の条例改正を行おうとするものでございます。

一として、借換・融資期間延長の特例の継続であります。県が小口資金の返済負担の軽減策として行っている、小口資金融資の借換制度及び借換条件の緩和措置並びに融資期間について最長三年延長可能とする措置を令和四年度においても一年間延長して継続実施することから、当町においても、中小企業支援等の一環として同様の改正を行おうとするものでござい

ます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十三号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第二十三号について朗読と説明を申し上げます。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を次のように改正する。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページをご覧ください。

今回改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正では、町営スキー場等の管理及び利用料条例の第六条第六号の次に、七号、名称、天狗山キャンプ場、位置、草津町大字草津白根国有林百五十八林班を加え、別表第二第三号の次に、四号、天狗山キャンプ場利用料を加えるものとなっております。

一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨を述べさせていただきます。

改正理由及び要旨、草津温泉スキー場のスノーリゾートから通年型の山岳リゾートへの転換を図るため、スキー場運営の有利性を保ちながら戦略的な活用を行うため、所要の改定を行うものであります。以降、三、四ページについては、新旧対照表となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十四号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第二十四号について説明を申し上げます。

指定管理者の指定について。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めらる。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページをご覧ください。

指定する対象施設等について説明を申し上げます。

一、公の施設の名称、草津温泉熱乃湯。

二、指定管理者に指定する団体、所在地、草津町大字草津二十八番地、名称、一般社団法人草津温泉観光協会、代表者、会長、市川薫氏。

三、指定の期間、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで。

さらに一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

提案理由を述べさせていただきます。

提案理由、草津町公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第五条第三号の規定に基づく公募の特例措置によって、一般社団法人草津温泉観光協会を指定管理者に指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により提案するものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十五号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第二十五号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約事項の変更について。

令和三年十一月二十九日議決、同日契約締結の令和三年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉駐車場建設工事請負契約事項の一部を、次のとおり変更し契約したいので議会の議決を求めらる。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきましたまして、一ページをご覧ください。

契約事項の変更内容について説明を申し上げます。

一、契約の対象、変更はございません。

二、契約金額、変更前、金七千二百六十万円、うち消費税額、金六百六十万円。変更後、金七千三百八十一万円、うち消費税額、金六百七十一万円。

三、契約の相手方、変更はございません。

四、契約の方法、変更前、指名競争入札。変更後、指名競争入札、設計変更に伴う契約の変更。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十六号、上下水道課長。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） それでは、議案第二十六号でございます。

建設工事業に関する協定事項の変更について。

令和二年六月五日議決、同日締結の令和二年度草津町下水処理場第一期建設工事業に関する協定事項の一部を、次のとおり変更し締結したいので議会の議決を求めらる。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきました。一ページに記載の内容を朗読いたします。

一の協定の対象につきましては変更はございません。

二の協定金額につきましては、変更前が七億三千七百三十万円、うち消費税額六千七百二十七千二百七十二円、変更後が七億三千四百三十万円、うち消費税額六千六百七十五万四千五百四十五円です。

三の協定の相手方につきましては変更はございません。

四の協定の方法ですが、変更理由といたしまして、内容変更に伴う協定の変更となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十七号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十七号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十七号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第二百九十条の規定により、議会の議決を求める。令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、提案理由と要旨がつけてございます。これにて説明を申し上げます。

一として、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が脱退せずに常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合には、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えるように改正するため。

二として、組織団体である桐生地域医療組合が令和四年三月三十一日をもって常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため。

三として、組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が、令和四年四月一日から邑楽館林医療企業団と変更されるため

の三点でございます。

次ページからは、協議書を添付させていただいております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十八号、議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、議案第二十八号の朗読と説明をさせていただきます。

議案第二十八号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第二項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委

員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第三項の規定により準用する同法二百五十

二条の二の二第三項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、一ページ、今回変更しようとする協議書となっております。

もう一枚おめくりいただき、二ページ目をご覧ください。

提案理由について説明させていただきます。

提案理由。

一、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和四年四月一日から館林市が加入するため。

二、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体である邑楽館林医療事務組合が、令和四年四月一日から邑楽館林医療企業団へ名称変更するため。

三、群馬県市町村公平委員会共同設置規約別表について所要の規定の整備を行うため。

以上となっております。

もう一枚おめくりいただきますと、三ページ目に新旧対照表が記載されてございます。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十九号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十九号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十九号 温泉引用許可事項の変更について。

草津町温泉使用条例第八条第二項の規定により、次のおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第十三条第一項第二号の規定により議会の議決を求めます。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所と氏名です。東京都港区西新橋一丁目一番一号、椿合同会社、代表社員、目黒正行氏。業種が旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積、許可湯量については、増加・増量はありません。

同敷地内施設紅葉館の引湯を廃止して、別棟おおるり露天風呂へ引用するための許可申請となります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第三十号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第三十号について朗読と説明を申し上げます。

議案第三十号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第一項第三号の規定により議会の議決を求めます。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

新旧の申請者の住所と氏名になります。新ですが、東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番九号、株式会社PCL、代表取締役、伊藤静香氏。旧ですが、吾妻郡草津町大字草津五五一番の一〇、山本大雅氏。業種、旅館。源泉名、万代。浴槽面積が五・〇四平方メートル、毎分十リットルになります。施設名ですが、旧山本ペンションとなります。

参考資料として温泉引用調査報告書を添付させていただいておりますので、ご覧いただけたらと思いますのでよろしくお願  
いします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で議案に係る説明を終わります。

ここで休憩をいたします。

一時に再開する予定です。よろしくお願いたします。

休 憩 午前十一時五十七分

再 開 午後一時

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

#### ◎総括質問

○議長（黒岩 卓君） 続いて、当初予算に係る総括質問を行います。

二番、有坂太宏議員。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。総括質問を行います。

まず、質問に先立ちまして、二〇二〇年に中国で発生した新型コロナウイルスは、現在オミクロン株という変異株となり、

二年が過ぎた現在でも世界中が新型コロナウイルス対策に翻弄されています。その中、草津では二〇二〇年二月十七日より新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、この二年間町民への支援金、事業所支援、小中学校、こども園などの給食助成金、高齢者への配食事業等、様々な対応をしていただいたことは大変評価させていただいております。今なお続くコロナ禍で町経済は疲弊しております。今後も国からの交付金を基に町民への支援策を講じていただきたいと思います。

また、現在行われている三回目のブースター接種において、現在の接種状況と今後の接種計画をお聞かせ願いたいと思います。また、先日、六十代の方より接種券が届いていないというお話も伺いました。接種券の発送状況も併せてお聞かせ願いたいと思います。

それでは、令和四年度施政方針並びに予算案について質問させていただきます。

施政方針では、町長就任以来十二年間取り組んでこられた財政の安定化は評価させていただいております。

そこで、町長の政策理念である「福祉と観光のまちづくり」についてお尋ねいたします。

財政の安定化が行われ、百年先を見据えた付加価値の高い町づくりとおっしゃられておりますが、町内の景観は以前より改善され、また、現在行っていた国道二九二号立体交差事業もその一環と思われるのですが、福祉と観光のモデルタウンの確立は今後どのように進めていくのか。特に、高齢者福祉に関してどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、観光の点でお尋ねいたします。

本白根の噴火から四年となりました。今年の国道二九二号、志賀草津道路の通行について、現在の白根山の活動状況、警戒レベルの今後の見通し、また、過日も話されておりましたが、白根山への登山道の再開等のご説明をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス対策について伺います。

さきにも述べましたが、新型コロナウイルスが流行して二年が過ぎ、いまだに終息の見込みがありません。感染症対策で、

町内に住所を有さない観光従事者への接種を行ったことは、ほかの市町村ではあり得ないことで、評価をさせていただいております。三回目の接種においても、町内に住所を有さない観光従事者への接種をお願いするものです。

また、経済の点でお聞きします。

終息が見えない中、町民の暮らしは、現在物価の上昇とともに今年の雪の多さでより苦しいものとなっております。国からコロナ対策特別交付金が配布されていると思いますが、町民生活援助のために町内で使用できる商品券の配布等をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。お隣の長野原町では、現在まで四回配布したとの情報も得ています。ご検討いただくことをお願いいたします。

今年度の一般会計予算についてお尋ねします。

九会計総額で対前年比七千七百万円増ですが、特別会計で八四・一％の減額、要因は公共下水道特別会計における下水道処理場の再構築事業費の変動とのことですが、四億円もの減額になったことの説明を求めたいと思います。

次に、福祉施策についてお尋ねします。

今年も引き続き、こども園、小中学校給食費の全額公費負担等、子供に対する継続的な事業を行っていただき誠にありがとうございます。また、昨年私が一般質問で取り上げた出産祝い金を予算化していただき感謝いたします。そして、安井議員が一般質問で行った高齢者への弁当配食事業も取り入れていただいたこと、大変ありがたく思います。そこで、この二つの事業内容の説明をお聞かせください。

次に、インフラ整備についてお尋ねします。

施政方針の中で、道路改良工事を主に整備拡充していくことですが、現在行われているグリーンハイツ内の道路はロータリーまで進んできているものと認識していますが、この先はどこまで進める計画でしょうか。木の葉、季の庭までの観光客は多く、そこまでの道路の傷みも激しく、住民からも早期に整備してほしいとの声を頂戴しています。また、草津原への道や昭和区内の道もあちこちで損傷しており、整備の必要があると思います。今後の道路整備計画についてお聞かせくだ

さい。

次に、衛生費についてお尋ねいたします。

クリーンセンターの老朽化により、毎年多額の予算が維持管理費に充てられています。今年度もクリーンセンター運営事業の維持管理費で、建設改良工事において約六千二百万円の予算計上となっています。修繕、補修が可能なうちはよいですが、いつ大規模な故障が発生するか不安に駆られております。吾妻広域ごみ焼却場の現在の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、教育についてお尋ねします。

コロナ禍がきっかけで全国では、不登校、いじめ、家庭内DVなどが急増、深刻化し、子供も教員も疲弊している状況が続いています。学校現場での対応にも困難が増していると思われれます。教職員のメンタルヘルス対策も急がれ、現場の困窮に見合った教員配置が求められていますが、現在、草津町では、コロナ禍で新たに不登校になったりいじめがあったことなど、把握はしているでしょうか。また、教職員のメンタルや適切な人材が確保されているのか、お聞かせください。

また、昨年人事院勧告で公務員の給与を減額しましたが、国の今年後予算においては、学童保育や保育園で働く保育士、幼稚園教諭、保育教諭等への月平均九千円引き上げることが盛り込まれています。この予算は、公立の保育園、学童保育にも適用すると言われています。草津町にはベルツこども園がありますが、こども園で働く職員の数は適切でしょうか。また、予算を見ますと、昨年とほぼ同額の予算計上になっていますが、国からのこの引上げに関する通達は承知しているでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

質問は以上です。

最後に、福祉と観光のモデルタウンの確立への理念の下、魅力ある町づくり、安心安全な町づくり、福祉と教育、無駄のない予算執行をお願いし、総括質問とします。終わります。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の当初予算総括質問に対する答弁をさせていただきます。

一として、ワクチン接種に関する接種券の状況についてであります。

保健センターにおけるワクチン接種事業に関しては、二月七日から三回目接種として開始し、医療従事者やエッセンシャルワーカーなどを含め、二月中に一千三百九十三人の接種を終え、今後、四月まで約四千三百人の接種を進めてまいりたいと思っております。

ご質問の接種券の送付状況については、先日、町内回覧でお知らせしましたとおり、二回目の接種を基に段階的に発送しております。現在までに三千八百人分の送付が完了し、今後、順次発送していく予定ですのでご理解をいただきたいと思っております。

関連の質問の住所を有さない観光従事者への接種につきましても前回と同様とし、計画的に進めてまいりたいと思っております。

つまり一回で発送しますと、大変電話等が混雑するので、発送先を順次、少しずつ少しずつ発送していますので、まだ届いていないというクレームも聞いておりますけれども、間違いなくそれが届き、接種が受けられるということを有坂議員のほうからも口添えをしていただければと思います。

続いて、二番の福祉と観光のモデルタウンの確立についてであります。

次に、私の政策理念である「福祉と観光のまちづくり」に関する質問であります。

施政方針に書いたとおり、私はこれまでの三期十二年間、町長としてのかじ取りを担う中で、強く安定した財政基盤の構築に努めてまいりました。それは、将来を見据えた新たな観光地づくりを目指し、思い切った観光施策を展開することによって、町の活性化、入り込みの増加を図ってきたものであります。これらによって好転した財政力を土台として、様々な福祉政策や教育施策を進めてきたものと言えるかと思えます。この循環を生み出し、今後も計画的に各事業を進めていくこと

によって、持続可能な福祉と観光のモデルタウンが確立できるものと考えております。

この中で福祉施策についてであります。

福祉と観光のまちづくりに関連した質問の高齢者福祉政策の進め方についてであります。基本的な考えをいたしまして、草津町地域福祉計画に基づき推進するものであり、自助・互助・共助・公助の考え方による共生社会の実現を目指していきたいと思っております。

具体的には、介護予防把握・普及啓発事業として実施するにっこり健診や、受診後の事後指導を重視し、地域包括支援センターにおける高齢者サロンの実施や介護予防サポーターの育成、健康運動指導士の派遣等により、事業を充実させていきたいと思っております。

また、町民に楽しみながら介護予防や健康意識を高めていただくため、健康寿命の延伸を図り、元気な高齢者の増加によって介護保険料の給付費を抑制したいと思っております。これらの取組によって、現在の介護保険料の月額三千三百円はまさに日本一の保険料でありまして、どこの市町村も大変保険料が足りないということで、毎年値上げしているような状況であることをご理解していただきたいと思っております。

ご質問のひとり暮らし高齢者配食事業については、七十歳以上の単身世帯を対象として、月二回の予定で実施いたします。一昨年にコロナ感染症対策として実施したところ大変好評をいただき、感謝の声が寄せられました。前回同様、町内の弁当調理事業者の協力を得て、栄養摂取面と食の適正化はもとより、訪問による安否確認を重視しながら取り組んでまいりたいと思っております。

この事業が大変評判がよかったのは、なかなか独り暮らしで外へ出ないとしゃべることがないということで、配達るときにスパの選手なんか場所によっては行ったということ、大変心待ちにしているという話も聞きましたので、一番は弁当を配ることですけれども、同時にやはり安否確認というものをこれからの高齢社会でしてまいりたいと思っております。これは安井議員から出た提案ですけれども、これを実施してまいりたいと思っております。

また、福祉施策として新たに措置した出産祝い金につきましては、子育て世帯の支援策として令和四年四月から実施いたします。支給対象は、草津町で住民基本台帳に登録される出生児で、第一子と第二子は五万円、第三子は十万円、第四子は十五万円の祝い金とする計画といたしました。詳細については、広報いでゆ等でご案内をさせていただきますが、新年度予算においても、園児から中学までの給食の完全無料化の継続や高校生の就学費補助など、全ての子供たちに行き届く支援を実施してまいりたいと思っております。

次に、観光施策であります。

白根山の登山道の再開ということで、観光施策に関して白根山の登山道の再開についての質問ですが、ご承知のとおり、草津白根山については昨年から噴火警戒レベルは一の状態が継続しております。現在、冬季閉鎖中ではありますが、四月には志賀草津高原道路の再開通が予定されております。現段階において四月以降は、警戒レベルに変化がなかった場合、また、レベルが上がった場合を想定して、それぞれの対応を検討している状況にあります。

ご質問の登山道の再開については、警戒区域外となる西側登山道の開通や駐車場とトイレの開放、監視を兼ねた売店の再開などを検討事項として、現在、気象庁や火山学者等の関係機関との協議を行っております。判断に当たっては、これまでどおり安全と安心の確保を最大限に考え、サイエンスの観点を重要視しながら、適切な決定をしていきたいと考えております。

私のところに東工大の小川先生と寺田先生にお願いいただき、一時間半も協議をしたわけですが、よく学者の言葉でイベントという言葉、活動化することをイベントと言うんだそうです。そして、そのイベントはまだ収まっている状態ではないと。ただ地震が静かなだけであって、山体膨張等々のいろんなものを考えると、まだそれが終息したとは宣言できない状態にあるという判断を持っております。また、副町長のほうが、気象庁や東工大のほうに出向いて調整をしているところでありませけれども、今の段階で何とも言えないんですけれども、登山道を開放できるか否か、そして、気象庁に對して、私はレベル一であつてもなかなか登山というものは慎重にいききたいという、約束事もありますので、その辺の中で

気象庁との折り合いがつか、また、群馬県と折り合いがつか、また、予知連の先生方と折り合いがつか、大変難しい判断でございますので、できるならば、私の考えは、登山道が仮に駄目だとしても駐車だけさせてトイレ休憩ができればとも考えております。いろんな案を今模索しているところでありますけれども、今現在決定がなされていない。

そして先日、後二回地震が上がると、そうすると規定の九回、十回に達するので、レベル二に引き上げるという情報が気象庁から来ました。そういうような状況でありますので、非常にデリケートな動きをしているということをご理解しておいていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、サイエンスを第一に判断していかなければならないと思っております。

続いて、特別交付金の活用による商品券の配布要望についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策における経済支援としての国の特別交付金による商品券の配布をとの要望であります。この交付事業の事業名は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金であり、交付基準に関しては自治体ごとの財政規模によるため、草津町は財政力の高さから交付額は決して多くはありませんが、ご承知のとおり、町内経済対策事業として草津温泉プレミアム商品券を町内限定の地域クーポン券として発行し、今一億を超える販売実績となり、町民や町内事業所にとっては大変有意義な活用ができたものと認識しております。

ご質問に、隣町の自治体が商品券を数回配布したとのことですが、今年度は一律一万円の支給を一度行ったようで、当町のプレミアム商品券は一万円の購入で二万円分が使用できるという仕組みですので、経済支援やその効果は大きかったものと判断しております。

令和四年度についても、国の動向を把握しながら町民や町内事業所の支援を行ってまいりたいと思っております。

他の町村は、細かく少しずつやったというケースと、うちの場合は一気にどんとやったやつ、それぞれ評価が違ってくると思うんですけども、それともう一つ、きついのは草津町では財政力指数というのが高いです。今でもやはり〇・七四から八に到達しようとする。そうすると、例えば〇・四の自治体がやろうとすると、その事業費を単純計算すれば、〇・四

ならば六が対象になるんですけれども、うちの場合は例えば〇・八とすると、その二しか交付税算入されてこない。財政力の違いでも不利益を被るところがあると。でも、やはり財政力の強いところのほうが自治体の力はあるということも付け加えさせていただきたいと思います。

次に、下水処理場は使用開始から四十四年が経過しており、老朽化と耐震性不足を解決するため、平成二十七年の長寿命化計画から、その後、軟弱地盤対策や実施設計などを経て、現在、六十九億の総事業費により、令和十二年までの計画で現有施設の再構築を進めているところであります。

皆さんにも、私は当初は五十億と言っていたんですけれども、これがどんどん事業費が変更になりますと、もうあつという間にそれから二十億近く上がっているというものでありまして、大変お金のかかる問題であります。これを十年計画でやっつけていかなきゃならないということをご理解していただきたいと思えます。

質問の再構築事業費の変動に伴う四億円の減額については、総事業費の約六十九億から四億が減額になるものではなく、年度ごとの工事費の変動により、総額は変わらず、年度により四億の差が生じる。ですから、今年少なくともその分がほかの年度で上がっていくという、そういう意味になるかと思えます。そのようにご理解いただきたいと思えます。

年度による工事費の変動については、前年度は、令和元年度から令和三年にかけて実施した第一期工事の最終年度で、建築や機械費が主な工事のため、約五億円の工事費であったのに対し、令和四年度から令和七年度にかけて実施する第二期工事が今年度から始まりますが、土地造成などあまり費用のかからない初期工事を行うため、一億円の工事費を計上しており、その差が四億円となるというものであります。

処理場の再構築は長い年月を要するため、費用の平準化に配慮した事業計画としておりますが、このように工種や施工規模によって年度により事業費が増減してしまう場合がございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

次に、インフラ、道路整備についてであります。

インフラに係る道路整備の質問であります。道路改良工事については舗装面の整備ではなく、危険度、重要度、利用頻

度を勘案して路線を抽出して、路盤の改良を含めた道路改良の着手に取り組んでいるところであります。建設当時の路盤構成を勘案して、整備の順位を決めております。令和四年度におきましては、継続中の道路改良工事二路線、舗装補修工事三路線を実施する計画となっております。

ご指摘のとおり、整備の必要がある箇所が多いこと、また、町民の皆様から早期に整備してほしいとの声があることも承知しておりますが、整備には多額の費用と時間を要する点はぜひご理解いただきたいと思っております。

また、継続中でありますグリーンハイツ内の道路改良工事は引き続き継続し、実施して、年次計画をもって最終的には昭和区の公園手前の交差点まで、これの路盤改良を進めてまいりたいと考えております。

今後も、安全安心の町づくりのため整備を続けていきたいと思っております。

今までのやり方は道路が傷む。そうすると、オーバーレイといって、何もしないでその上に舗装をかける。その年はきれいになったように見えるんです。一年たつと、またがたがたになっている。非常にこの投資が無駄だという判断をしましたので、時間がかかるんですけれども、これからの道路整備は、全部凍結深度まで一回掘って、そしてバラスの入れ直しをして、それで年が変わっても路盤が傷まないような道路の改良を考えております。ですから、土木課長にはその辺で、どこをどういうふうにしたらいんだということを挙げさせておりますけれども、今年度総体的な予算が決まっておりますので、その中で今答弁したものをさせていただきたい。今後も整備をしていく方針に変わりはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、クリーンセンター関係についてであります。

ご質問の吾妻郡広域化による新ごみ処理施設建設の進捗状況についてご報告申し上げます。

令和二年七月に、一部事務組合である吾妻環境施設組合が設立され、吾妻郡広域化による新ごみ処理施設建設に向けた協議を行っております。まず、事務局体制として、令和四年より東吾妻町役場内に事務局を設置し、専任職員の配置を予定しております。

建設候補地の取得状況であります。現段階では令和四年三月末を目標とした国土交通省から財務省への所管替えを行い、財務省が公募に向けた手続に入り、取得等要望を公表した後に、吾妻環境施設組合より事業用地取得等要望書を提出し、令和四年度内の事業用地確保を目指しておるものであります。

なお、建設候補地取得作業と並行して、交付金要望のための各種計画の策定を行い、事業用地確保後には、交付金を活用した測量、地質調査、生活環境調査等の建設に向けた準備を進めております。

新ごみ処理施設の施設稼働の時期については、令和十二年度前後から令和十三年度当初を今予定しているということでありまして、これまで示されていた施設稼働時期より二、三年ほど遅れることとなりますが、ご理解していただきたいと思っております。

東吾妻町に事務局ができ、その議会ができ、物事が動いているんですけども、ようやく今、所管が国交省から財務省に移管するというような流れになってきたようでありまして、一つの例で、草津町も下水処理場が同じようなものでした。あれは、厚労省のものを売買するときには、これを財務省に一度移管するんです。それで、当方としては全額無料で提供してほしいというお願いをして、政治家も動いてくれたんですけども、三分の二を国がプレゼントすると、三分の一は買いなさいと。結構いい値段なんですけれども、そこに建っていた建物を壊してくれましたから、結果としてはほぼ無料で頂いたというような形になるうと思えますけれども、これも当初から、このお金は無料という想定を首長の間では意識を持っていきますけれども、恐らく一定の金額については買い取れというものが、私のこれは考えですけれども、出てくるんじゃないかと思えますので、今後の状況によって、また議会の皆様にお知らせしたいと思います。

次に、教育関係についてであります。

新型コロナウイルス感染症が原因になるいじめ問題等の質問については確認されていませんが、感染の不安から登校を控える児童生徒が数名いるという教育委員会からの報告ですので、児童生徒のために引き続き適切な対応を取るよう指示いたしました。

また、教職員のメンタルヘルス対策については、人事部局であります総務課と連携を図り、教職員にもストレスチェックを実施するなどの体制を整えております。教職員の人員の確保については、県教育委員会との連携に努め、適切な人員配置ができるかを確認しております。

関連して、こども園の職員に関する質問であります。国は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善として賃上げを行うための新規特例交付金を設けましたが、この交付金については一時的な政策であることや、公設公営であるベルツこども園の職員については、これまでの過程において、多くの臨時職員等を町の正規職員として雇用してきたことなどから、民間施設よりも待遇は厚遇、厚い手当てがされていると私は認識をしております。

また、ご質問のこども園で働く教職員の数につきましては、厚生労働省が示す基準配置数に対して適正数となっております、さらに産休や退職者に対応できるように、会計年度任用職員の確保にも努めておりますが、これらのことから、園児への個別対応や丁寧な関わりを考えた上で適切な人員配置ができていくものと認識しております。

特に保育士の数を必要とするのは未満児と称される園児の方々でございまして、それに対しては保育士一人が見るのが三人までというような基準があるそうですけれども、これを全てクリアできるかという点、なかなか厳しいものがあるうかと思えますけれども、保育士の雇い上げをしたいという考え方を町で持っているんですけれども、どこでも保育士の取り合いをしておりますので、大変難しい中でこのベルツこども園を運営していかなければならない。さりとて、今現在こども園が回らない状態ではなく、臨時の方々がおりますので、実態としては運営ができていくというふうに町長としては認識を持っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、よろしいですか。

以上で当初予算に係る総括質問を終わります。

◎議案第一号く議案第三十号の委員会付託

○議長（黒岩 卓君）

お諮りいたします。議案第一号から議案第三十号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり、おのおの担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君）

異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎推薦第一号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君）

続いて、推薦第一号 人権擁護委員候補者の推薦について上程いたします。

説明を願います。総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）

それでは、推薦第一号について朗読と説明をさせていただきます。

推薦第一号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を草津町における人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求める。

令和四年三月七日提出、草津町長、黒岩信忠。

人権擁護委員さんにつきましては、三名の方に就任していただいておりますが、うち一名が任期満了を迎えることから、人権擁護委員の候補者の推薦に当たり議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする方につきましては、後ほど町長から提案をいただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 説明が終わりました。

推薦第一号 人権擁護委員候補者の推薦について町長から氏名の提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 推薦第一号、人権擁護委員候補者であります。住所が草津町大字草津三百十一番地、氏名、浅見昭二さんであります。再任ということでございますので、ご同意をいただきたくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） ただいま、町長から氏名の提案がありましたので質疑を行います。  
質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） 質疑がなければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思いますけれども、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。推薦第一号 人権擁護委員候補者の推薦については、ただいま町長から提案のありました浅見昭二氏を推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいまの宣告のとおり浅見昭二氏を推薦することに決定いたしました。

#### ◎議事予定の決定

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。二月二十二日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（黒岩 卓君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における議案等の審査につきまして、よろしくお願いしたいと思います。これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後一時三十二分

第  
二  
日  
三  
月  
十  
五  
日  
（火曜日）

本  
会  
議

令和四年第三回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和四年三月十五日（火曜日）午前十時開議

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 議案訂正の件
- 第四 付託議案にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
温泉温水対策特別委員長
- 第五 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第六 議案第二号から議案第四号 質疑・討論・採決
- 第七 議案第五号から議案第七号 質疑・討論・採決
- 第八 議案第八号・議案第九号 質疑・討論・採決
- 第九 議案第十号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十一号から議案第十三号 質疑・討論・採決
- 第十一 議案第十四号・議案第十五号 質疑・討論・採決
- 第十二 議案第十六号・議案第十七号 質疑・討論・採決
- 第十三 議案第十八号 質疑・討論・採決
- 第十四 議案第十九号・議案第二十号 質疑・討論・採決

- 第十五 議案第二十一号 質疑・討論・採決
- 第十六 議案第二十二号 質疑・討論・採決
- 第十七 議案第二十三号・議案第二十四号 質疑・討論・採決
- 第十八 議案第二十五号・議案第二十六号 質疑・討論・採決
- 第十九 議案第二十七号・議案第二十八号 質疑・討論・採決
- 第二十 議案第二十九号・議案第三十号 質疑・討論・採決
- 第二十一 追加議案上程
- 第二十二 発議第一号から発議第三号 質疑・討論・採決
- 第二十二 議員派遣の件
- 第二十三 付託議案外にかかる委員長報告
- 議会議長・副議長・総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
温泉温水対策特別委員長・災害・経済対策特別委員長  
議会改革特別委員長
- 第二十四 一般質問
- 第二十五 閉 議
- 第二十六 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十二名)

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 一 番   | 安 齋 努 君   | 二 番   | 有 坂 太 宏 君 |
| 三 番   | 市 川 祥 史 君 | 四 番   | 安 井 尚 弘 君 |
| 五 番   | 小 林 純 一 君 | 六 番   | 金 丸 勝 利 君 |
| 七 番   | 中 澤 康 治 君 | 八 番   | 湯 本 晃 久 君 |
| 九 番   | 中 澤 広 夫 君 | 十 番   | 黒 岩 卓 君   |
| 十 一 番 | 宮 崎 公 雄 君 | 十 二 番 | 宮 崎 謹 一 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

|                   |           |               |           |
|-------------------|-----------|---------------|-----------|
| 町 長               | 黒 岩 信 忠 君 | 副 町 長         | 福 田 隆 次 君 |
| 教 育 長             | 富 澤 勝 一 君 | 総 務 課 長       | 石 坂 恒 久 君 |
| 税 務 課 長           | 黒 岩 一 弘 君 | 企 画 創 造 課 長   | 田 中 浩 君   |
| 観 光 課 長           | 宮 崎 健 司 君 | 住 民 課 長       | 堀 田 高 史 君 |
| 福 祉 課 長           | 中 澤 一 夫 君 | 健 康 推 進 課 長   | 宮 下 耕 次 君 |
| 生 活 環 境 課 長       | 宮 崎 雄 一 君 | 温 泉 課 長       | 関 下 亘 君   |
| 上 下 水 道 課 長       | 川 島 和 武 君 | 会 計 管 理 者     | 一 場 礼 子 君 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 白 鳥 正 和 君 | 土 木 課 長 補 佐   | 山 口 克 己 君 |
| こ だ も み ら い 課 長   | 高 井 洋 一 君 | 土 木 課 係 長     | 佐 藤 俊 之 君 |
| 福 祉 課 係 長         | 越 前 谷 学 君 | 企 画 創 造 課 主 査 | 白 田 直 樹 君 |

総務課主任 清水聡之君  
温泉課主任 小山慎太郎君

事務局職員出席者

議会議務局長 萩原健司  
議会議書記 大坪真理子

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（黒岩 卓君） おはようございます。

ただいまの出席議員は十二名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 卓君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎議案訂正の件

○議長（黒岩 卓君） 初めに、議案訂正の件を議題といたします。

議案第十八号について訂正の申出がありましたので、説明を願います。

温泉課長。

○温泉課長（関 亘君） 大変申し訳ございません。

議案第十八号につきまして訂正をお願いしたく、説明をさせていただきます。

正誤表、議案第十八号 温泉資源の保護等に関する条例の制定についてでございます。

お手元の正誤表をご覧ください。

訂正内容については五ページになります。

第三章、諮問及び聴聞、審議会その他の合議制の期間への諮問という文面になります。その文中の「期間へ」という文面

が、漢字が違いましたので訂正をお願いします。上段が正しい「機関」、下段が誤りの「期間」になります。訂正をお願いいたします。

今後、このような誤りのないよう十分に気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本件については、ただいまの説明のとおり訂正の申出を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は承認することに決定いたしました。  
お手元の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

#### ◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） おはようございます。

令和四年第三回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、三月八日、この本議会場で委員六名、傍聴議員六名の出席の下、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算について。

令和四年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において四十三億四千三百四十一万円

を計上するものであります。

歳入の主な内容につきましては、一款町税で十六億八千百十三万四千円、七款地方消費税交付金で一億七千三百九万五千円、十一款地方交付税で七億三千万円、十八款寄附金のうち草津よいとこ元気基金寄附金六億円、十九款繰入金については草津よいとこ元気基金や財政調整基金など基金の繰入金として六億五千九百八十九万六千円、二十二款町債において土木債や臨時財政対策債等で二億五千四十六万円などであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、二十五億八千八百八十八千円を計上するものであります。

歳出のうち、主な事業としては、一款議会費において議会運営事業として六千二十四万五千円。

二款総務費、一項総務管理費のうち一目一般管理費、一般行政経費の人件費として一億八千二百八十四万九千円、五目企画費で情報化推進対策事業として一千七百七十八万二千円、十一目ふるさと納税事業費で、寄附の積立金などで六億七千四百十五万九千円。

七款商工費においては、商工業振興費のうち町内事業者振興事業として観光協会宣伝委託や誘客推進対策事業などで二億四千九百七十一万九千円。

八款土木費、四項都市計画費のうち、温泉門建設工事や街なみ環境整備修景助成事業などを計上した国庫支出金による都市計画整備事業として一億七千八百七十四万円。

九款消防費では、常備及び非常備消防費として一億六千七百五十二万七千円、そのほかに災害対策費において役場庁舎における自家発電機を七十二時間対応に更新するための経費として四千三百万円。

十一款の公債費における元金償還については三億七百九十九万九千円の計上となっております。

委員会の審議では、歳入においては、町当局から、コロナ禍の影響による厳しい状況やその情勢下にあっても草津町の潜在的な集客力等を鑑み、より現実味のある見積りを行い、現年課税分及び交付金関係については総じて対前年比で増額の予算見積りとした旨の説明を受けました。

委員からは、税の滞納関係について、徴収猶予の特例について質問がなされ、当局からは、国からの制度的な猶予の延長は示されていないが、町としては状況に応じて同等の対応ができるよう柔軟に取り組んでいきたいとの説明がありました。

歳出では、コロナ禍の影響や他国での軍事侵攻の状況に鑑み、海外姉妹都市交流事業における渡航等の実施については心配があるとの質疑がなされ、情勢、状況を考慮し適切に判断していきたいとの説明がなされました。

また、群馬県移住支援金事業に関連した定住・移住促進関係について、より有効的な周知の手だてをとる意見が出されたほか、委員からは、公園の整備、ツール・ド・草津等の観光イベントの方向性、さらに、白根山の防災対策や公共施設整備計画の内容についてなど、町民目線に立った質問や観光施策への活発な意見がなされました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

(二) 議案第九号 令和四年度草津町千客万来事業会計予算について。

本議案は、令和四年度の千客万来事業を執行するための収益的勘定と起債償還や建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

収益的収入の主なものは、指定管理者からの使用料収益に加え、携帯アンテナ基地局等の設置料であり、総額では三億一千七百六十二万八千円の計上であります。

収益的支出の主なものとしては、職員の人件費、事務管理に要する経費、国有林の借地料、減価償却及び資産減耗費、消費税、企業債利息、一般会計への繰出金等であり、総額では一億九千六百五十六万六千円の計上であります。

収益から支出を差し引いた当年度の利益は一億二千二百二十五万五千円であり、資本的収入及び支出では、資本的収入では、株式会社草津観光公社への長期貸付金の返還金などとして六百万二千円、資本的支出では、主に将来を見据えた投資につながる建設改良費と温泉温水供給事業会計への他会計借入金償還金などで六千八百六十九万八千円を計上しております。

委員からは、天狗山に整備するブランコの形状と群大病院跡地に整備する駐車場に対し、町の外周にある他の駐車場との連携体制における質問があり、当局からは、ブランコのイメージ図の提出と外周の駐車場との連携については、お客様が車

ではなく歩いて町を散策していただくことによって活性化が図れるとの考えが示されました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第十号 令和三年度草津町一般会計補正予算（第九次）（担当項目）。

令和三年度草津町一般会計補正予算（第九次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一億六千三百六十六万九千円を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容につきましては、一款町税で一億一千四百三十九万円の減額、十款地方特例交付金において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で一億九千四百五十万円の増額、十一款地方交付税において、普通交付税で一億一千七百五十三万五千円の増額、二十一款諸収入、雑入において熱乃湯、御座之湯、バスターミナルの施設使用料において三千百五十万円の減額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として二億四千八百九十二万三千円を増額しようとするものであります。

主な内容としましては、一款議会費で機器購入費の実績差額により八百五十万円の減額。

二款総務費では、財政調整基金への積立て二億四千万円の増額、同じく総務費で減債基金への積立てとして六千九十四万五千円の増額。

七款商工費のうち、商工業振興費において、くさつ温泉感謝券や草津温泉プレミアム商品券事業について一千九百六十四万円の減額、同じく商工費の観光費では、新型コロナウイルス感染症の影響などを受けイベントの中止などによって一千七百五十八万三千円の減額。

八款土木費、都市計画費では、国庫支出金による都市計画整備事業や町単独都市計画整備事業の実績額に応じて一千七百二十七万五千円の減額となっております。

質疑の中で、委員からは、観光費における減額予算について、道の駅での観光案内等について草津町としてより充実させていく方向性を前向きに検討すべきであるとの意見が出され、当局からは、温泉門関係の整備と併せ一体的に向上させる方

法について検討していききたいとの説明がありました。このほか、バスラッピング事業や都市計画整備事業に係る電柱地中化の考え方や御座之湯外壁補修工事の債務負担行為の確認など、細部にわたって活発な意見が交わされ、当局から丁寧な説明を受けました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

(四) 議案第十七号 令和三年度草津町千客万来事業会計補正予算(第三次)。

本議案は、令和三年度の千客万来事業会計の執行に当たり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛などの影響から、株式会社草津観光公社の売上げベース全体が対前年比で二一%程度増加になる見込みであるものの、目標の売上げには達する可能性が低く債務超過となるおそれがあるため、当局よりこの対応策として使用料収益の一部を減免したい旨の説明がありました。

また、長引く白根山の火山活動に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、スキー場事業の営業が伸び悩んでいることから、資本的支出において天狗山の活性化を図ることを目的とし、ブランコ設置による設計業務委託費の追加計上の要望がありました。

なお、その他については、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出ともに決算に向けての計数整理による補正予算となっております。

こうした状況から、千客万来事業収益の営業収益では一億二千二百九十五万六千円の減額を行い、営業外収益においては、劣後ローンの貸付利息と建物罹災共済金として四十二万五千円の増額を計上しておりますが、収益的収入の総額においては、一億二千二百五十三万一千円と大幅な減収となりました。

また、収益的支出では、施設使用料を減免したことによる消費税額の減額等により、総額で一千二百十九万四千円の減額となっております。

次に、資本的支出においては、天狗山に設置するブランコの設計業務委託費として百四十二万九千円の増額計上を行って

おり、これらのことを踏まえてキャッシュフロー計算書においては、九億六千八百八十九万一千円が期末残高の資金となる見通しであるとの説明を受けました。

当局からは、今回の収益的収入における大幅な減収は、収益施設の多くの指定管理を行っている株式会社草津観光公社が債務超過に陥らないための緩和措置であり、次年度以降は経営状況に推移した施設使用料の見直しを考えていくとの説明がありました。

委員からは、施設使用料減免の事業別内訳の詳細について質問があり、当局からは、各事業別の減額後の施設使用料額と減免総額について説明がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

(五) 議案第十九号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

本議案につきましては、国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和がなされたことから、当町の条例についても同様の改正を行うものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

六、議案第二十二号 草津町小口資金融資促進条例の一部改正について。

本議案につきましては、群馬県と草津町との協調融資で行っている小口資金融資制度について、借換え制度及び借換え条件の緩和措置並びに融資期間の延長措置を令和五年三月末までの一年間延長することから、当町においても同様の改正を行うおうとするものです。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

(七) 議案第二十三号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部改正について。

本議案につきましては、草津温泉スキー場における今年度にイベントとして営業を行った天狗山キャンプ場について、常

施設として運営するため条例の改正をしようとするものです。

委員からは、キャンプ場の場所や区画数、利用方法等の質問がなされ、特に火を使うことから火災等の心配はないか等、安全対策について配慮するよう要望がなされました。

当局からは、場所や区画等について詳細な説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

八、議案第二十四号 指定管理者の指定について。

本議案につきましては、草津温泉熱乃湯の指定管理者について、公募の特例措置によって選定された一般社団法人草津温泉観光協会を指定するための議案であります。

草津温泉観光協会は、従来から地域の伝統芸能及び文化の振興に寄与する活動を行っており、事業を持続させるための実績を有していることから、この法人が最適であると判断したとの説明でありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

九、議案第二十五号 工事請負契約事項の変更について。

本議案につきましては、社会資本整備総合交付金事業、草津温泉駐車場建設工事の請負契約事項を変更するものであります。

当該工事の繰越しに伴い、今年度の国費の対象事業費に工事費の精算をしようとするもので、当初の工事請負額に百二十一万円を増額し、工事請負変更契約として七千三百八十一万円に変更しようとするものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十、議案第二十七号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体において、邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に変更され、手数料の支給における共同処理について所要の改正を行うための協議となっております。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十一、議案第二十八号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、令和四年四月一日から館林市が加入し、加入団体である邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称変更すること、また、規約別表において、群馬県後期高齢者医療広域連合と吾妻環境施設組合の記載順の入替えを行うことから、所要の改正を行おうとするものです。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 民教土木常任委員会委員長報告。

令和四年第三回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、去る三月十日、ここ本会議場において慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において四億五千二百三十八万四千元であり、主なものは、地方譲与税二千二百五十万円、分担金及び負担金一千五百十二万五千元、使用料及び手数料六千八百九十万五千元、国庫支出金一億四千九百九十三万円、県支出金一億四千六百一十一万七千元、諸収入四千二百五十六万円であります。

工事請負費で、第二焼却炉耐火物改修工事で六千二百四十五万円が計上されています。

土木費では、土木管理費で木造建築耐震事業への補助及び耐震改修促進計画策定業務として三百八十二万六千元、立体交差建設事業では、カルバート設置及び地盤改良工事並びに関連費用として八千二百万円、空き家対策事業では、空き家調査

費及び除去事業者への補助として七百三十万円が計上されております。

道路橋梁費では、各事業の総額として一億二千五百八十八万円が計上されており、その内訳は、道路橋梁維持費で除雪作業車両維持管理及び道路除雪作業で増額計上となっております。他の事業は昨年並みとなっております。五千九百四十九万二千円を計上、道路新設改良費では、国庫支出金による道路整備事業及び町単独道路整備事業並びに既存道路の維持管理修繕工事として六千五百六十一万六千円が計上されております。

住宅費では、町営本白根団地については各部屋の維持修繕、施設整備維持管理費を計上、町営中島団地については各部屋の維持修繕、施設整備維持管理費及び工事請負費として屋根の改修工事を計上、賃貸住宅前原ハイツについては施設の維持管理費を計上し、総額三千八百一十二万円が計上されております。

委員より、立体交差事業、空き家対策事業について、活発な質疑が行われました。

教育費では、学校教育関係で、小学校費及び中学校費で九千八百万八千円を計上し、子育て支援の関連予算として、学童保育児童室の運営経費で一千三百九十九万九千円、高校生等就学費補助事業で五百四万円、児童生徒給食費無償化分として一千五百五十一万九千円が計上され、社会教育関係では、群馬草津国際音楽協会への補助金二千七百十四万円、令和四年度が吾妻郡民スポーツ大会の開催地となるため百四万三千円を計上し、そのほかに、体育施設指定管理委託料で、昨年と同額の三千四百三十三万円が計上されております。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、県への納付金の増額により前年度より九百六万六千円の増額の九億一千八百十六万四千円の前算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税で一億六千八百四十万八千円、県支出金は、給付費に係る費用が全額交付されることから、特別交付金と合わせて六億八千三百二十二万七千円、繰入金においては、一般会計繰入金で五千四百八十六万五千円、

保険税軽減対策として基本繰入金で一千八百七十九万一千円が主なものとなっております。

歳出の主なものは、賦課徴収費で二百六十一万七千円が計上されております。保険給付費で、医療費に係る給付費六億六千八百五十一万円、国民健康保険事業納付金においては、県への納付金として二億一千五百二十六万円、保険事業費では、特定健診事業、人間ドック助成金として一千四百万円が計上されております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第三号 令和四年度草津町介護保険特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、前年度と比較して九百七十四万九千円増額の五億八千八百四万五千円の予算となっております。

歳入の主なものは、保険料は、保険者人数の変動により若干の減額計上ですが、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金で給付費が増加したことにより増額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で三年度実績と四年度見込み等から九百一十一万四千円増の四億九千八百九十九万四千円の計上、地域支援事業費で地域包括支援センター運営事業や生活支援体制整備事業等の費用として四千四百九十五万八千円の計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第四号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、前年度より一千二百二十三万九千円増額の一億二千七百八十九万九千円の予算となっております。

歳入においては、後期高齢者医療で対象者の増加を見込み九千二十六万八千円、繰入金では、一般会計繰入金三千三百一十一万一千円が主なものとなっております。受託事業収入において二百六十二万円。

歳出においては、保健事業費で、特定健診事業、人間ドック助成金四百四万円、後期高齢者医療広域連合納付金において

一億二千八万七千円が主なものとなっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第五号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、処理場再構築事業において、前年度までの第一期工事から第二期工事に移行することに伴い、今年度は事業費の少ない工程となることから、歳入歳出共、前年度より四億一千百三十三万七千円減額の三億六千七百七十七万一千円となっております。

歳入の主なものは、使用料で一億九千八百万円、再構築に係る社会資本整備交付金で七千三百八十万円、一般会計の繰入金で一千六百四十六万七千円、再構築に係る公共下水道事業債と公営企業会計移行による適用債を合計して七千八百五十万円の計上となっております。

歳出の主なものは、再構築第二期工事の今年度の工事費及び令和五年度から予定している第二期工事の水処理施設に係る設計委託費、公営企業会計移行业務費、現有施設の修繕・維持管理費などの計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第六号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、歳入歳出共に四百三十八万八千円となっております。

歳入の主なものは、使用料で四百十五万四千円、繰入金で二十二万九千円の計上がされております。

歳出の主なものは、簡易水道の維持管理費及び修繕費、満容量水器の交換工事となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第七号 令和四年度草津町水道事業会計予算。

本議案は、令和四年度の水道事業を執行するための収益的勘定と、建設改良工事に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は二億四千五百九千円で、前年に比べ九百五十八万三千円の増収予算となっております。

収入の主なものは、水道使用料二億一千九十万二千円であり、続いて、事業費用の総額は、二億六百四十二万二千円で、前年とほぼ同予算であり、歳出の主なものは、水源を含めた各水道施設の維持管理・修繕・運転経費などとなっております。次に、資本的収入につきましては、加入者負担金ほか前口簡易水道事業特別会計からの貸付金の償還に伴い、前年とほぼ同額の百五十万八千円の計上であります。

続いて、資本的支出の総額は八千五百四十万一千円で、前年に比べ二千七百四十四万四千円の減額となっております。

主な事業は、町内の老朽管の継続的な布設替え工事で、道路改良などに関連する工事と同時に施工することで効率化を図るものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十号 令和三年度草津町一般会計補正予算（第九次）（担当項目）。

草津町一般会計補正予算（第九次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入では、七千三百七十八万円を減額するものであります。主なものは、分担金及び負担金では、高齢者在宅福祉事業費負担金で、町内巡回バス利用者の減から百二十四千円の減額、手数料、廃棄物処理料で二百万円の減額、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で二百六十一万六千円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助金二百四十八万九千円の減額、県支出金の福祉医療費県補助金三百五十四万一千円の減額、公営住宅使用料延滞繰越し分として九十二万六千円の増額となっております。

歳出では、九千二百六十三万二千円を減額するもので、主なものは、社会福祉費の福祉医療費で七百八万二千円の減額、障害者自立支援事業では給付費の減により三百五万五千円の減額、児童福祉費のベルツ子ども園運営事業で百四十七万五千円の減額、老人福祉費、養護老人保護措置事業で被措置者の減により二百万円の減額、介護保険特別会計繰出金で百五十三万三千円の減額となっております。

衛生費では、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業において四百六万三千円の減額。

清掃費で、工事請負費で入札差益により九百八十一万三千円の減額。

土木総務費において、町内建物等耐震対策事業、立体交差建設事業、空き家除去事業の事業確定に伴い三千六百七万四千円の減額。

道路橋梁維持費では、除雪回数増加による除雪車両の燃料費の増額及び事業額確定に伴い七十九万二千円の増額。

道路新設改良費においては、工事等の完成による工事費確定により六百八十七万二千円の減額となっております。

教育費では、燃料高騰に伴い小学校のボイラー重油代三百万円の増額、感染症の影響によって事業が中止となったことから、保健体育総務費二百七十七万六千円の減額となっております。

給食センター費においても、原材料費の高騰により百五十万円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十一号 令和三年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計補正予算につきましては、保険給付費の減少に伴い、歳入において県支出金で三千五百万円減額、収入で六十三万三千円の増額、歳出において、保険給付費で三千五百万円の減額、諸支出金で六百十三万三千円の増額とするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十二号 令和三年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ百九十六万六千円を減額し、総額を六億四百七十六万二千円にするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金において百五十三万三千円の減額。

歳出につきましては、総務費で、システム整備運用事業の減により百三十六万円の減額、地域支援事業費については、コロナ禍において介護予防事業の休止があり六十万九千円の減額をするものであります。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十三号 令和三年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、被保険者数の増加に伴い、歳入において、後期高齢者医療保険料で九十三万五千円の増額、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金で九十三万五千円の増額をしようとするものであります。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十四号 令和三年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ三千五百二十万円を減額し、予算の総額を八億四千二百六十四万七千円とするものであります。

歳入では、実績に基づく使用料などの推計により一千六百六十万円の減額、再構築事業に係る国庫支出金の確定に伴い九百九十万円の減額、同様に町債では八百七十万円の減額となっております。

歳出では再構築事業に係る補助金と起債の減額に対応するため、詳細設計の分割先送り分として第一期機械電気工事費の協定変更を合わせて一千八百三万円の減額、維持管理事業において動力費や汚泥処分費など実績により八百六十万円の減額、不明水調査を今後再構築事業で予定することから、未実施としたため六百万円の減額となっております。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十五号 令和三年度草津町水道事業会計補正予算（第一次）。

本議案は、令和三年度の水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業収益では、水道使用料の実績に基づく推計により五百五十一万一千円を減額し、総額を二億二千六百四十一万五千円に、事業費用においては、修繕費の実績による減額及び異動に伴う人件費の減額など九百四十三万七千円を減額し、総額を一億九千六百七十九万二千円としようとするものであります。

次に、資本的収入においては、加入者負担金の増額により五十七万三千円を増額し、総額を二百八万円としようとするも

のであります。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十号 草津町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について。

本議案は、奨学金貸与の条件である居住年数の短縮と返還期間を延長する条例の改正を行うものであります。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十一号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯への支援策として子供にかかる被保険者均等割額を減額するため、草津町国民健康保険条例の一部改正を行おうとするものであります。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十六号 建設工事業に関する協定事項の変更について。

本議案は、処理場再構築第一期工事のうち、令和二年度協定に基づき、令和二年度から三年度にかけて実施する機械電気工事において、補助金の確定による減額とそれに伴う起債の減額を合わせた事業費の不足分に対応するため、現協定額七億三千七百三十万円から三百万円を減額し七億三千四百三十万円に変更しようとするものであります。

また、当局からは、新型コロナウイルス関係で電気部品の供給が間に合わず、受電設備や汚泥処理設備で使用する配電盤などの納期が大幅に遅れることが予想されるため、現協定で令和四年三月三十一日までの工期を令和五年三月三十一日まで延長する計画であり、工期と併せて、変更協定額のうち令和三年度執行分の五億一千七百三十万円を令和四年度へ繰り越して工事を継続する旨の説明がなされました。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る民教土木常任委員会委員長報告を終了します。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、温泉温水対策特別委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎謹一君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎謹一君） それでは、温泉温水対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る三月七日開催の第三回定例議会におきまして、当委員会に付託されました議案につきましては、十四日午前十時から委員会を開催いたしました。委員全員と傍聴議員五名ということで審議をいたしました。

議案第八号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算でございます。

本議案は、令和四年度の温泉温水供給事業執行の収益的収入及び支出並びに建設的投資及び改良工事などに係る資本的収入及び支出の予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益を四億七千三百九十五万円計上し、昨年度に比べ約〇・三六％、百七十一万二千元の増収予算であります。

営業収入の主なものは、温泉及び温水の給湯収益であり、温泉給湯収益につきましては、前年度に比べ三百二十五万円減収の一億六千九百九十五万円を、温水給湯収益につきましても、前年度に比べ二百七十一万円減収の一億五千九百八十九万円をそれぞれ計上しております。これにつきましては、減収の原因はコロナ禍におきまして草津温泉を訪れるお客様の減少に伴うものであります。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては、前年度に比べ六百八十二万六千元増収の六千二百四万一千円を計上しております。

収益的支出につきましては、事業費用で四億五千三百四十七万七千円を計上し、前年度に比べ約五・七二％、二千四百五十五万三千円の増額の予算であります。

主なものは、温泉施設費の修繕費では、第一配湯所温泉ポンプ整備、共同浴場混合水栓設備、瑠璃乃湯改修など一千九百九十七万八千円を増額し、四千七十七万七千円を計上しております。

温水設備費では、委託料で計装設備システム保守の関係で百三十三万七千円の増額の一千三百五十五万七千円の計上とな

っております。

総係費では、委託料で料金調定システムや経営戦略五年ごとの見直しなどに伴い三百二十二万六千円を増額し、五百八十六万五千円を計上しております。

資料館管理費につきましては、修理費でファンコンベクターの交換などで二百十五万五千円の増額の三百三十万円を増額計上しております。

次に、資本的収入につきましては、温泉温水給湯分担金や一般会計及び千客万来事業会計からの償還金など、前年度同額の一千八十二万六千円を計上しております。

資本的支出につきましては、二億一千九万八千円を計上し、前年度に比べ約〇・四二%、八十四万三千円の減額予算であります。

主な事業といたしましては、改良工事の工事請負費で、老朽化が進行している温泉温水管の布設替え工事、また、継続工事に加えてほかの課でも工事を予定している箇所での同時施工に努める、これはやはり二重的な道路工事等々をしないというところでございます。そして、毎年実施しております熱交換器、各動力設備の整備費用など一億八千二百十万円を計上しております。

本会計では、コロナ禍で収益が伸び悩む中、草津温泉の最も重要な資源である温泉温水の安定した供給を継続するための予算であり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十六号 令和三年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）であります。

本議案は、令和三年度草津町温泉温水供給事業会計における決算に向けての補正予算であります。

初めに、事業収益の営業収益につきましては、温泉給湯収益の温泉使用料において二百万円の減収、温水給湯収益の温水使用料においても五百万円の減収をそれぞれ計上しております。これにつきましても、先ほど述べましたようにコロナ禍によるお客様の減少が主な原因であります。

事業収益全体では、七百万円を減額し、総額を四億五千五百二十三万八千円としようとするものであります。

続いて、事業費用の営業費用につきまして、実績による計数整理などにより、総額を八百七十五万四千円減額し、四億五千十七万円としようとするものであります。

資本的収入におきましては、給湯分担金で六千六百六十万五千円を増額し、一億三千三百九十七万円としようとするものであります。

資本的支出につきましては、改良工事で町道立町七号線の温泉管布設替え工事、国道二百九十二号線の温泉管移設工事のため三千万円を増額し、二億三千九百九十四万一千円としようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十八号 温泉資源の保護等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、条例案の目的にありますように、温泉を地熱発電並びに自然湧出ということで今日までやっておりました草津温泉周辺での新たな温泉掘削等と温泉資源の乱開発から保護し、草津町町民が浴用、飲用、そして観光資源として温泉の利活用を続けることができるよう、草津町が所有し、または管理する温泉資源を適正に保護、管理することを目的として上程されたものであります。

草津温泉は、自然湧出泉でありまして、温泉資源を失つたらもとに戻らない、特に湯畑源泉であるとか西の河原源泉、地藏源泉のように、源泉そのものが一つの観光資源として見せるということが非常に自然湧出温泉地としての草津温泉の魅力であります。その源泉を枯渇させるわけにはいかない、草津町の強い姿勢を見せたいという思いであるとの説明がありました。

当委員会といたしましても、温泉資源を守り、保護するために必要なのではないかと、また、緊急性を要している中、必要だという意見が出されました。

慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。皆様のご理解をいただき、議決されることをお願いいたし

ます。

議案第二十九号 温泉引用許可事項の変更についてであります。

本議案は、椿合同会社代表社員黒正行氏より、同敷地内施設紅葉館への引湯を廃止し、別棟おおるり露天風呂への引湯をした旨の申請がなされたものであります。浴槽面積の増加や許可湯量の増量はないというものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づき適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第三十号 温泉引用者移転許可についてであります。

本議案は、山本大雅氏が所有していた山本ペンションを株式会社ビー・シー・エル代表取締役伊藤静香氏に所有権が移転されることに伴うものでございます。これは、甲から乙種への移転ということでありあります。

当該施設に引湯許可されている万代源泉、毎分十リットルに対しての申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終わります。

ここでちよつと休憩を入れます。十一時五分からやりたいと思います。よろしく願います。

休 憩 午前十時五十四分

再 開 午前十一時四分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 議案第一号についていきます。議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算について質疑を行います。質疑をどうぞ。

金丸議員。

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸です。

九十ページの歳出、都市計画費の説明欄にある十四節の建設改良工事、町単独事業、それとあとは、維持修繕費、これについて説明をお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、金丸議員の質問にお答えをいたします。

町単独の都市計画事業費の中の修繕料でございますが、主なものといたしましては、照明施設等の修繕、内部カメラ等の修繕、西の河原公園の修繕、あとは中央通りの植栽の樹木の購入が主なものとなっております。

続きまして、工事請負費の件でございますが、町単独では湯畑から地蔵の路地の木塀の整備としまして、湯畑の頼朝の向かいの木塀の整備十メートル分、それと、地蔵源泉の南側のピンコロ石の舗装工事、これが地蔵源泉広場の南側の町有地の面積四十六平米につきましてピンコロ石の舗装をするものとなっております。それと、小林一茶の句碑設置工事としまして、地蔵の湯の前に小林一茶の句碑を設置するものが一点となっております。それと、手洗い湯の整備としまして、泉水区の旧叶屋跡地につきまして、手洗い湯を一つと、それに付随してパーゴラ、東屋等の設置がございます。それと、御座之湯の外壁等の塗装工事、木材のしみ抜きと木材の保護塗料を十平方メートル分、それと熱乃湯の外壁等舗装工事としまして、熱乃湯の外壁、これも木材のしみ抜きと木材の保護塗料ですが、千百十平方メートル分を予定しております。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑どうぞ。

宮崎公雄議員。

○十一番（宮崎公雄君） ただいま金丸議員の質問の関連で質問をさせていただきます。

同じく九十ページ、土木費、十四建設改良費、維持修繕費なんですけれども、今、企画の課長さんのほうからお話があった中で、モミジの植栽または東屋をやるということなんですけれども、これは本町駐車場のところをやるわけですね。

それで、これに関わって、たしか前はここをポケットパークにするような話があったと僕は記憶しているんですけれども、それが変わったのかどうか。

それと、それに伴って本町地域の皆さんの合意がとれているのか、それをお聞きしたいと思います。

それともう一点が、その下の湯畑から地蔵の木の堀を行うというんですけれども、これはどの辺なのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 宮崎議員のご質問にお答えします。

モミジの購入につきましては、旧本町駐車場のところのモミジの植栽ではなくて、中央通りの植栽に関する木を先に剪定をして育ててすぐ移植ができるように備えておくものを購入となっております。

それと、木の堀なんですけれども、木堀については十メートルほど、頼朝さんの反対側の建物の脇に高さ一・六メートルぐらいを予定しているんですが、それを十メートルほど化粧として設けることになっております。

前後してすみません。それと、本町地区の人の合意については、先月、本町地区の代表の方と一緒に各軒を回りましてお話をほうはさせていただいて合意をいただいております。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

二点ほどお願いします。

まず、八十ページ、商工費の中でツール・ド・草津大会、サッカーフェスティバル事業、熱湯マラソン事業という各項目があるんですけども、それについて、このコロナ禍でイベントを実施していくのか、また、この予算で感染防止対策の面で足りるのかをお聞きしたいのがまず一点。

もう一点、八十一ページ、十四節、建設改良工事のこの内容をお願いしたいと思います。  
以上二点、お願いします。

○議長（黒岩 卓君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、有坂議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ツール・ド・草津大会だのサッカーフェスティバル、熱湯マラソンのイベントについてですが、十分にやれるだけの予算額は取ってございます。感染症対策も十分に考慮した上で行う所存でございます。

それと、二点目の公園費の十四節、建設工事改良事業についてですが、頌徳公園、昭和公園のジャングルジム、囲山公園のシーソー、滝下児童公園の木製遊具、合わせて四か所の撤去工事でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 今、四か所の公園の遊具の撤去というお話なんですけれども、これ入替えじゃなくて完全に撤去でよろしいですか。

○議長（黒岩 卓君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 遊具というのが、よく古くなって事故を起こすことがあるということもありますので、一回撤去したいと。同じものを設置するか否かは様子を見たいと。

今、子供がそういうところで遊具で遊ぶ光景というのが本当に少なくなつて、必要かどうかも考えながら場所も選定しながら、一回、危険なものは取り除いたうえで必要性、また要望があるなら再設置ということはあり得ると思えますけれども、取りあえずこの予算では撤去のみということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑どうぞ。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

三点ほどあります。

まず一点、三十四ページ、十二番、無料法律相談事業等顧問弁護士料六十九万三千円とありますけれども、去年は弁護士料としてやはり同じく六十九万三千円でした。これの等というふうに書いてありますが、中の内訳を教えてください。

それから、八十二ページの中頃、道の駅の観光案内所をやめるといってお話がありましたんですけども、ここは非常に重要な案内だと思えますが、なぜか教えていただきたい。

それからもう一点、九十四ページ中頃、火山防災アドバイザー六十万円とありますが、これはどなたを依頼したのか。三点、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） まず一点目から。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、中澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、三十四ページの無料法律相談事業等というふうにごさいますけれども、これは名称上、等をつけていることでありまして、例年どおりの無料法律相談を行うための町の顧問弁護士さんの費用について六十九万三千円を計上させてもらったということになってございます。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

八十二ページの道の駅の関係なんですが、令和三年八月の一个月間を実証実験させていただいた結果、無料案内所がなくともある程度進めることが確認できましたので、今回、予算は計上しておりません。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 卓君） もう一つ、火山防災アドバイザーの話。

総務課長、どうぞ。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） そしたら、三点目の火山防災アドバイザーの件についてお答えいたします。

これにつきましては、東工大の先生方が専門家の学者としていらっしゃいますけれども、助言をいただくときに防災アドバイザーとしての学者の先生方のご意見をいただいたときにお支払いする費用として報償費六十万円を計上してございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、再質問ありますか。

○七番（中澤康治君） 弁護士料のことについてなんですが、私と増田都子さん宛ての訴訟が起きていますけれども、この費用はこの中に入っているんでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） あくまでも顧問弁護士料です。どこの会社も顧問弁護士っているでしょう。町もいます。だから、その顧問弁護士料として六十万何がしを計上してあつて、無料相談というのは、その名のとおり無料でボランティアで弁護士にしているという事です。分かりますか。

ですから、あなたの裁判のことを言うんなら後で答弁しますけれども、それはまた別の弁護士という解釈になっております。事件として。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

湯本晃久議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。

六点ほど質疑をさせていただきます。

まず、三十ページ、歳入のスポーツ文化収入ということでスポーツ振興くじの助成金一千百万円がございしますが、これの使い道についてお願いいたします。

続きまして、歳出、五十二ページ、社会福祉協議会のデイサービス事業、説明欄一番上のところですけれども、今回存目計上となっておりますけれども、その下にあります運営補助金の中に含まれるという解釈でよろしいのかということ、それから、そのデイサービス事業に関連するんですけれども、保健センターが現在もワクチンの接種会場ということになっておりますけれども、その間、社協さんでやっていらつしやるデイサービス事業ですか保健センターのその他の業務に関して何か支障等がでていないかどうか、もし出ていますとすれば、その対策としてどんなことをなさっているかということをお願いたします。

続きまして、五十六ページ、社会福祉費の訪問入浴サービス事業、これ新規で七十六万円がございしておりますけれども、こ

の内容について運営主体とその内容を教えていただくようにお願いいたします。

続いて、六十一ページ、これも一番上、町内巡回バスの事業で新規に一台購入というところを伺っているんですけども、その一台の購入によってバスの運用といますかローテーションといったものがどういうふうに変わっていくことを予定されているかというところをお願いいたします。

続きまして、七十ページ、清掃業務事務費の工事設計委託というところで、民教の委員会の中でこれはストックヤードの設置に向けた設計委託ということをお伺いしておりますけれども、このストックヤードというのはどの場所にどんな種類のごみをためるストックヤードということなのでしょうかといいところをお願いいたします。

続きまして、八十四ページ、町内の建物等耐震対策事業というところですが、まず一つ目が、新しく加わりました草津町耐震改修促進計画作成業務というの、これの内容をお願いいたします。

それと、この事業の中で昨年まで旅館・ホテルの耐震設計に関する補助というのが、かなりこの予算においてはウエートを占めていたかと思えますけれども、その分が今年ないわけですけれども、これは国とか県の補助事業というのがそもそもなくなってしまったのか、それとも、今回はたまたまその事業者さんがいらっしやらないということなのかといったところをお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 教育委員会、どうぞ。事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

三十ページにございます歳入でございます。中ほどにありますスポーツ文化収入でございますけれども、スポーツ振興くじ助成金ということで、これについては総合体育館の剣道場の床改修工事に充てる助成金でございます。

○議長（黒岩 卓君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

まず、五十二ページの社会福祉協議会デイサービス等事業の関係でございます。

こちらは、おっしゃったとおり続く社会福祉協議会の補助事業という中で、地域福祉事業ということで四百三十四万円を内訳として積算しております。もともとこの社会福祉協議会デイサービス等事業なんです。介護保険を補完する、介護保険ができた当時の事業ということで、隙間を埋めるような意味合いであります。そちらを委託料の中へ徐々に盛り込んで使いやすいサービスを適切に提供する、こういったことを社会福祉協議会と検討を続けてまいりたいと思っております。

次のワクチンの接種会場に保健福祉センターが使用されることでどのような影響があるかというご質問でございます。

介護保険の事業の中でデイサービスを福祉協議会が行っておりますが、この事業につきまして、午前中が入浴、午後がレクリエーションというスケジュールなんです。その午後のレクリエーションをロビーを使って従来実施しておりました。こちらが利用できないということで、この期間、入浴サービスを主体として実施をする、もとより、老人クラブ等の部屋の使用については書面会議と併用しながら抑止をしておりますので、影響としてはデイサービス事業であろうと思っております。

続きまして、訪問入浴事業、新規のものでございます。

こちらは、重度心身障害者を対象としまして、身体機能に障害があつて自力での入浴が困難な方、清潔の保持とご家族、介助者の負担を軽減する目的で実施をするものでございます。

対象者宅にボイラー付きの車両で伺いまして、車内から浴槽を外へ出して家庭内へ持ち込んで、その家庭の水道をボイラー車両で加熱してお湯を供給、そのお湯で入浴をしていただくものでございます。こちら、介護保険の費用積算を参考に一万二千六百円の費用で、利用者は原則一割なんです。非課税世帯で利用負担はございません。また、こちらの財源につきましては、国の助成二分の一、県の助成が四分の一、今回予算計上した七十六万円のうち町の負担は十九万円程度となっております。

おりますので、よろしくお願いいたします。

次が、町内巡回バスの購入についてのご質問でございます。

今回、バスの購入する予算でございますが、バスの老朽化についての対応を最優先で考えております。町内の渋滞等からバスの遅延も発生し、委託事業者の運転手から休憩時間も確保しづらいというようなことを伺っておりますので、こちらのほうも併せて対応ができればとは考えております。

福祉課、以上です。

○議長（黒岩 卓君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

現在、事業者の皆様をお願いしているところではありますが、段ボール、新聞紙を直接搬入または収集委託に出しているものを資源物として回収しております。その専用の段ボール等の保管場所がなくて、クリーンセンターのプラットホーム上に仮置きしている現状があります。そうすると、搬入車両や消火設備等の妨げになることがありますので、まずは種類としては段ボール、新聞紙等の保管場所を考えております。

場所については、まだこれから設計委託の中で含めて業務委託を出そうかなと思っております。

また、この四月からプラスチックの資源循環法も施行されることから、これからより細分化したごみの収集分別をしなければいけませんので、保管場所は欠かせないものになってきていると思っておりますので、そのあたりも含めて設計委託に出したいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 副町長、どうぞ。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは、まず一つの耐震改修促進計画の策定理由ということですが、こちらにつきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律、こちらを基に市町村の耐震改修促進計画を定めるといものが根拠になってございます。

これを五年をめどに見直していこうというような制度でございまして、現在、草津町にある計画は令和二年度終了で二期を終えたところでございます。

二期終わった中で、どのように草津町の耐震化率が推移しているか、このようなものを把握するために結果を求める、そのような調査でございます。

現行計画では、今、住宅の耐震化率の目標を八五％に設定しておりますけれども、この中で現在達成率は五八・八％というふうに第二期計画ではなっております。これを、三期計画では、地震の規模、被害及び耐震化の具体的な目標を定めて、今後の耐震化、減災化、これに努めてまいりたいというものを策定するための三期計画ということになるかと思っております。

群馬県でも、令和三年から七年の五か年計画を既に定めておりますので、群馬県の目標値、これを基に町の耐震化率の計画を立てていくというようなことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、予算にはない話で旅館・ホテル耐震改修について、予算計上がないことによつてどうということかというような質問だと思ふんですけれども、こちらの旅館・ホテルの耐震改修につきましても、先ほど同様、建築物の耐震改修の促進に関する法律と、これに基づきまして、こちらは耐震診断が義務づけられているというものでございます。

草津町には六施設が該当しておりまして、三階建て以上、五千平米以上というものがこちらの該当というような形で六施設ございます。既にこの六施設は耐震診断については終了をしております。その耐震の設計については、三施設が終了して、そのうちの二施設は第一期の改修工事まで終了しているというような状況でございます。

この六施設の中で二施設につきましては、事業運営が群馬県内に本店を持たない、あるいは事業所を持たないという事業所になりましたので、補助対象から外れて、今は事業とすれば四件という形になるかと思っております。

この中で、令和三年頃から皆さん改修に向けて動き出すという計画をお聞きしておりましたけれども、やはりコロナということで二年、三年、厳しい状況が続いたということで、今は未定や延期というお話を聞いております。

したがいまして、令和四年度には計画がないとして予算計上しなかったというものでございます。

それから、この補助事業につきましては、令和六年三月三十一日までに事業を着手していれば補助対象となりますよということが国から来ております。したがいまして、草津町の該当施設は既に耐震診断まで終えておりますので、補助対象にはこのまま継続してなるということになるかと思えます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） 各課長さん、ありがとうございます。

その中で一件、保健センターのワクチン接種の関係だけ再質問、一つさせていただきます。

今、三回目のワクチン接種ということで、夏頃にまた四回目という話も少し報道などで出始めております。

それに向けて、今お伺いしたような保健センターの運用というところでの、ロビーでやっていたことができなくなってしまっているというのが、今後も続くというところは何か改善策というかそういうものをご検討されるようなことはあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 宮下耕次君 登壇〕

○健康推進課長（宮下耕次君） 湯本議員のご質問にお答えします。

今の時点の計画ですと、第三回目の接種が四月下旬までには終了すると思っておりますので、その後のことは、まだ四回目の接種については国のほうからは何も情報が入ってございません。

それなので、四月以降については、またフロアのデイサービス等々、いろいろ考えていきたいと思っております。

以上、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

市川議員。

○三番（市川祥史君） 三番、市川でございます。

五点ほど質問させていただきます。

まず、六十ページの十二番のところの介護予防地域支え合い事業なんですけれども、こちら前年に比べて百万円ほど予算がアップしておりますけれども、こちらの詳細を改めてお願いしたいと思います。

六十一ページの草津町ひとり暮らし高齢者配食事業なんですけれども、改めてこちら対象の方、あとは人数、あと配食期間、申込方法などの詳細を教えてくださいなと思います。

それと、六十三ページの上から三行目の十八番のところなんですけれども、西吾妻衛生施設組合負担金、こちらちよつと金額大きいところで、昨年度より二百万円ほどアップしているんですけれども、こちらの理由があればお願いします。

それと、八十四ページなんですけれども、こちらは質問というよりも希望なんですけれども、立体交差の建設事業なんですけれども、かなり金額が大きい、町民もかなり注目している工事ですので、工期ですとか完成デザインですとか、ホームページなり看板なりで分かるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あとは、百八ページの文化財保護費というところで四番の建設改良工事なんですけれども、文化財移設ということなんですけれども、改めてこちら何をどこにというのを教えていただければと思います。

以上です。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、市川議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算書の六十ページ、介護予防地域支え合い事業でございます。

こちらの内容ですが、配食サービスと安心電話に関わる費用の計上でございます。安心電話につきまして、現在四十名の方が利用しておりますが、そこへ十五台増設をする予算計上をしております。

それから、次の配食サービスの関係でございます。

草津町ひとり暮らし高齢者配食事業ということで、対象となる方は七十歳以上の一人世帯の方、概算で七百人いらっしゃると思っています。そちらの方々に申込書を送りして、申込みがあった方、前回の実績で三百二十人という実績でしたので、今回も三百二十人を見込んでおります。お弁当の単価、一食六百五十円で調整をし、町内のお弁当事業者さんに委託をする予定でございます。期間につきましては、積算上は一年間、配食のサイクルですけれども、月に二回で積算をしております。以上でございます。

○議長（黒岩 卓君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 宮下耕次君 登壇〕

○健康推進課長（宮下耕次君） 西吾妻衛生施設組合の負担金が昨年度よりも増額していることについて、ご質問にお答えします。

令和三年度におきましては、建設改良工事費が少なく、三年度は額が少なかったということで、前々年度、令和二年度と比較しますと令和四年度は下がっております。令和三年度の額が下がったということで、上がったように見えたという感じですか。令和二年度に対して令和四年度は減少しております。

以上でよろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは、立体交差の関係のものをお知らせしてほしいということでございます。

現在、立体交差の工期につきましては、令和五年十月の供用開始を目指してやっております。デザイン的にも固まったも

の、それから少しこれから変更を重ねてやらなければいけないものがございますけれども、現段階での計画というところでお知らせをしていくことは可能だと思いますので、そのように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 教育委員会。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、百八ページの質問になりますけれども、中ほどにあります文化財保護費、十四節の工事請負費の三百万円につきましては、現在、坂田スタンド向かいの土手に百八十センチ程の馬頭観音の碑がございます。馬頭観音自体は図書館のほうに保管をしておりますが、その二つを道の駅の泣き燈籠付近に移設を考えております。以上です。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

小林議員、どうぞ。

○五番（小林純一君） 四十ページ、情報化推進対策事業についてちょっとお伺いさせていただきます。

情報化推進対策ということですが、具体的に今どのようなことをやっているのか、また、来年度、どのようなことができるようになるのかという計画のようなものがありましたら教えてください。

それから、通信運搬費の中身について、詳細を教えてください。

それとあと、整備後、今事業をやっている最中ですが、整備後も継続して費用がかかるものというのも結構あると思うんですけども、その維持管理について見積りがありましたら教えてください。

それから、各課それぞれがいろいろとIT関連、DX関連の予算についてはいると思うんですけども、今、DX推進していくに当たって一括で管理できる部署や何かが必要じゃないかというふうに感じております。特に、DX推進には職員への研修や指導等も必要になってきますし、また、予算的にも一括して管理したほうが減らせる部分は大きいのかなというふ

うに感じております。

よその地域では、結構民間とも協力して、民間のほうでも行政のサービスが受けられるようにしたりとか、そういうところともこれから草津町も検討していく時期であると思うのですが、これについて町当局のお考えがありましたら、教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、質問にお答えいたします。

ちよつと全体的なこれからの政策等については当課だけではなかなかお答えできない部分もありますので、一点のみ、通信運搬費の中身についてお答えをさせていただきます。

五百八十七万五千円の内訳としましては、経常的費用となっております。情報系ネットワークの通信費、吾妻郡の町村情報システム共同利用通信費、L G W A Nの通信費から成りまして、うち四百五十万円につきましては、インターネットのドメイン管理料、それと情報系の庁内ネットワーク通信の回線費、それと役場庁舎訪問者、職員向けの公衆無線LANの回線費、それと、リモート会議用のインターネット通信の回線費となっております。

続きまして、吾妻郡町村情報システムの共同利用通信費ですが、五十七万二千円計上してありまして、基幹系のシステムのバックアップ回線費となっております。

それと、L G W A N通信費八万三千円が内訳となっておりますが、L G W A N通信の回線費、主回線がL G W A Nで、従回線ソフトバンクというような内容になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、ご質問にお答えいたします。

デジタル法のことに関わる部分ですけれども、当然、国のほうのデジタル庁の創設がございまして、二〇二二年五月のデジタル法の施行に伴いまして、今、草津町のほうでも予算化はされておりましたが、既に取り組んできた事項としては吾妻郡の共同調達の物品共同調達については、もう既に郡内で低コストで入れる方法については実証されております。

このデジタル法に基づき、今度、システムの統一化とか一元化につきましては、令和四年度、予算化はありませんけれども関係部局と、今、企画創造課長が申し上げたとおり、関係部局で協議をして検討していきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 小林議員、よろしいですか。どうぞ。

○五番（小林純一君） 民間と共同してこれからやれることも多くなってくると思います。特にマイナンバーの活用とか、そういうものに関して検討や何か、今していることというのはありますでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長、どうぞ。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、マイナンバーの部分につきましても、今、住民課、戸籍の部門では進んでおりますけれども、これ民間とどのように提携、協力していくかということについては、今、具体的な計画を保有しておりませんので、先ほどの答弁と同じに、また新年度におきましては各関係課と協力して、その辺も検討はしていきたいというふうに考えております。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

中澤広夫議員。

○九番（中澤広夫君） 九番、中澤でございます。

二点ほどお伺いします。

十ページの町たばこ税の件ですけれども、これが今年度は約一千万円、ちよつと増額となっておりますが、この根拠をお伝え願えればと思います。

それから、もう一つは七十八ページの観光費の十三番、観光入込算出感知器電話回線の使用料の件の土地建物賃貸料の件に関して約二百七十万円ついていますけれども、この辺の細かい内訳のほうをお伝え願えればと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 税務課長。

〔税務課長 黒岩一弘君 登壇〕

○税務課長（黒岩一弘君） たばこ税なんですけれども、喫煙者が大分減ってきたんですが、税率が上がりました金額のほうが増額になっております。

○議長（黒岩 卓君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） 中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

七十八ページの十三目の土地建物賃貸料についてですが、二百七十八万二千円計上してございますが、西の河原の駐車場、いわゆる朝日土地の駐車場の賃貸借料となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この賃借料については、新年度で載せておりますけれども、途中でこの数字が減額になる可能性があるというだけで申し添えておきます。

その理由は、皆様にも以前、話ししておりました朝日駐車場の土地については草津町が買収したいということで、かなりすったもんだしたんですけれども、何とか合意ができたという判断をしておりますので、時期を見て売買契約に取り付けていきたいと思っておりますので、そうなるはこの賃借料はそれまでの間は発生しますけれども、途中からは所有権が草津町に移ればゼロじゃないですけれども、ここも借りていきますから、減ってくるということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑があればどうぞ。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論を求めます。反対の方、いらっしゃいますか。

中澤康治議員、登壇の上、どうぞ。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 第一号議案につきましては、第一に温泉門の問題、これは大変私としては無駄であると思っております。それから、温泉を無駄に使用するということもあります。

それから、道の駅の観光案内についても重要な問題だと思っております。

それから、先ほどの弁護士料の問題も、無料相談というのが町民の無料相談だと思うんですけれども、その辺も近くにいる町長の無料相談になりがちになるというふうに思います。

そんな意味で、この第一号議案については反対でございます。

〔「議長、今の発言は看過できない」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 討論ですので、反対の方の意見を聞いている段階ですので、それは反対の意見として聞いておけばいいと思います。いいですか。後ほど、何か一般質問のところでも何でも答えてください。

それでは、続いて賛成の方の討論を求めます。

中澤広夫議員、どうぞ。

〔九番 中澤広夫君 登壇〕

○九番（中澤広夫君） 九番、中澤でございます。

それでは、賛成討論をさせていただきます。

本年度、新型コロナウイルス第六波の影響でまん延防止措置による経済不振、感染者減の速度鈍化で長期化する感染対策、ワクチン三回目接種事業、加えまして、早期平和が望まれますロシアのウクライナ侵攻の問題、原油、天然ガス、輸入農産物などの価格高騰など、先行きの見えない状況が続いております。

特に、新型コロナウイルスの感染対策には、町長はじめ、行政、医療関係者の皆様においては、ご尽力、大変感謝しております。

さて、コロナ禍で令和四年度の一般会計予算は約四十七億九千五百万円、前年対比一一〇%と過去最大の予算を予定しており、九会計全体としましても増額となっております。この背景には、町長はじめ、行政の行政改革により豊かな財源を確保してきた事実があることはご周知のことでございます。

予算の内容といたしましては、観光政策面としましては、裏草津地蔵の整備、国道二九二立体交差と温泉門、また、周辺の駐車場、本町地区を中心とした景観の整備事業、観光協会、旅館組合、商工会との連携による約二千万円のアフターコロナを見据えた復興対策事業、草津観光公社の経営基盤の安定化に向けた天狗山大型ブランコ、キャンプ場等の新たな商品開発、草津温泉の泉質を新型コロナウイルスの不活化に関する調査から手洗い湯の増設、当温泉の効能のPR等、ピンポイント

トに効果的な予算編成になっていると考えます。

福祉教育の政策面では、従来の福祉事業に加え、出産祝い金、高齢者の弁当配食事業の計上、町内巡回バスの新規更新、教育に関しましては、特に低年齢層に広がる傾向のあるオミクロンなどの新型コロナウイルス対策、未来を見据えたG I G Aスクール構想予算の計上と、より充実させた内容になっていると考えます。

インフラに関しましても、本年度の大雪の際同様の除雪体制の充実、ひと段落した融雪道路工事からシフトさせた道路改良工事の強化など、焦点を絞った内容で全体により手厚い内容になっていると思います。

共同設置前の現ごみ焼却施設の老朽化による修繕と下水道処理場の再構築の際の旧施設の修繕、長年の課題である安定した水源の確保などの問題もあり、突発的な経費発生リスクも想定しながら、この困難な状況を乗り越えていくことを祈念いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに反対討論のある方、いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） ほかに賛成討論のある方、いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、以上で討論を終了します。

続いて、議案第一号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算について原案のとおり可決決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（黒岩 卓君） 賛成多数と認めます。

（ご着席ください。）

よって、議案第一号 令和四年度草津町一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

ここで、議長采配いたしましたして、先ほど反対討論の中で中澤康治議員の発言については一点ほどちよつと問題があります。その点について発言があれば、町長の発言を許可いたします。ありますか。どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 一般質問でも答弁しますけれども、私はあなた方に対してこれから二つの裁判、もう金払っているんです。着手金。相当の金額を弁護士に払ってあります。

町としても、これからも訴状が出て仕上がりまして、いずれ裁判所に今月中には出ると思っています。

そして、遅くとも来月の初め頃には、私が原告、被告が中澤康治氏、増田都子氏、新井祥子氏に対して名誉毀損として提訴します。その弁護士料については私はきちんと払っております。

町の無料相談で相談するほどけちな男ではない。法律論は自分自身でも理解している。ただ、技術的な問題があるから、弁護士とその辺の打合せをするだけであって、無料相談でせこい考えでその中で私の相談をしているなんていうことはあり得ない。きちんと金払ってあります。

大変失礼な発言であり、あたかも私がその地位を利用して、うまいことただで弁護士に相談に乗っていると、大変失礼で無礼である、このように申し上げておきたいと思えます。

○議長（黒岩 卓君） それでは、ただいまのことについては、議長の議事整理権ということでご理解いただきたいと思います。す。

それでは、議案第二号からについては午後の審議といたします。  
ここで一旦休憩を取ります。午後一時十分から再開します。

休 憩 午後零時五分

再 開 午後一時十分

○議長（黒岩 卓君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。  
皆さんにお願いがあります。

マイクのことなんですけれども、マイクはなるべく近づけて、緑のランプになったら発言するようにしてください。  
それから、もう一つお願いがあります。

自分の発言のとき、マスクで言葉がはっきりしませんので、発言するときはマスクを外してください。よろしいですか。  
お願いです。感染対策はしてありますので、外してもらって結構ですから。

◎議案第二号、議案第四号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） それでは、続いて、議案第二号から議案第四号までの当初予算について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑がなければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議がございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号から議案第四号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第二号から議案第四号までについては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第五号、議案第七号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第五号から議案第七号までの当初予算について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

湯本議員、どうぞ。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本でございます。

議案第七号 水道事業会計についてお尋ねをいたします。

民教委員会、私、傍聴させていただいたときに、その説明資料として頂いた主要事業計画というところでの工事の予定の部分なんですけれども、その中で一部、管の交換ということで、水道事業のほうの管の部分で石綿管、石綿の管の対策事業というのが含まれておりました。

お尋ねしたいのは、その石綿管というものが草津の中で今まだどのぐらいあるのかということと、基本的なところで申し訳ないんですけども、これはその管を使っていることによつて、それ自体で健康上のかどうか、そういうところで何か問題が起こるとか、そういうものではないということと、そういう理解でよろしいかという確認をさせていただきたいと思つています。お願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 水道課長。課長、マスクを外してください。

〔上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○上下水道課長（川島和武君） それでは、湯本議員のご質問に説明をさせていただきます。

まず、石綿管の残りが草津町にどのくらいあるのかというご質問ですけれども、草津町が所管します導水管が全長で約四十四キロメートル、送水管が四・五キロメートル、町内に網の目状に張り巡らされている配水管が四十九・三メートルありまして、全長で九十七・八キロメートルの管がありまして、そのうちの石綿セメント管が六・九キロメートル、率にしますと七パーセント残存しております。

草津町も毎年布設替え工事をしておりまして、ここ数年の平均では一年に大体百二十メートルほどの布設替えを毎年進めております。令和四年も百三十メートルの布設替えの予定でございます。

続きまして、健康上の問題なんですけれども、安全性につきましては、石綿管を通った水を飲むことに対しては健康上問題は無いとされています。その裏付けとなります関係機関の見解というのがあるんですけれども、少し読んでみたいと思います。

厚生労働省の見解ですと、平成四年に改正した水道水質基準の検討時にアスベストの毒性を評価したが、アスベストは呼吸器からの吸引に比べ、経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定を行わないとしています。

もう一つ、世界保健機構（WHO）の見解なんですけれども、飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水中のアスベストについては健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないと結論できるとしています。

以上のことから、飲用に関しては健康上では全く問題ないと、ご心配には及ばないということでご理解いただければいいと思います。

以上です。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号から議案第七号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号から議案第七号までについては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第八号及び議案第九号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第八号及び議案第九号の当初予算について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。三点ほどお聞きしたいと思います。

まず、八号議案、温泉会計なんですけれども、四ページ、収入のところから雑収益で土地貸付料と記載がございしますが、この土地貸付料の内容をお願いします。

それと、七ページの資料館管理費の部分で修繕費という項目があるんですけれども、これの内容もご説明お願いしたいと思います。

九号議案から一点、指定管理料の収益の部分ですけれども、一、二、三、四、五、五件、去年とやっぱり下げたということなんですけれども、これにおいて千客万来事業会計が行っていけるのか、問題なくこの予算書どおりに執り行えるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 温泉課長、いいですか。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 有坂議員の質問にお答えします。

まず、四ページの一項五目雑収益ですか、すみません、土地の貸付料ですよね。御座之湯の土地の貸付料になります。よろしく願います。

それと、すみません、七ページ中ほどの資料館管理料、修繕費になりますけれども、主に図書館のファンコンベクタの修理になります。雨漏りをするということで、まず調査をしなければならいんですけれども、もし壊れていたらということファンコンベクタの修理代になります。一応半分を予定しているんですけれども、まだちょっと修理の内容を見なければ分からないということで、その予算を計上させていただきましたので、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 九号議案の指定管理料の数字でありますけれども、今までから見ますと七千万トータルで減額になっております。これをなぜこうしたかというのと、この間の委員会でも申し上げましたように、観光公社も経営が成り立ち、そして町のほうの財政もきちんとするという数字を見極めてきました。今の状態ですと、七千万減免しても草津町のこの千客万来事業会計がやっていると、十分にというふうに判断しております。

この間も委員会で答弁しましたように、今まではどうしてもこの金額というのは白根山のゴンドラ、あのかかっていたゴンドラの建て替えをするということを大前提に、指定管理料を一定もらわないと帳尻が合わないと。私の町長時代には建て

替えはしないけれども、次の町長にバトンタッチするとき十五億ぐらいの千客万来事業会計にお金を残して、次の町長に委ねたいという思いで指定管理料を少し高めに取ってきたわけでありますけれども、もう町はゴンドラをかける意思はありません。そうしますと、それほどの指定管理料を公社から取らなくもやっていけるといふ数字が出ていますし、毎年、今まで、指定管理料が高い、高いと会社のほうから言われていたわけでありますけれども、それに呼応したという意味じゃないんですけれども、その指定管理料がどこが一番いい数字になるかというのを見極めてきまして、新年度予算から七千万の減免をすると、しかしながら、十分に千客万来の事業会計はやりくりできるといふ判断をしています。

そして、これが観光公社のほうが多く利益が出始めて、何か儲け過ぎという考え方が出て来るならば、また途中で指定管理料見直しをしていきたいと思っております。今は利益を出しても累積赤字が二億ぐらいありますから、それは五年間、税法上は株式会社ですから、その赤字は相殺されるという理論の下で、恐らくうまくいけば4年度は観光公社は黒字になる可能性があります。そうすると税金というものが発生するわけですが、それを累積赤字で相殺していくという経営の理論ですけれども、そういう中で見極めてきたということで、シンプルにお答えすればやりくりできるといふ判断で答弁いたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） すみません、二年連続で観光公社が赤字になって、これで今回下げていますよね。まだ収まらないこのコロナの中で、もし今年、町長今ご説明になった今年は赤字が黒字にできるかもという見解をお持ちなんですけれども、今年も赤になった場合というのはどういうお考えを持っていますか。

○議長（黒岩 卓君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 累積赤字が出たら、そのままいじるつもりは今年はありません。何とかできるんじゃないかと思

ます。正直言つて、令和二年度は四億何千万の赤字出しました。そして一億円減免して、二億何がしかを劣後ローンでして、劣後ローンというのはくれちゃうんじゃないんですよ。要するに取り立てる順序がどこよりも遅いという意味で、利益が始めれば返してもらえばいいんですから。

ただ、銀行から見た目線では劣後ローンというのは決算書では、貸借対照表ではあくまでも負債になるんですけれども、銀行から見ればそれは資本と見て構わないというのが劣後ローンです。劣後ローンのデメリット・メリットというのは本来ですと劣後ですから、非常に高い金利で民間から調達するというのが当たり前なんですけれども、草津町から調達しているという意味ですけれども、それは金利が非常に安くしてあります。だから利益が出れば、その劣後ローンの解消も含めてしていきたいと思つています。

それで、二年度が四億円を超える赤字を出したと、令和三年度が二億円に収まってきて一億を減免して、一億円はそのまま赤字にしてあると、そういう中で会社の今社長も兼務していますから、そこで会社の経営の立て直しもできると自信持っています。それなので、今後コロナの推移とか経済状況、ここへ来て心配なのはロシアのウクライナ侵攻の問題も経済に影響してきますけれども、そういう中であつたとしても、何とかとんとんにいけるんじゃないんかという判断をしております。仮に赤字が出ても、それは赤字として累積赤字としておけばいいと。

それと、もう一つがキャッシュフローなんです。幾ら会社が黒字であつてもキャッシュフローがなければ会社というのは直ちに潰れます、お金がなければ。だけれども、その部分は草津町が幾らでも調整できます。潰すまではいかないまでのキャッシュフローのあれは指定管理料を今まで全然もらわなかったんですけれども、余裕ができれば町に払いなさいということ、それはキャッシュフローのやりくりですけれども、キャッシュフローの解釈とPLの解釈は違つくと、損益計算書の、そういう中で会社経営の中では自信を持っています。必ず再生をしていかなきゃならないし、仮に赤字であつたからといっても、その観光公社が直ちに倒産するとかそういうことはない、町の会計もやりくりはできるといふ判断をしております。そういうことで、ご理解を。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

小林議員、どうぞ。

○五番（小林純一君） 九号議案のほうなんですけれども、九ページ、工事請負費のところですね。群大跡地駐車場造成工事というので千五百三十四万五千円が計上されているんですけども、この駐車場の整備について駐車場が本当に必要であるのかどうかということと、あとのぐらゐの規模のものをつくるのか、有償なのか、無償なのかということについてちょっと分かる範囲でお答えいただければと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 創造課長、マスクを外して。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、小林議員の質問にお答えします。

群大病院の跡地の駐車場造成工事ということですが、整備面積というか総面積は一万九百四十四平米ございまして、今回整備しようとするのは七千平方メートルほどの伐根と伐採と、あとは砕石敷ならし程度の駐車場を予定しております。

それで、料金については無料で、必要性としては大滝乃湯が現状の駐車場が満タンになったときに、そちらのほうに臨時的に車を止めるような使用方法で今のところは考えております。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この群大跡地の土地は、大蔵省が所管をしていたんですが、それが民間の企業に売却されました。そして民間企業が、前の議会で述べたんですけれども、中国の企業に売却するという書類が上がってきました、大変、町として危惧をいたしました。その中で、その不動産会社に、じゃ、町が買うから善処してほしいということでやりましたら、

町が買ってくれるなら町にお売りしましょうということで、これを買いました。

その理由というのは、一つはやはり観光草津として、必要なキャパシティというものがあるんだと思うんです。つまり、外資の大型のホテルが草津町にできた場合、想定ができませんから、そうなると草津の観光というものがかなり問題が大きくなってくるといふ、これは私の政治判断ということと、そこが一番大きかったですけれども、それほどめちゃくちゃに高い金額じゃなかったということで、町が買っておこうという思いと、それと、今、課長が答弁したように、取りあえず駐車場ということは今考えて、整備したいと思っっているんですけれども、やはり中心街になるたけ車を入れない都市計画というものを考えていきたい。今まではいろいろほかにも駐車場あったんですけれども、今度は東側から入る人が群大跡地に車を置いて、町の中を散策してもらおうという方法もありますし、それから立体交差、温泉門というところにまた百台の駐車場をつくりますから、そこから歩いてもらうと、それから西の河原駐車場がある、遠くは天狗山の駐車場もある、そういうところから中心街に歩いてもらうことが観光地としてビジネスにもなりますし、一番渋滞を防げるという、大きく考える都市計画の理論でも考えたということと、今年度、木を切って、伐根して、舗装まではいかないんですけれども、人を置けばお客さんによつてはそこから町なか歩いてみたいという人も出てくると思うので、そのように考えております。そういう工事であることをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに。

安齋議員、どうぞ。

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

千客万来のほうの議案第九号の九ページです。

今、小林議員が私の質問しようとしたことの一つを質問していただいたので、もう一つはその同じところにございます

天狗山ゲレンデブランコの建設工事に関してなんですが、こちらのほうも詳細ですね、今の完成の予定の時期とか、それからあと利用料とか、そこら辺のことを分かっている範囲で結構ですので、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願います。

○議長（黒岩 卓君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、安齋議員の質問にお答えいたします。

ブランコの規模なんですが、まだ正式に決定したプランではないんですが、サイズとしては横幅が五メートル、高さ十メートルの鉄製の二人乗りのブランコを設置する予定となっております。それと、ブランコの土台になりますデッキの部分なんですが、七掛ける八メートルの木製を考えております。それと、大きいブランコの横に子供用のブランコを一つ設置する予定となっております。

料金のほうは、これもまだ未定なんですが、一回五百円程度でご提供できればと思っております。よろしくお願します。

○議長（黒岩 卓君） 完成時期。

○企画創造課長（田中 浩君） 失礼しました。完成時期なんですが、ゴールデンウィークを目途として動いてはいるんです

が、なかなか許可等の条件等もありまして、夏までにはなるべく早く営業がきたらなということで考えております。

○一番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） 付け加える、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） スキー場が噴火により半分失ったということで、天狗山に集中して整備したいという思いで、まずジップラインをかけて、大変好評であります。しかし、ジップラインはかなり勇気が要るということで、なかなか乗らない人もいますので、ブランコなら乗ってくれるだろうという発想です。

そして、昨年、今答弁した課長を含めて白馬のほうへ、いろいろなところを見に行ってきました。そしたら、あるスキー場で大したブランコじゃないんですけども、三分で五百円、そして列をつくって並んでいるんですね。そのくらいブランコというのは何か私が思うのは郷愁みたいなのが誘うのか、乗ってみたいという思いがあるのか、誰でも乗れるという意味では草津の一番高い天狗山のロケーションのいいところにつくれば、また違うアトラクションとして楽しみが増えるんじゃないかと思っております。ですから、白馬にあったブランコより、はるかにスケールの大きいブランコということになりまして、一つがペアで乗る大きなブランコと、もう一つは子供も乗れるブランコと、それを並列してそこに二本かけていきたいと思えます。それで、安全対策として、万が一そこに飛び出したとしても下でネットで受けられるような対策も考えたものを今考案しているところでございます。

どこでも大体五百円取りますので、それが適正な値段かなと今現在思っていますけれども、また稼働するようになったら、料金はきちんと設定したいと思えます。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 安齋議員、よろしいですか。

○一番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はございますか。

中澤康治議員、どうぞ。

○七番（中澤康治君） 八号議案の六ページ、二十六節、百六十万で地熱対策温泉有効利用等とありますが、地熱対策に対しては中立的な立場で勉強されているんでしょうか。その辺をちよっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 毎年、地熱対策と、それから観光地ですから議員さん方の研修を兼ねて研修をしようということですが、算づけをしっかりとしております。その予算でありまして、中立とか何とかというものは予算上は出ていません。それは私

が答弁する立場にないです。ただ研修するということで、いいか悪いかはそれぞれ見て判断をすればいいと、そういう意味の予算です。

○議長（黒岩 卓君） 中澤議員、よろしいですか。

○七番（中澤康治君） オーケーです。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。質疑はありませんか。  
〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第八号及び議案第九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第八号及び議案第九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

#### ◎議案第十号の質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十号について質疑を行います。  
質疑をどうぞ。

有坂議員、どうぞ。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。すみません、三点ほどお願いします。

まず一点目、十五ページ、歳出ですね。議会費の中で機械等器具費の減額があるんですけれども、これの減額の内容をこ

説明ください。

次に、十七ページ、財政調整基金に委員会を傍聴していたとき、九次補正で不用となった分で二億四千万ほど積み立てるようなお話をされていたんですけれども、私ちよつと総括質問で、このコロナ禍で町民経済が冷え切っているのも、また何とか町民に還元できるような施策を行っていただきたいことを述べたんですけれども、この金額があるならば、それを考えていただけないかなということがちよつとひとつお願いの部分もあるんですけれども、それについてお答えいただきたいなということですよ。

あと、二十八ページ、商工費の中で上から一、二、丸三つ目、バス事業支援、高速ラッピングの件なんですけれども、これ当初だと一年予算で、去年はたしかコロナ禍で剥離をしないで、もう一回協力してほしいような、バス会社からあったような話も伺っているんですけども、今年はこのラッピング事業がまた予算計上されているのはどのような内容で、今でも現在ラッピングバスは走っているんですけども、このラッピングをいつまで続けるのかということ、今回何台分の剥離が生じているのかお答えいただきたいと思えます。

以上、三点お願いします。

○議長（黒岩 卓君） 議会事務局。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、有坂議員さんの質問にお答えします。

金額の内容との質問でございますが、内容については老朽化していた会議システムの設備の入替えという内容になっております。その設備の入替えにあつてはかなり老朽化が進んでいたため、急務でありました。そういったことから九月定例議会において千三百万円お認めをいただき、執行する際に幅広い範囲で業者選定を行わせていただき、会議録関連事業者を含め九業者において見積合わせを執行させていただきました。そうしたところ、四百九十五万円で購入することができ、八百五万円の減額をさせていただいたというような内容になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、予算書で財政調整基金の関係になりますけれども、お答えをいたします。

私のほうから申し上げられるところの部分としましては、二億四千万の財源が残ったところで三月で積立てをいたしまして、令和四年度末では見込みとしては二十億をキープできるという見込みで今いるという状況でございます。対策については今現在私のほうから答弁できるところはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 補足、町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 有坂議員のその二億四千万あるんだからという意味だと思わすけれども、予算というものはなかなかそういうふうな、一つだけ見て、ここだけに金かけようという行政というのはできないと。全体を見た中で、やはりこれは政策上の私の判断になりますけれども、福祉にも教育にも観光にも、その全体を見てバランスよく予算措置をしたいという判断をいつもしています。その中で、財調が増えたんだから、これを有坂議員が言うあれに使ったらどうだというのは、それは見解の相違が出てくると思うんですけれども、私は何度も申し上げますように、福祉、教育に関しても私が就任した当時から見れば、はるかに予算をかけている。そして、充実した様々なものをしてきたと、いろいろなところから、これほど福祉、教育委員会委員会のほうからもこれほど金をかけてくれた町長いなかったと、金がなきゃできないんですけれども、財政改革をした中で福祉、教育にもしてきたということもご理解していただきたい。

そして、活性化という意味では余剰金をとるか財調で、もう一度町民に対して還元をとるのは有坂議員からも聞いておりますけれども、なかなか、じゃ、そういうふうに使っちゃおうという、そういう短絡的なものではないというふうに思っています。総合的に判断した上で、また町民経済が疲弊するならいろいろな対策を打つかもされないですけれども、商工会を経由して一〇〇％プレミア率というのが九〇数％、非常に率の高いあれで利用されたということで、この間も商工会長

が来ましたから、効果あったのかと聞いたら、すごい効果がありましたと、それだけ効いてよかったですけれども、じゃ、もう一回やるかというところ、また多額の金がかかりますから、そう簡単にはいかないと、予算というのは全体を見て、ぜひご理解をさせていただきたいと思っております。言われたことは結構やってきたつもりでして、有坂議員の提案した子供が生まれたいときのお祝い金も新年度から出しますし、一つ一つ前へ前へと進んでいきたいと思っております。

高速ラッピングの業務委託の四十六万四千円というのは、恐らく、違ったら担当から答弁させますけれども、最初は全部剥がすという判断をしたんだと思うんですけども、バス会社によってはそのままでいいと、逆に使わせてほしいと、そのほうが人気があるのでというような、それはそれでありがとうございますと。

だけれども、JRの何台かは一旦、私がリセットしましょうといったら、そしたら何台か知らないけれども、剥がすという事になりました。これは何台か分からないんですけども、そのまま置くということで、これは剥がす工事費という判断をしてもらえばいいと思いますので、そのように。

だから、今、広告費は払っていません。無料で走ってもらっているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（黒岩 卓君） 有坂議員、よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十一号、議案第十三号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十一号から第十三号までについて一括質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十一号から議案第十三号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十一号から議案第十三号までについては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十四号及び議案第十五号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十四号及び議案第十五号について一括質疑を行います。質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十四号及び議案第十五号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十四号及び議案第十五号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十六号及び議案第十七号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十六号及び議案第十七号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十六号及び議案第十七号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十八号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十八号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

小林議員、どうぞ。

○五番（小林純一君） 第十八号 温泉資源の保護等に関する条例の制定についてお伺いいたします。

こういった条例をつくることになるに当たって、恐らく何かつくらなければいけない必要性あるいは緊急性があったのかと思いますけれども、どのようなことを想定して、あるいはどのような事例があったがために、こういう条例をつくらなければならなくなったのかという経緯と、あと、この条例の目的ですね。

それから、中を読ませていただくと第三条と第十二条が恐らく肝になる条例なのではないかなと思うんですけど、第十二条のところ、二行目、掘削を停止すべきこと、その他措置を命ずることができるといような形に書いてありますけれども、掘削を停止すべきことをというふうにした理由、これが掘削の停止を命ずることができるとなっていないで、なぜ停止すべきというふうになっているのかという、この理由が知りたいということと、あと、この条例の施行に対する強制力、相手方に対する、それから罰則等があるのであれば、そこについても当局のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） じゃ、私もマスク取らせていただきます。

この条例は、長年、私が考えてきたことを、地熱発電、また温泉掘削に対しての私の集大成として、何としても私の時代に条例を制定しておくべきという判断をいたしました。その理由というのは今現在の草津町は入浴に関するのみ、また、熱交換をした温水等で町民の福祉向上にも、また様々な意味でCO<sub>2</sub>削減についても大きな寄与をしているという判断をして

おります。そういう中、今回の条例に至った経緯というのは、もうそもそも論で、今十分に草津白根山系のエネルギーは私  
は利用しているという判断を持っております。

もうだいたい前になるんですが、東京新聞に書かれたこういう記事がありました。火山学者が「草津白根山、これほど美味  
しい山はない」と、大きな噴火をすることなく、そのエネルギーの八〇%を温泉熱で排出しているという記事が、これ、火  
山学者が書いた記事だったんですけども、そういう意味からすると、もう八〇%も草津の白根山系のエネルギーを使っ  
ていると。そしてさらに、草津で湧き出た温泉は一番は浴用に供する問題ということと、もう一つは条例上、一般家庭では温  
泉に入れないわけですから、そういう意味では私の自宅もそうですけれども、温水を利用した風呂があるということ、温  
泉熱を利用して熱の交換をすることによって五十五とか六十の温度で、各家庭に水道と同じ方式で配っていると、これも非  
常に大きな効果をもたらしているものと思っっている次第でございます。

ご存じのとおり、一分間に正式コメントが三万二千三百リッターの温泉が湧き出ているというんですけれども、これは恐  
らく一番少ないときのことを言うんであろうと思えますけれども、万代鉱源泉も非常に波動が大きいです、湧出量。です  
から、本当はもっと湧出しているのかもしれないけれども、膨大な火山のエネルギーを温泉で排出しているということにな  
るわけでありませぬ。

そして、さらに草津町では冬季、冬の場合は大変融雪というものがお客様の足元に対して効果をもたらしますし、町民も  
そこを歩くためにも大変効果の高い融雪工事がありますけれども、こういうものを総合的に判断してみますと、ガス湯沸器  
また石油ボイラー等もほとんど草津町にないですから、一年間で一万六千トンのCO<sub>2</sub>削減をしている、もう何十年も前か  
ら、非常にエコな町であるというふうに思っております。

そういう中、特に地熱発電というのは大きなリスクをはらんでくるものと思います。皆様のお手元にもう既に配付しまし  
たけれども、この資料の中にもいろいろ書かれていますけれども、私が議長時代から、婦恋の発電の問題について草津町議  
会議長としてコメント、文章を書いていますけれども、このような中で様々な地熱発電所を調査して、見てまいりました。

そうしますと間違いなく、どの発電所のそばにある温泉地というものも影響は出てくるというのが当たり前だと思います。そういう中、天下の草津温泉を駄目にしてしまうというようなことは絶対的にしてはならないと強い思いがあるわけであります。

そして、隣の嬭恋村が一時、地熱発電をするということで、本当に町民集会を開いて、新聞報道ですと千人と書いてありますけれども、千三百人集まりました。この理由は、きちんと人数把握できるのは夏ですから、うちわをつくったんですね、千二百つくりました。それが足りなくて千三百人が集まったという数字が出ているということでもあります。

それと、歴史をたどりますと、私がまだ議員になる前、はるか何十年も前なんですけれども、草津町は地熱発電を誘致したことがあります、あるんですね。議会も総出で誘致しようという時代があったんですね。

しかし、地熱発電の影響はあまりにも大きいということが当時の議会が理解して、一転、多額な予算が国からついたんですけれども、それを没にして、そして逆に、地熱反対に回った経緯があります。そして、群馬県の企業局が草津町と嬭恋の地境のところでボーリングをして、そしてもう噴気を確認するところまでいったんですね。しかし、当時の議会は県庁に詰めかけて、そのテストをすることも認めないと、直ちにボーリングの穴を塞げという強い要望をしたそうでございます。聞くところによると、先輩方の議員が県職員の襟をつかんで、我々の生活を駄目にする気かという、そのぐらいのけんまくで反対した経緯があるということでございます。

私も、もうだいぶ前になるんですが、議員になったとき、そのボーリングしたところに行ってみました。それパイプがありました、ボーリングした跡地がありました。まさに草津町と嬭恋村の行政区の境のところはそのパイプがあるということでもあります。

そういう中で、もう長い経緯をたどれば、今の山本知事のお父さんであります山本参議院議員、元、大臣のときに予算をつけてくれています、草津に誘致しようということが進んだという経緯もあることもご理解してほしいと思います。

我々、町長になつてからもそうですけれども、議会のとときから、日本で一番大きいのが九州の八丁原発電所で、何度も視

察に行きまして、一万六千キロワットというものでありまして、日本で最大のワット数を発電できるあれですけれども、大変、理論上は一回使った蒸気をさらに熱交換して使うというんですけれども、それがうまくいかないということで、設計どおりにはいかないという話を聞いてまいりました。そして、特に東北のほうを何度も我々が視察したときに、おかみと会って話したんですけれども、草津というミニ湯畑がここにあつたんですと、小さな。しかし、行ってみたら、もう木が生えて、草ぼうぼうで、温泉の気配もゼロであつたということで、その何キロか離れたところに地熱発電所ができた、数キロ離れても間違いなく影響が出るということで、そこから今、その熱水もらって営業しているという話を聞いたということです。

それと、いろいろな地熱発電の考え方はあると思うんですけれども、問題は経済論も大きな問題だと思えます。今話したように、山の中の秘湯の一軒宿の経済的利益、世の中に対する利益と、草津みたいに大温泉地が仮に影響が出て、駄目になったときの経済をてんびんにかけてときに計り知れない。比べるのが間違っていると、一万、仮に六千キロワット発電されたとしても大温泉地を駄目にするということが経済の理論からてもてんびんにかけてとき、答えが出てくるような気がしているものであります。

それと、この皆さんにお配り資料の中に、以前、振子沢のところで事故が起きました。昭和四十六年十二月二十七日に、ここで白根硫黄鉱山というものを白根開発というのが強制的に今のゴンドラの上麓駅から何百メガ上がつたところにボーリングをして、強制的に温泉をつくるんだと掘りました。そしたら物すごい湯気がいつも立っていたんですけれども、その湯気の中に水を通して温泉をつくり、草津町に配湯して、温泉配湯という形の中で商売をずっとやっていましたら、そしたらその蒸気の中に硫化水素が入っていたということで、振子沢で六人の若い方々が亡くなったということで、いかに草津白根山系のガスというものは強烈なものであるかというものをご理解してほしいと思います。

そんな思いの中で、この条例をつくる意味では、そういう自然災害も起こさないという意味もありまして、この条例は弁護士が書いたものです。ただし、私が一つだけ書き加えさせたのが可燃性ガス、天然ガスは大体どこも掘ると出るんですけ

れども、この辺は問題にならないですが、必ず火山性ガスが付きまどってくるということの中で、その条例の中に可燃性ガスも自分たちが仮に掘った場合には自分で処理をなささいというものを、これは私のほうから弁護士のほうに話をし、付け加えた、このようなものであります。

そして、東北のほうだったと思うんですが、ボーリングをしていたら、そのボーリングが火山爆発を誘発して、たしか死亡者が出たと思うんですけども、写真で見たことあるんですが、月の世界みたいで、もう木がなぎ倒されて、枯れ木になっているというものもありました。大変、ですから、この白根山系で穴を掘るといのは非常に危険が付きまとうんじゃないかと、このように思っております。

総じて言いますと、中国のことわざで、浅い井戸のそばに深い井戸を掘れば、浅い井戸は枯れるという理論があるんですけども、まさにこの中に学者、生越さんという方のコメントが書いてありますけれども、そのとおりだと思います。どこを見ても、そのようなことが起きている。我々はただ本を読んで調べたわけじゃなくて、現地に行って何度もこういう調査をしてきて、間違いなく影響が出るということは分かっておりますので、経済のてんびんにかけた場合に山の秘湯が一軒なくなるのと、そこで電力が発生するのを比べれば、それはいろいろの考え方があろうけれども、草津温泉、大温泉地に大きな危険をもたらすようなことは行政の長として絶対にできないということで、この条例を制定したのが条例のきっかけです。

内容については、るる書かれておりますけれども、非常に法律用語の中で言い回しがありまして、何とかできると書いておけばいいものを何て言いましたっけ、何とかすると言いつけ回しが変わっていますけれども、これを少し柔らかめに書いております。そういうところあります。

それから、質問の中の罰則なんですけれども、一番上の条例でいきますと、憲法のまず九十四条に規定がありまして、地方公共団体は、財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができると書かれています。そして、それを受けて、地方自治法の十四条に規定がありまして、憲法と同じようなことが書かれて

おります。その中で、二年だったかな、以下の懲役、百万円以下の罰金、それから過料、拘留、没収、それと行政罰であります科料、刑罰でいいますとトガリヨウと読むんですけども、科学の科を書いて、トガリヨウと読みますけど過ぎるという字を書いていった場合には過ち料と読みますけれども。これは行政罰です。行政罰を書くことはかなりあるんですけども、行政のペナルティーをかけることはあるんですけども、罰金刑以上になると、ある意味じゃ前科が付きますから、それをつけようとする場合には、これは検察庁との協議をしないと難しいという話を聞いたことがあります。つまり、条例違反を犯した場合には告発されると、そうするとそれが条例に合っているか否かというのは検察庁が最終的には判断するわけですから、そういう意味で罰金刑以上のもの、刑罰をつけようとする場合には検察庁審議というものが必要になってくると判断しています。そうなりますと、恐らく物すごい時間かかると思うんですね。

そういう意味の中で、取りあえず罰則はなくても、それを破ろうとする人はあまりいないと思うんです。それで仮に草津町の条例に従わないという人が出たとするならば、これは私として、そのときに町長を私がやっているかどうか知らないですけども、やる方法としては掘削禁止の仮処分をかけます。その上で条例を基に、その掘削が適当か否かの争いをしていく以外ないと、このように考えておりますので、例えば罰金百万に処すると書いたとするじゃないですか。しかしながら、じや、罰金百万円払えば掘れるなら掘っちゃえという話になっていっちゃうので、本末転倒の話になりますので、弁護士とこの辺は私と協議しまして、罰則までつけるのはやめようと、今言ったように守らなければ仮処分をかける方法があつて、それで提訴という方法もありますので、そういうふうを考えているということでありませう。

少し長くなりましたけれども、私のこの条例に対する思いというものをぜひご理解いただきたいと、皆さんの賛同をいただきたいと思えます。

湯畑の集会在皆さんのお手元にありますけれども、これは私が議長のとときに議会が先導しました。時の行政ではないと、議会が先導して、この千三百人の町民集会を開いて、絶対に反対であるということの経緯であつたことをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 十二条の解釈、十二条の解釈。

副町長。

〔副町長 福田隆次君 登壇〕

○副町長（福田隆次君） それでは、十二条の中にあります掘削を停止すべきこと、それと十四条にあると思いますが、掘削の停止、この言葉の遣い方の違いというところでございますけれども、先ほど町長が言葉の遣い方というところで優しい表現とか、そういうものもあるという答弁をしましたが、こちらにつきましては、動詞的な表現と名詞的な表現が遣い分けられているというところでございます。これは弁護士の方の遣い方というところだと思えます。

それで、この停止をさせるかどうかということの効力につきましては、こちらは同様にあるということを確認が取れております。見る人に分かりやすくというのが条例でございますので、効力が同じということと直ちということとはございませんけれども、改正条項があるときにはこれの言葉の統一をすればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○五番（小林純一君） はい。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑をどうぞ。

中澤康治議員、どうぞ。マスクを外してください。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

こんな条例ができたら、後世の人はもしかしたら笑うかもしれません。日本は世界で三番目の地熱大国です。現在の技術で開発可能地熱エネルギーは二千万キロワット……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員。

○七番（中澤康治君） 原発が百万キロワットとして二十基分……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、中澤康治議員、ちよつと聞いてください。

○七番（中澤康治君） 先ほど、長く町長さんがやられたので、そんなに長くないです。

○議長（黒岩 卓君） すみません、中澤康治議員。

○七番（中澤康治君） すぐ終わりますから、どうぞ。

○議長（黒岩 卓君） 終わるじゃなくてね、質疑ですから、質疑をしてください。

○七番（中澤康治君） それ、どう考えるか……

○議長（黒岩 卓君） あなたの意見を聞いているのは、討論でやってください。

○七番（中澤康治君） 質疑にしますから、これ質疑になります。質疑になります。

そんなことで、原発二十基分ぐらいに相当して、将来、マグマ発電が可能になれば、無尽蔵とっていいほど大きなエネルギー源で、しかも火山噴火の制御も夢ではないんです。

先ほど、町長がエネルギー、草津温泉は八〇%を消化しているとおっしゃいましたけれども、考えようによっては二〇%が白根火山の噴火に回っている。そういう意味ではこの二〇%を……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、質疑になっていません。質疑になっていません。

○七番（中澤康治君） これ、このままもうちよつとです。それで今、地熱発電の反対は三つあって、国立公園の問題、コストの問題、それから温泉地の反対で、今や前の二つは解決するんですから、温泉地が反対しているものだからうまくいきません。

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、発言を停止してください。

○七番（中澤康治君） それで今、地球温暖化と……

○議長（黒岩 卓君） 発言を停止してください。発言をやめてください。

○七番（中澤康治君） プーチンの暴挙で化石燃料を……

○議長（黒岩 卓君） 康治議員。

○七番（中澤康治君） 代替エネルギーに替える機運は大いに高まっています。

○議長（黒岩 卓君） 中澤議員。

○七番（中澤康治君） そういう意味で、時代に逆行するこの条例の設定には賛成できない。そういう意味で……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、発言をやめてください。

○七番（中澤康治君） 火山性ガスの問題が出ましたが、……

○議長（黒岩 卓君） 康治議員、聞こえませんか。

○七番（中澤康治君） 水に通せば、新しい温泉もできますので、町長さんと、これは、それから……

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、これ以上発言すると議長に従わないということで退席願いますけれども、よろしいで

すか、中澤康治議員。これ以上発言すると退席願いますけれども、よろしいですか。

○七番（中澤康治君） これで終わりになります。

○議長（黒岩 卓君） 終わりにするじゃなくて、発言しないでください。発言を停止してください。

○七番（中澤康治君） 火山ガスについて、町長さんはもう一回、どう考えますか。

○議長（黒岩 卓君） 質疑になっていません。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 答えなくていいです。

〔「いや、私に答えさせてください」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） それは……

〔「提案者として意見を」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 意見としてはいいんですけども、質疑になっていけませんので。

〔発言する者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 暫時休憩にします。

休 憩 午後二時十分

再 開 午後二時二十一分

○議長（黒岩 卓君） 休憩を閉じて再開します。それでは先程中澤康治議員の質疑なんですけれども、質疑が質疑になっておりませんので、発言を停止します。

そして、ここで町長から補足説明ということで申出がありましたので、許可をしたいと思います。どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 中澤議員、何度も言っていますけれども、議会のルールを守ってください。あなたは書いてきたことを一方的に読んでいます。それ読むのは結構なんですけれども、それは反対討論で読む内容です。質疑というのは当局が提案した議案、条例ですから、この条例の何条はどういうふうに解釈しているんだ、これ違うんじゃないかというのが質疑。あなたは反対なら反対でいいんですよ、あなたの賛成を得ようなんてはなからから思っていない。だからそれは議會議員ですし、反対するのは構わない。

しかしながら、それが議決されればあなたも含めて、草津町議会の意思決定ということになるんです。たとえ四分六であったとしても議決が通れば、それは議会全体の意思ということになることも付け加えさせておきたいと思えます。もう、一方的にあなたのは反対、反対、その討論からいきなり入ってきたということ、そして議長の制止にもかかわらず発言をやめない。だから、何度も言いますが、議会のルールを守ってください。当局も聞いていて嫌になる、そういう話は。

述べておきますけれども、これは私が議長時代、議員時代からこの問題は何としても地熱発電、それから大量の温水を必

要とするような掘削については草津町は反対していく、これは町民の大多数の問題だと思います。首かしげなくてもいいですよ、あなた、反対すればいいんだから。

大変残念なのは、あなたのお兄さんである中澤晁三さん、過去に戻りますけれども、草津町議会は地熱発電を誘致しました、当時。そして夢物語で、そうなる温水もいっぱいできて、いろいろな意味で草津町はまた豊かになるということで、私は議員じゃなかったんですけども、報道でそういうことを知っておりました。そのとき、中澤晁三さんが東北のほうの温泉地を何らかの視察に行ったとき、その地熱発電の悲惨さに気がつき、これほど地熱というものは大きな影響が出るのかということ、自分が大変なことをするかもしれないということで、晁三さんの話ですと東北からタクシーを飛ばして、頼むから自分の命が尽きないように、この地熱発電の大きさの惨状を草津町議会、当時の町長に分かってもらわなければならぬという思いで、そういう意味で自分の命がそれを知らせるまでは尽きないように、祈りながらタクシーに乗って帰ってきたという話を聞きました。

私は、地熱発電からこの草津町を守ってくれたのは中澤晁三さんだと思っています。ですから、草津町の恩人だと思っています。だからこそ、図書館に中澤晁三さんの胸像を飾ってある。兄弟だから同じ意見で従えと、そんな意味じゃないんですけれども、そのくらい草津を思い、天下の名湯、草津温泉を万が一駄目にしたら、これは誰の責任になるんだ、草津温泉を駄目にしてしまうと、イメージで我々言っているんじゃない、報告書が出ているでしょう。いろいろなところを全て回って、こういう結論に至ったということでありまして、あなたの意見は、主張は単なる推測で、面白くないから、それで地熱発電、マグマ発電やりたい。

たしか、あなた、本白根山が噴火したら、そこに穴掘って、マグマ発電すればいいと何か言いましたよね、たしかどこかで公式の場所じゃないけれども。自分でやってみたらいかがですか。大爆発は起こすと思いますよ。そんなことは一般の人が拍手すると思いますか。

そして、白根山の登山も町長は勝手にさせない、財産を駄目にしていく。何度も議会で同じようなことを言っている。私

は、サイエンスに従って物事を進めてきている、人の命を守らなきゃならない首長は責任があると、あなたには何を言っても何の意味もないでしょう。

しかしながら、守っていたきたいのは議会のルールを守ってほしい。反対討論でとうとうと述べればいいんですよ、さっきの話を。いきなり反対討論、議長の宣告から意味が違うでしょう。地熱発電と草津の温泉保護というのはあなたと私と全く意見が真逆である。あなたの意見に耳を傾けるつもりはないし、あなたも私の考えに耳を傾けるつもりはないでしょう。しかし、私は選挙で当選した町長である。圧倒した得票数で当選した町長である。今の執行権者は私であると、私が提案していることを議会の皆さんがそれぞれに判断すればいいことで、一人、二人、仮に反対したとしても、それは議会全体の意思として、その議決が告示をされるということを申し添えておきたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 議案第十八号について、ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

なければ討論に移りたいと思います。まずは反対の討論をお願いしたいと思います。

中澤康治議員、登壇して言ってください。どうぞ。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 反対の討論の機会を与えていただきました。ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） 普通ですよ。マスクを外してください。

○七番（中澤康治君） 確かに、私と町長さんの考え方は真逆でございます。今や地球温暖化の問題で化石燃料から代替エネルギーに転換しようという大きな流れがございます。

それで、先ほど、白根のエネルギー、八〇%、草津の温泉で出ている、ああ、結構だ。二〇%はどうなっちゃうのかと、これが白根山の爆発のいたずらをするわけです。もし、草津の温泉が一〇〇%エネルギーを今のあれですよ、中のエネルギーはもう圧倒的に地下のエネルギーは大きいですが、表面の爆発するエネルギーを含めると大体二〇%ぐらいの噴火とい

うのは、なるほど、言えるんじゃないかと、温泉エネルギーをうまく取れば白根山は収まるかもしれないと、そういう考え方もあるし、それから火山性ガスは危険だとおっしゃいますけれども、これを熱湯に通せば、あるいは谷沢の中和する前の水に通せば、立派な温泉が出来上がる。危険だけれども、うまくそれを制御することによって、人間の知というのは非常に大きなものですから、科学というのはそれを基にして応用することもできるんです。そういう意味で、火山性ガスの危険性もうまく草津の利にすることができると。

それから、現に万代鉱はどうやったかというところ、これは目的は違うんですけども、あの上のほうでボーリングをやったところが、それが熱湯が噴出した。それによって毎分七〇〇リッターぐらい出ているということは草津の今の半分以上、万代鉱に恩恵を被っている。これは人為的に掘ったことによる、これが全て温泉が枯渇するということにはならないということとです。

草津の温泉の泉因は、一番大きいのは降雨量です。雨が多いということと、雨が多くて地熱があるので、温泉が出てくる。そこをこれ気候変動で、もし雨量が激変したとしたら確実に温泉は枯渇します。

そういう意味で、エネルギーはマグマまで考えれば無限です。これを水さえあれば相当バックアップできる。今の地球温暖化を制御するには日本としては世界第三位のエネルギー、これをいかにうまく活用するかにあると思います。それを原発に持っていったら、もっと危険になる。太陽光発電は非常に不安定。ところが、地熱のほうはずっと安定しています。

そういう意味で、今後、地熱発電に対して、温泉を守りながら開発していこうと、こういう知恵を持っていただきたいというふうに思っていて、今回のこれ反対に代えさせていただきまます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、賛成討論のある方、いらっしゃいますか。

湯本議員、どうぞ。

〔八番 湯本晃久君 登壇〕

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本晃久、賛成討論を行います。

先ほど、質疑の中、そして今の反対討論の中でも中澤康治議員がおっしゃっていたマグマ発電ということ、以前、中澤康治議員がネット上でそのようなことを書き込みされていたときに、別の席ではありましたが、中澤康治議員に当時、このマグマ発電を実際にやるというときに、そこで作業をする作業員の方の安全はどうやって確保するんですかというお尋ねをしたことがあります。そのとき、中澤康治議員は表情を変えて、そんなこと言っているから科学は進まないんだ。作業員だって命がけでやるんだとお話になりました。そのようなことに我々付き合う必要はあるんでしょうか。

今回の条例案に戻るんですけども、やはり草津町は温泉で経済が回っている、そのことが全てである町であると考えます。そして、やはり掘る発電、その他によって掘削をし、そのことによって温泉に影響が出るということ、草津は自然流下で出ている温泉、それによって恩恵も被っている、受けている町です。そこを壊すようなことはやはり許してはならないと考えます。

以上がこの条例案に対する賛成の理由でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この条例の重要なところは、地熱発電及び温泉の掘削をすることに対しての条例であることをご承知おきください。例えば、ホテルをつくるなんかのとき、ボーリングしますよね。じゃ、これもこの条例に引かかるのかというところが違いますから、それはこの条例には全く当てはまらないです。

万代鉱の話も出ましたけれども、温泉を掘る目的で掘れば、それはボーリングで出た温泉なんですけれども、鉱山で硫黄を掘るといって、掘っていったら温泉が出たということは私の解釈は、これはボーリングで強制的に掘った湯ではないという判断を持っています。だから、それも含めて草津の自然湧出量は日本一であるというふうに思います。

これ、法律解釈なんですけれども、目的が違う。基本的には自分の土地に何をしてもいいんですよ。所有権というのは日

本の法律の中で決定的な強い権利です。だから自分の土地をどうしようとか大きなお世話と言われるかもしれないですけども、そういう中では、家を建てる時、ボーリングをするということについては、これは町に一応届けをいただきますけれども、そして、紳士協定を取って、もし何かがあったら直ちにボーリングやめるといふ取り交わしをしてボーリングをしていますけれども、今回の条例と建物を造るボーリングはまるつきり法律上の性格が違うということだけ説明し忘れませんでしたので、ご理解をしておいていただきたいと思えます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに反対討論はございますか。

康治議員、康治議員、二回は駄目なんです。同じ人が二回は駄目なんです。いませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） それでは、賛成討論、ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、採決に移りたいと思えます。

議案第十八号について、賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（黒岩 卓君） 起立多数と認めます。どうぞおかけください。

よって、議案第十八号については、原案のとおり可決決定することにいたしました。

◎議案第十九号及び議案第二十号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第十九号及び議案第二十号について一括質疑を行います。どうぞ。

湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。二十号について質疑をさせていただきます。

奨学資金貸与条例の一部改正ということで、これに関しましては私が十二月の定例議会で一般質問させていただいたわけですけれども、それから一回の議会、僅か三か月において、こういう形で議案という形でご提出いただいたこと、深く感謝を申し上げます。

その中でなんですけれども、一般質問のときに指摘をしました事項の中で、改善された部分とそうでない部分というところがございまして、一部まだハードルが高いなと思う部分が若干ございまして、その部分についてなんですけど、特に親族以外の連帯保証人が必要であるという件、それと学校長の先生に本人の考査証というのを出示してもらおうというところですね。その中で成績に関する要件があるという件、そのあたりがまだちょっとハードルが高いなと感じるところなんですけれども、それらの部分等を含めて、これ議案の提出に当たって、恐らく教育委員さんにもご意見を聞いていただいたかと思うんですけれども、そのあたりは教育委員さんの間でどのような意見交換がなされたかというのが一点。

続いて、四月一日から改正ということなんですけれども、今度の四月に新入学を迎えられるような学生さんにもこの新しい条例の条項が適用されることになるのかどうかという点が二点目でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 湯本議員からの議案第二十号に関します質問に対してのお答えをさせていただきます。

本案につきまして、ご指摘のとおり、この一月と二月に教育委員会定例会議において審議をさせていただきました。その中の意見をこちらで説明させていただきます。

意見として出たことの中、奨学金が次の奨学資金として利用されている事実、借金である旨の認識は徹底したほうがよいであろう。

二つ目、連帯保証人は草津に根差した身元の確かな人にしなければならない。

三つ目、償還を滞らせるものへの罰則も検討しなくてはいけないのではないか。

履歴書はパソコンでつくるのが主流であり、市販という規定は不要ではないか。

五つ目、もっと多くを貸してあげたいが、返すのが大変である。本人の負担になるであろう。

六つ目、より高額を求める場合にはほかにも有利な制度はある。

七つ目、四半期ごとの償還ではなく、月々にした上、口座引き落とし等への対応も検討してみてもどうか。

八番目、むやみに利用を募るのではなくて、本当の困窮者に貸与をするべき。

最後ですが、親が草津で働き、子は草津で暮らしていない場合でも貸与をされてしまう仕組みはよくないのではないか。

以上のような意見がまず出されました。これについていろいろ審議をさせていただいたわけなんです。今回につきましては、まとめといたしまして、五つの決定をいたしました。

まず一つは、履歴書の市販云々は削除する。

二つ目、金額は二万円でよろしい。より高額を要する場合にはほかの有利な制度を紹介する。

三つ目、償還期間の延長についてはおおむね賛成である。

四つ目、保証人等については一部償還が滞っている現状から必要なものであり、継続が必要である。

最後に、償還方法についてはさらに改善の余地がある。これは意見の中で出ました月々にするとか、口座引き落としとか、そういったものの検討を進めるべきである。こういった部分を課題とさせていただいております。

以上のことで、ご指摘のとおり、ハードルを下げる、より困窮者に優しい制度に見直してはどうかというご意見が発端ではあったんですが、今回の教育委員会の中には前にこの条例を見直したときに、より条例を厳しくしたというときに立ち会った委員が含まれております。そのときにはやはり償還を滞らせてしまったという事例が発生した直後であったということ、それを目の当たりにした委員が含まれていることから、容易にもうあまりにハードルを下げるのはどうかという意見で、今回は集約がされたということでございますが、こちらにございませとおり、より継続して検討は進めてまいりたいと思っておりますので、今後また、よりよくご観察いただきまして、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八番（湯本晃久君） 四月から適用可の件について。

○教育長（富澤勝一君） すみません、一つ質問を落としてしまいました。

今回の改正、四月一日から施行されますので、令和4年度、こちらに進学をする者もこれも対象として、適用となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） すみません、私も正直言ってよく見ていなかったんですけれども、連帯保証人という言葉が出ましたけれども、今、連帯保証人の制度でなかなかそれをというの是一般的にはなじまなくなってきていると、催告の抗弁権、それから検索の抗弁権というものが連帯保証人には認められない。通常の保証人はこれがないんです。だからちよつと考えてみますけれども、これに対して催告と検索の抗弁権を付与、何というか、つけるのは町長がこんなことを言うのはおかしいんですけれども、ちよつとなじまないかなと判断をしています。

保証人については、それは致し方ないことでありますけれども、催告というのはどういう意味かというと、あれは金持っているから、あれから取れよという抗弁権もなる。それから、何か財産があるから検索して、取っちゃえよというような、こういう抗弁権を連帯保証人には認めないという意味なんです。だけれども、通常の保証人はそれを言えば、それをしない執行権が悪いという話なんです。かなり大きな差なんです。この辺についてももう一度、今回の議会で通していただいて、それが可能かどうか、私はなぜこんなことを言うかという、何とかそういう人たちに使いやすく、そしてまた保証人の人も自分が保証人の判こを押したことによつて、全部自分がかぶってしまうというののもいかなものかなと思います。

で、再検討を考えてみたいと思いますけれども、今日のところは議案として通していただければありがたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） 質疑がなければ、質疑を終了します。

討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十九号及び議案第二十号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十九号及び議案第二十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

#### ◎議案第二十一号の質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十二号の質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十二号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。

宮崎公雄議員。

○十一番（宮崎公雄君） では、質疑をさせていただきます。

今回の草津町小口資金融資促進条例の一部改正でございますが、これ、改正理由を見ますと小口資金融資借換制度及び借換条件の緩和措置及び融資の期間を三年から一年間伸ばすという条例の改正であります。これはこれでいいとは思いますが、けれども、現在、銀行のほうもかなりいい融資枠があるわけでございますので、そこで返している方もいるような感じが受け取れます。

そこで、一つ聞きたいのがこれも同じことなんですけれども、今の利用状況、それと昔はよく事故があったんですけれども、その事故は今でもあるのかどうか、要するに返さなかったということがあるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

小口資金融資制度につきましては、ご承知のとおり、群馬県との協調によりまして、金融機関、県保証協会の協力の下、町内の中小企業の振興を図るために創設された制度でございます。

今現在の状況につきましては、令和三年四月現在で十三件の制度の活用実績がございます。ご指摘の事故等で滞っているものとか、審査が通らなかつたものということについては今一件もございません。ただ、今申請中で許可が下りないものが一件ございますけれども、これはまだ申請が上がったばかりという意味合いでの保留になっているものが一件ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○十一番（宮崎公雄君） 結構です。

○議長（黒岩 卓君） いいですか。

○十一番（宮崎公雄君） はい、分かりました。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑はありますか。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十三号及び議案第二十四号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十三号及び議案第二十四号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。

有坂議員。

○二番（有坂太宏君） では、議案第二十三号のほうで、町営スキー場のオートキャンプ、天狗山キャンプ場の件なんですけれども、これは委員長報告にもあったんですけれども、スキー場のどの位置で、一区画利用料六千円とはあるんですけれども、一区画の広さ、あとはその場所でどれくらい取れるのかというのと、あとオートキャンプの場所、おとしでしたっけ、第一だかをやったというか、第一で夜間にキャンプしている人がいて、アスファルトにくぎを打っていたりしているのが問題になったと思うんですけれども、このオートキャンプの場所はどこでやるのか伺いたいと思います。

○議長（黒岩 卓君） 創造企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 有坂議員の質問にお答えします。

オートキャンプじゃなくて、普通のキャンプ場の場所なんですけど、昔ジャンプ台があったところのランディングバーンの終点の部分、その平坦なところを利用して十二区画ほど用意をさせていただきます。広さにしますと一区画十平方メートルぐらいの区画となっております。

それと、オートキャンプ場なんですけれども、これにつきましては、第五駐車場のところを利用して、特に施設等は既存のものでトイレがあるだけなんですけど、そこに車を乗り込んでいただいて、泊まっていたくような形態となっております。

○議長（黒岩 卓君） くぎ打つ。

○二番（有坂太宏君） あとは、ほら、くぎを打って、第一のとき、それで夜間やめたじゃないですか。それ今、第五でも下

はアスファルトですよ、あそこ。それはやらせるんですか。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 以前、第一駐車場に、ここキャンプ場ではないんですが、勝手にテントを張って、ペグを打ってしてしまうような事例が発生したことから、今、第一駐車場のほうは夜間閉鎖しております。それで、その代わりなんですが、オートキャンプ場に有料で設営場を設けているんですが、そこではテントというのは張ることはできません。あくまでも車でオートキャンプをしていただくことになりますので、ペグ等を打つことは禁止されております。

以上となります。

○議長（黒岩 卓君） いいですか。

○二番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（黒岩 卓君） ほかに質疑ございますか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十三号及び議案第二十四号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十三号及び議案第二十四号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十五号及び議案第二十六号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十五号及び議案第二十六号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十五号及び議案第二十六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十五号及び議案第二十六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十七号及び議案第二十八号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十七号及び議案第二十八号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十七号及び議案第二十八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十七号及び議案第二十八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十九号及び議案第三十号の一括質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議案第二十九号及び議案第三十号について一括質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十九号及び議案第三十号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十九号、議案第三十号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎追加議案上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 卓君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

初めに、発議第一号 専決処分事項の指定についてを上程いたします。

本議案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

湯本晃久議員、どうぞ。

〔八番 湯本晃久君 登壇〕

○八番（湯本晃久君） それでは、発議第一号について説明を行います。

発議第一号 専決処分事項の指定について。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町税条例の一部並びに草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要があるので、当該条例等の一部を改正する条例を地方自治法第百八十条第一項の規定により、町長において専決処分をすることができるものとする。令和四年三月十五日提出。草津町議会議員、湯本晃久、同、市川祥史、同、宮崎謹一、同、安井尚弘、同、安齋努。

一枚おめくりをいただきました。二ページ目が専決処分の決定についてという改正する条例案でございます。では、改正の概要を読ませていただきます。

草津町税条例等の一部を改正する条例案。

改正の概要。

本件は、現在第二百八回国会において「地方税法の一部を改正する法律案（閣法第三号）」が審議中ではありますが、この法案が可決並びに公布された場合には、令和四年度以降の各種町税に影響するため、法改正に対応した税条例の整備を行うものです。

なお、法改正に伴い税条例改正を予定している事項は以下のとおりです。

固定資産税関係、固定資産税（土地）の負担調整措置。

景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商

業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の二・五％（現行五％）とする。住宅用地や農地については現行どおり。

個人住民税関係、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった分を所得税の課税総所得金額等の五％、最高九万七千五百円の控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

その他。

法改正に伴う各種条文、条項の整理。

法施行予定日は、令和四年四月一日でございます。

続いて、（二）草津町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の概要。

本件は、現在、第二百八回国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が審議中ではありますが、この法案が可決並びに公布された場合、令和四年度以降の都市計画税に影響するため、法改正に対応した同条例の整備を行うものです。

なお、法改正に伴い条例改正を予定している事項は以下のとおりです。

土地の負担調整措置。

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和四年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の二・五％（現行五％）とする。住宅用地、農地等については現行どおり。

その他。

法改正に伴う各種条文、条項の整理。

法施行予定日は、先ほどと同じく、令和四年四月一日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本案は担当委員会議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第一号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第一号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よつて、発議第一号については原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、発議第二号 専決処分事項の指定についてを上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

金丸勝利議員、どうぞ。

〔六番 金丸勝利君 登壇〕

○六番（金丸勝利君） 発議第二号 専決処分事項の指定について。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町国民健康保険税条例の一部を改正するため、当該条例の一部を改正する条例を地方自治法第百八十条第一項の規定により、町長にお

いて専決処分をすることが出来るものとする。令和四年三月十五日提出。草津町議会議員、金丸勝利、同、中澤広夫、同、宮崎公雄、同、中澤康治、同、小林純一、同、有坂太宏。

一枚おめくりいただきまして、概要を説明させていただきます。

概要。

国民健康保険税の課税限度額の見直し。

①基礎課税額に係る賦課限度額を六十五万円（現行六十三万円）に引き上げる。

②、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二十万円（現行十九万円）に引き上げる。

③、介護納付金課税額は据置き（現行十七万円）。

二、法施行予定日、令和四年四月一日。

以上になります。

○議長（黒岩 卓君） お諮りします。本案は担当委員会による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第二号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第二号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第二号については原案のとおり可決決定をいたしました。

続いて、発議第三号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する決議についてを上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

有坂太宏議員、どうぞ。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。

発議第三号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する決議について。

別紙のとおり決議をする。令和四年三月十五日提出。草津町議会議員、有坂太宏、同、安井尚弘。

提案の理由と内容の説明は次ページの文章朗読をもって代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に対する決議。

去る二月二十四日、ロシアは隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。このことは明らかに国連憲章及び人類の平和の理念に違反し、世界中の地域社会の平和で安全安心な人々の暮らしを脅かすものであり、断じて容認できない。さらに、ロシアは国連常任理事国であるにもかかわらず、その元首が核兵器の使用も辞さないと他国を威嚇している。唯一の核被爆国である日本国民としても断じて許すことはできない。たとえいかなる理由があろうとも軍事力をもってこれを解決しようとすることは、民主的な言論を通じて多様な価値観の融和を図り、市民社会の健全な発展を目指す議会人として、決して看過できない。

我が草津町は、観光に生活の糧を求める町であり、観光は平和な中でこそ成立する産業である。草津町議会はロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が一日も早くウクライナから完全かつ無条件で撤退することを強く求める。

あわせて、我が国政府におかれては邦人の安全確保はもとより、事態の早期解決に向け、国際社会における日本の地位にふさわしい積極的な対応をされるよう求める。

以上、決議する。令和四年三月十五日。草津町議会。

以上です。よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 本案は議員による提案であります。

よつて、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第三号について質疑を行います。

質疑をどうぞ。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 卓君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第三号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（黒岩 卓君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第三号については原案のとおり可決決定をいたしました。

#### ◎議員派遣の件

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会議規則第二百二十六条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事に議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

#### ◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（黒岩 卓君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合には、なしとその場で答えてください。

初めに、議会運営委員長。マスクを外して。

〔議会運営委員長 中澤広夫君 登壇〕

○議会運営委員長（中澤広夫君） 議会運営委員会から委員長報告をさせていただきます。

開催日、令和四年三月七日、出席議員は委員全員と傍聴数名という形になっております。欠席委員はなし。

付託議案外に関わる委員長報告。

議会運営委員会の付託案件外の報告を申し上げます。

去る二月二十四日から、ロシア軍はウクライナの都市や原発への軍事攻撃を開始した報道がされております。これらの軍事力の行使は国連憲章に違反するものであり、世界の人たちの暮らしを脅かすもので、断じて容認できるものではありません。

各委員からは、平和なことではなく、このようなことがあつてはならないなどの意見が出され、草津町議会としてロシア軍によるウクライナの主権侵害に強く抗議し、即時撤退を求める意思を示す必要があるとして、決議を決議にて上程させていただきます。結果、可決決定となり、草津町議会としての意思が示されたので、報告させていただきます。

以上、付託議案外の当委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 総務観光常任委員会、付託議案外にかかる委員長報告を申し上げます。

一、専決処分事項の決定について（草津町税条例）。

国においては、現在、地方税法等の一部を改正する法律案について審議中であり、この法案が可決並びに公布された場合には草津町税条例の一部を改正する必要があることから、当局からその内容について説明がなされました。このため、草津町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の指定について、議員発議の申入れがありました。先ほど、発議第一号で行ったものでございます。

二、本町駐車場跡地緑化整備について。

当局から、本町駐車場跡地に係る概要説明がありました。整備面積は九百二十四平方メートルで、モミジやムラサキツツジの植栽を行い、回遊路とあずまや、手洗乃湯を設置する計画とのことでした。

委員からは、回遊路の材質や樹木の手入れの仕方について質問があり、当局からは、回遊路の材質についてはピンコロ石の使用は避け、中央通りの歩道と統一感を図り、ベビーカー等が通行しやすい防滑タイルを使用する計画であるとの説明が

ありました。また、植栽の手入れについては、中央通りの樹木についてはプロによる剪定を行っていくとの説明がありました。また、委員から、模型ではイメージが湧かないので、イラスト化した絵を制作してほしいとの要望があり、当局からは、イメージパースの制作を示していくとの回答がありました。

三、その他。

入湯税関係について。

委員から、入湯税に係る申告書の発行時において、以前のように入湯税の使途状況に係る資料と一緒に添付してほしいとの要望と意見が出され、町当局からは、現在、草津町の公式ホームページで使途状況については公表しているが、意見のとおり対応できるよう取り組みたいとの回答がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、民教土木常任委員会。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 付託議案外にかかる民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

（一）専決処分事項の指定について。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であり、これが公布された場合、草津町国民健康保険条例の一部を改正する必要があることから、当局からの説明を受け、草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の指定について、議員発議により行いました。先ほどの発議二号がそれです。

（二）吾妻環境施設組合における新ごみ処理施設建設の進捗状況について。

生活環境課より、吾妻環境施設組合より示されている事務局体制、建設候補地の取得状況、現在進めている事業の計画の概要の状況説明、現状報告がありました。

（三）給食代替保護者支援事業について。

中学生及び学校給食センター調理員に新型コロナウイルス感染の陽性者が確認され、感染拡大防止のため、学校給食センターを閉鎖し、小中学校保護者へ給食代替支援として支援金の給付を行った旨の報告があり、今後について休園、休校についてベルツこども園をはじめ、対応するとの説明がありました。

(四) 新型コロナウイルス感染症対策の影響による学校給食センターの消毒作業について。

学校給食センター調理員に新型コロナウイルス感染の陽性者が確認され、センター内全域(五百平方メートル)を消毒専門業者により消毒作業を行ったとする報告がありました。

(五) 春の道路愛護デーについて。

春の道路愛護デーを四月十三日水曜日に予定し、降雨の場合を想定して、翌十四日木曜日を予備日とする報告がありました。町民並びに議員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、付託議案外にかかる民教土木常任委員会委員長報告を終了いたします。

○議長(黒岩 卓君) 続いて、温泉委員長。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎謹一君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長(宮崎謹一君) 温泉温水対策特別委員会の付託議案外にかかる委員長報告を申し上げます。

先ほど議決されました温泉資源保護に関する条例等々の審議におきまして、地熱発電については温泉に多大な影響を与え、ということがあります。しっかりと勉強し、研修等をしていただき、明確というか、しっかりとした事実関係を見て、対処したらどうかということですが、ずっと研修等の視察をしておりますけれども、昨年はコロナ禍において視察研修延期となっており、前年度、今年度と実施できませんでした。ぜひ四年度につきましては、コロナが収まったときに研修を行い、皆で同じような気持ちでこの問題にしっかりと向き合っていっていかないといい意見もございました。ということで、先ほども温泉資源保護に関する条例につきまして、ご意見がいろいろ出ておりますが、やはり草津町はしっかりとこれからの温泉を守っていくという意思を議員全員、そしてまた町民の皆様にご理解いただけるよう、自分たちが自信を持って

説明できるような論理を組み立てるためにも必要というふうに考えております。

昨年、一昨年は秋田県の湯沢市にできました山葵沢地熱発電所、これは令和元年に完成した日本で一番新しい地熱発電所でありまして、その発電所の状況と、そしてその周辺にある温泉地もしっかりと視察をし、特に泥湯温泉の上にある川原毛地獄というのがあります。ちょうど草津の殺生河原のちよつと大きな噴気があります。その下に湯滝という温泉の滝があるわけでございますが、これがその近くにできる山葵沢地熱発電所の稼働により、今後数年かかるか分かりませんが、その状況をしっかりと見るために、現状も見ていきたいという視察の予定でありましたが、コロナ禍で中止になったということで、ぜひとも四年度におきましては、議員みなで参加していただき、実施したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、災害・経済対策特別委員長。

〔災害・経済対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○災害・経済対策特別委員長（宮崎公雄君） 昨日、三月十五日ですけれども、災害・経済対策特別委員会を開催し、当委員会における付託議案外にかかる委員長報告を申し上げます。

（一）草津白根山の状況についてであります。

現在の草津白根山の火山活動状況について、資料に基づき当局より説明がありました。

気象庁の直近の公表資料によると、湯釜付近の火山活動は静穏時の状態に戻る傾向にあるが、湯釜付近の熱水活動は引き続き、やや高まっていると考えられ、警戒は引き続き必要であるという説明がありました。

関連して、当局から、噴火警戒レベルの判定基準の是正について気象庁等と協議を重ねているとの報告を受けました。

また、当局から、四月の草津ルート再開後の規制や対応について噴火警戒のレベルごとによる規制や対応の準備をする必要があり、今期の積雪状況や水の確保面などについても考慮しながら、対応を図っていききたいと説明を受けました。

各委員からは、登山道の一部再開など、段階的な再開への期待と同時に、安全対策の観点における質問がなされました。当局からは、いずれの場合にあっても専門家の意見や気象庁等の関係機関との協議を適切に行いながら、科学的な見地をもつて対応を決めていきたいとの説明がありました。

(二) 経済対策についてであります。

新型コロナウイルス緊急経済対策として、昨年三月から実施しておりました草津温泉プレミアム商品券事業と草津温泉まち歩き共通クーポン事業の実施報告について、資料に基づき当局から報告がありました。

委員からは、今後のキャンペーンの再開見込みなどについての質問がなされ、当局からは、県知事への再開要請をもつて行っている旨の報告と今後の愛郷キャンペーンやGOTOキャンペーンの国や県の方針や対応について情報収集に努め、経済再生を重点的に取り組み、実施していきたいとの説明がありました。

以上で付託議案外にかかる経済対策特別委員会からの委員長報告とします。  
以上です。

○議長（黒岩 卓君） 続いて、議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 議会改革特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告を行います。

去る三月七日、草津町役場第一委員会室におきまして、委員全員出席の下、会議を行いました。

一、子供議会について。

前回開催の十二月定例会から継続して、子供議会開催に向けて検討を行いました。

事務局から、学校側から十二月に開催していただきたいとの要望があったとの報告がなされ、新年度を迎えた四月に改めて日程や形式について教育委員会を通して、学校側と改めて協議し、次回の委員会で検討する方向でまとめられました。

二、草津町議会議員定数について。

複数の委員より、議員定数の削減について審議していただきたいとの要望書が提出されました。議員定数については当委員会が設置された際の調査研究事項にも含まれていることから、この件を議題とした意見交換を行いました。

提案者からは、前回改選後の最初、令和元年六月の定例議会で故後藤文雄議員らから定数削減の発議がなされ、その際は改選直後だったこともあって否決されたが、その後の二年間で町民からの定数削減に向けた要望がことさらに多く聞かれた。議会改革特別委員会という審議の場ができた以上、それを念頭に向き合わなければならないとの提案理由が示されました。

各議員からは、現在の十二名で委員会審議はいいいっばいである。他地域では数年にわたる住民との対話を経て、結論を見いだした事例もあり、性急に結論を出すべきではない。定数削減によって政治参加を諦めてしまう人が出ることが懸念される。自らが当選する、しないということを考えずに町のためにどうかという視点で検討すべき。行政へのチェック機能を果たすためには多様な意見が必要などの意見が出され、今後、他地域の事例検討をしつつ、議論を継続していくこととなりました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 卓君） 以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午後三時二十分

再 開 午後三時四十分

○議長（黒岩 卓君） 再開いたします。

#### ◎一般質問

○議長（黒岩 卓君） 続いて、一般質問を行います。

◇ 安井尚弘君

○議長（黒岩 卓君） 初めに、四番、安井尚弘議員。

〔四番 安井尚弘君 登壇〕

○四番（安井尚弘君） 四番、安井尚弘でございます。

入っていますか。

入っていますね。

改めまして、四番、安井尚弘でございます。

一般質問の前に、今回の町長選に当たりまして、共に一緒に町民の声を聞きながら戦ってまいりました。結果は、皆様ご存じのとおり、投票数の九〇%ぐらいのご支持を受けて、圧倒的な多数で四期目を当選させていただきました。

これは、まさしく三期十二年間の黒岩町長の功績、実績が町民の方から評価されたと、あかしたと思います。何事にもくじけず、開かれた議会、行政、町民の幸せを一番に思う、危機管理のたけたりーダーとして四期目を任されたと思います。決断、スピード、実行、この新町長、先を見据えながらの町民が安全・安心で笑顔で暮らせる街なみ環境づくりに邁進していただくよう、町民とともに期待するものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

総括質問の中でも指摘されておりますが、私の議員公約といたしまして、ひとり暮らしの高齢者の命を守るという観点から、このコロナ禍の中で安否確認を目的とする配食を再実行していただくこのことでございます。ありがたいことでございますが、その内容を具体的にお伺いしたいと思います。

次に、三回目のワクチン接種の現況をお伺いしたいと思います。

ちなみに私はモデルナを接種後、三十七・五度の微熱と倦怠感を覚えました。一日で収まりました。副反応率は、モデ

ルナが七〇％、ファイザー製が四〇％と聞いておりますが、副反応の報告、また、モデルナからファイザーへの変更要請等  
はございませんでしょうか。

三番目に、観光、草津の命綱である株式会社草津観光公社の具体的な立て直し、再建の見通しをお聞かせください。  
以上、三点、よろしく願います。

○議長（黒岩 卓君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安井議員の一般質問にお答えいたします。

一点目の一人暮らし高齢者配食サービス事業につきましては、安井議員からの提案を含めて検討させていただきました。  
コロナ禍の影響が出始めた令和二年四月に、町民の高齢者が外出の自粛を求められ、近所や友人との交流も希薄になって  
しまうという状況から、お弁当の配食を実施したものでありますが、食の提供以外に触れ合いの機会を設けることができ、  
大変好評をいただき、多くの方々からお礼の言葉や手紙をいただいたものであります。

行政といたしましては、前回同様、町内の弁当調理事業者との協力を得て、栄養摂取面の確保と安否確認との相乗効果を  
目的として、対象者を七十歳以上のひとり世帯とし、事前に申込みをいただいた方に、月二回、お弁当の配食を行う予定で、  
その委託料として四百九十九万二千、約五百万の予算を取っておる次第でございます。

委員の中からも、審議の中で内容について吟味してほしいという話もありましたので、うちの担当職員等とその配食業者  
との打合せをしながら、より高齢者の方々に喜ばれる配食サービスを月に二回はしていきたいと思っておりますので、ご理  
解をいただきたいと思います。

次の質問で、三回目のワクチン接種についてであります。

三回目のワクチン接種に関連して、ワクチンの種類等に関するご質問でありましたが、三回目の新型コロナウイルスワク  
チン接種につきましては、国から供給されるワクチンの種類がモデルナ社とファイザー社の二種類になっており、確保量に

関しては国の供給状況に合わせて行っております。

町民の方々には、ワクチンの安全性と効果等について、広報いでゆや新聞折り込み、また、草津町のホームページを使い周知を行ってまいりました。

また、接種券については順次発送しておりますが、予約に関しては、ファイザー、モデルナワクチンの種別ごとに接種日を設定し、なるべく希望するワクチンの接種ができるよう調整に努めているところであり、どちらかに偏った接種、予約といった様子は見受けることができません。

状況といたしましては、高齢者の方々の接種については、順調に推移しておりましたが、直近の状況では、ワクチンの種類に関係なく予約日に空きが出ている状況も見受けられ、全国的な傾向と同様、接種率については鈍化する場合があるとも予想されております。

関連して保健センターの集団接種においては、重度な副反応に係る案件は発生しておりません。

今後、五歳から十一歳までの接種についても順次進めていきます。一般の方々とそれから住所のない方の観光従事者の三回目の接種もこれからも進めてまいりたいと。そして、四月中には完了できるように、今、取り組んでいる次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、三点目の観光公社の再建についてであります。

観光公社の立て直しの質問でありますけれども、株式会社観光公社の経営状況といたしまして、私が町長に就任した直後から赤字体質の経営改善を行い、単年度収支決算において黒字化できるまで経営力のある会社に立て直しをしております。一時はすばらしい会社に立て直ったわけでありましたが、しかし、令和元年度までの収支決算、好調な収支でおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年度決算見込みにおいては、当初純利益、三角、マイナスの四億七千八百万四……、すみません、単価が間違っているんで、四億七千八百万四千円という膨大な赤字を抱えることになりました。この結果、施設使用料の一億円の減免を行い、さらに貸借対照表の純資産の部の繰越利益剰余金がマイナスの四億二

千二百八十七万九千円となり、資本金と合わせて合計がマイナスの二億七千四百八十七万九千円の債務超過となりました。

このため、増資による過剰債務の解消を検討しましたが、中小企業として株式限度額を超え、これは一億円を超えるとはとんどメリットがないということで、一億円以内ということで、当初やりましたデット・エクイティ・ワップはできないという判断をしております。優遇措置を失うおそれがあることから、出資を見送り、過剰債務解消の手段として、劣後ローンにより町が二億七千五百万円を貸出することによって、再度、経営状況の立て直しを図ったところであります。

このような中、令和三年度の決算見込みを推定したところ、令和二年度に比べ、売上げが二一%増えたものの、長引くコロナ禍の影響により、最終利益となる当期純利益がマイナスの一億九千九百七十八万三千円の赤字になることが予想され、引き続き厳しい状況が見込まれるというものであります。

今後コロナ禍における影響の収束を見れば、冒頭に申し上げたとおり黒字経営に戻る力は備えておりますが、債務超過解消のためには、さらなる経営改善が必要であるとも考えております。この苦境を乗り切るため、町としては、暫定的に公益施設が支払う施設料の減免を行うことで、一旦この危機的状況を緩和し、次年度以降、草津観光公社の経営状況に推移した適正な施設使用料を見直ししながら、再度、債務超過のない黒字体質の回復に、経営の安定化を図っていくつもりでございます。そのためには、期限の限定をつけた上で、自らが観光公社の社長となり、陣頭指揮を執る必要があると判断したものであります。

今後は、今まで以上に経費の無駄を排除して節約を実践させ、営業の効率化を見直し、コスト意識を徹底した運営管理を目指してまいりたいと思っております。同時に、職員の企画、提案をくみ上げ、できることは全てやるという意気込みでもって取り組んでまいりたいと思っております。

現段階で具体的な取組といたしましては、今後は浴場施設をはじめとし、ゴルフ場内の利用料金の値上げを進めていくことを検討しております。これは、私が十二年間実践してきた公共インフラ整備において、ブランド力を高めたからこそ可能なものであるとも考えております。そのほか、令和四年度には、天狗山山頂に巨大ブランコを設置し、話題をつくり、集客

につなげるとともに、今後のさらなる発展をさせていくため、リフトの架け替えについても計画をしていき、人員輸送の効率化を図り、ランニングコストの削減や売上げ増加を図っていきたいと考えております。

新聞報道によりますと、全国のスキー場が赤字経営で、経営を辞める、それで途中で営業を停止したというニュースがたくさんあります。本来ですと観光公社も、放置すれば倒産の危機に陥るということになるわけですが、オーナーが草津町でありますので、そういうことのないように、そして、観光の全てを、ほとんどを観光公社が担当しているわけでありまして、観光公社が元気にならないければ、草津の観光も元気にならないということに連動しますので、しばらくの間、町長として、その社長として、そのかじ取りをしまいたいと思っております。

くどいようでありますけれども、私の報酬はゼロ、それから接待費ゼロ、退職金ゼロ、その中で、株式会社観光公社の社長として毎日のように連絡取り合いながら、経営改善と魅力のある会社にまたづくり替えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 中澤 康 治 君

○議長（黒岩 卓君） 続いて、七番、中澤康治議員。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

一般質問させていただきます。

ロシア連邦大統領ウラジミール・プーチンに対する抗議文について。

ロシアのプーチンがウクライナに侵攻しました。歴史的な恐るべき事件です。この戦争で不幸にしてお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表します。

プーチンは力を信奉し、戦いを好む典型的な男性です。今回の戦争で、世界の指導者に、戦いを好む男性はいかに危険で

あるか明確になりました。アメリカの好戦的な男性の典型、トランプ氏が指導者でなくて幸いだったかもしれません。

日本国憲法九条を持つ日本人の中でも、観光産業は平和産業です。幕末、日清、日露戦争、第一次、第二次世界大戦などの戦争のたびに大きな打撃を受けました。

いかなる理由があっても戦争には反対です。まして原子力発電所への攻撃、核兵器をちらつかせる攻撃には、人類の危機をも思わせる恐るべき戦争です。断固として抗議文を出すべきだと思います。単独で出すほかに、以下の方法も考えられま  
すがいかがでしょうか。

県下の温泉地をまとめて一緒に抗議文を出す。

二、三大温泉地をまとめて一緒に抗議文を出す。

三、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市と姉妹都市のよしみで連名抗議文を出す。

四、カルロビ・ヴァリ市と姉妹都市のよしみで連名抗議文を出す。

二番目の質問です。住民の幸せを観光資源にしませんか。

お客様の幸せを願う草津町憲章をずっと考えてきました。ところが、黒岩町政は福祉と観光の町づくりですか、住民の福祉が入ってきました。お客様の幸せと相反するところがあります。

例えば、コロナ禍の草津の共同浴場では、観光の方は入れない、町外者はお断りと張り紙がしてある。お客様いらっしやいとお客様来るなどは矛盾しているのです。住民は戸惑います。私もお客様第一主義のほうが分かりやすいと思っていましたので、大変な違和感を覚えていました。

草津は十九年も日本一で、県下でふるさと納税でもトップなのに、住民が減っていくのは何だかおかしいと。住民が喜んでいないのではないかと。

そして、住民の幸せを売り物にする観光地にすれば、矛盾しないことに気がつきました。住民が共同浴場で、草津はこんなに住みやすいよ、草津の教育はこんなに素晴らしいよと誇りを持ってお客様に言えたらどうでしょう。そうか、それなら

住民票移して移住するかとなって、人口は増えていきます。また、観光客の方が住民割引や住民特典を見れば、これは羨ましいと話題になるでしょう。

これからの観光資源は、住民の福祉、健康、教育です。住民の幸せが売り物である観光地の提案です。どうすれば住民票を移し、草津の住民への移住が多くなるでしょうか。

お客様は、一年のうち約三〇%、百日は休日なので、観光地に繰り出してきます。そこで我々観光地は、百日は一生懸命働きます。残りの七〇%の平日は、お客様は都会で働きますが、我々観光地は休んだり遊んだりできるのです。今までは、平日料金として少し安くお客様に提供していましたが、旅館、ホテル、ゴルフ場、スキー場、プール、温泉施設などの施設は、平日はあまり使われなくて遊んでいます。

そこで、草津の住民に半分以下の料金で利用していただくのです。なぜ半分以上で利用できるのか。お客様からお金を頂くのに原価計算をします。旅館ならば一人のお客様に直接かかる費用は、食材費やタオル、シーツなどのリネン代、石けん歯ブラシなどのアメニティー代など、人員に比例する費用を直接経費、または変動費といいます。一方、人員に関係のない費用、例えば人件費、金利、減価償却費とかは、お客様の数には関係ありません。これを固定費といいます。どうせ遊んでいる施設なら、そう減るものではありません。変動費に一割ぐらい乗せた料金を住民に提供してもいいんじゃないでしょうか。それが半額以下なんです。これが第一、レストランや食堂も住民割引をつくります。

第二は、行政で、できる限り快適で健康な生活が低料金でできるようにします。例えば、アパート代を住民割引補填などが考えられます。

第三に、通常以上の教育を子供から年寄りまで楽しめるようにします。スマホ教育を重視したらどうでしょう。そのためにマイナンバーを活用して、マイナポイントや草津住民の証明として使う。スマホで検索はもとより、かざして支払いもできるようにします。

そして、住民が十九か所もある共同浴場で、お客様に誇りを持って草津に住んでよかったと言えるようにしたいと思いま

すがいかがでしょうか。日本一の温泉地ですから、もう大した宣伝も必要ありません。誘客費を福祉に回せます。住民の幸せが観光資源の観光地にしませんか。

三番目です。スラップ（恫喝）訴訟について。

一月二十五日に臨時議会を開いて、町民の税金を使い、すなわち公金を使って、私と請願提案者の増田都子さんに対するスラップ（恫喝）訴訟をすることが決議されました。

このことについて、第一の質問は、令和四年の予算案の中で、総務費に無料弁護士相談等に六十九万三千円がありますが、この裁判に関する弁護士費用は幾らですか。そして、町の無料弁護士相談に依頼している弁護士と、私たちに対する裁判の弁護士とは同じですか。もし違う場合は、どこの弁護士事務所の何という弁護士ですか。

第二の質問です。これは、町長の私怨に基づくもので、恥をかかされたという私的な恨みを晴らすための裁判ですね。全く反社会勢力の言いがかり同然のものを税金を使ってやろうとするんですから、あきれ切っています。共産党さんはさすがに良識をお持ちのようで、税金を使ってスラップ訴訟をやることに反対の意思を示されたようですけれども。

国相手の裁判と違い、裁判官だって草津町の町長程度に付度することはないだろうと私は確信していますので、訴状が届いたら即座に反訴します。何で町長は町民の税金を、すなわち公金なんか使わないで、自費すなわち自分のお金で訴えないのですか。

町長が町民向けに配布した去年十二月十五日付の新聞チラシですが、この三ページの最後のところに、「裁判は金とエネルギーを必要としますが、全て黒岩信忠個人の責任で行います。」と書いているじゃありませんか。つまり、裁判は全て黒岩信忠個人の金で行いますと書いてありますが、これはうそだったのですね。黒岩個人の金じゃなく町民の税金、すなわち他人の金で裁判を行うことに方向転換したのですね。じゃ、次の町民向けの新聞チラシで、十二月十五日付の新聞チラシにはうそを書きましたと謝罪記事を載せるべきですね。町長に良心があるなら、誰にも言われなくても十二月十五日付新聞チラシでは、裁判をすべて黒岩信忠個人の金で行いますという趣旨のことを書いてしまいました。方針を変えました。中澤

康治議員を排除した議会で、議員が一人除いて全員賛成してくれましたので、町民の皆様の金で裁判することにしましたと、事実を書かれると思えますがね。

さて、最新の新井祥子元草津町議を支援する会の通信に出ていたように、請願出願者の増田都子さんたちから、もう町長は訴えられています。請願権侵害、平等権侵害で、千葉地方裁判所松戸支部に、これはさすがに町長の金でやるしかないでしょうね。その増田さんたちの訴えにこの町民の金を使った町長のスラップ（恫喝）訴訟は、とてもよい証拠になるでしょう。憲法に保障された請願権の行使に圧力を加えて封殺するための職権の濫用、つまり濫訴だとね。

第三、こんな見え見えのスラップ（恫喝）訴訟をやって、井田さんが町議補選のときに町民に出した通信を見ても、町長の手法は、文句があるなら俺を訴えろよか、俺を批判するやつは、気に入らないから訴えてやるぞという反社の手法で、裁判を恫喝、脅しの常套手段にしているのですが、町民の税金、すなわち公金を使ってやって、それで負けたらどうするのですか。そのときは、もちろん町民に謝罪した上で、その金額を町に返済しますね。それだけは、この場で公約してください。以上です。

○議長（黒岩 卓君） 町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この公式の場所で、一般質問する内容ではないと思います。非常に次元の低い一般質問と言わざるを得ない。それから、あなたは何度言っても法律が理解できない。また、理解しようとしてもしない。その組立てが意味不明な論法になっているということをまず申し上げておきたいと思えます。

まず、一点目のプーチン大統領にという話ですけれども、あなたはフェイスブックにこのようなものを載せています。中澤康治、「世界でプーチンを責めるのはルール違反です」ね。これ、読んでみます。

「三月九日、十二時十九分。世界でプーチンを責めるのはルール違反です。これだけ副反応ばかり大きく、解決になりません。ルール違反を罰するのは、後からでも幾らでもできます。なぜルール違反をしたか、NATOが進出してきて恐ろし

いので、非武装地帯をつくるとか、非武装地帯をつくるのはいいんじゃないか。取りあえずウクライナは非武装地帯にして、これを契機に非武装地帯をどんどん広げる。非武装拡大条約をつくり、世界中を非武装地帯にしていく。そして、男性の指導者を女性に替えていく。」

これ、あなたは三月九日、十二時十九分に載せている。そして、今読んだものと真逆のことを書いてある。まさに二重人格である。プーチン責めるのはルール違反といって、平気で書いている。それで、今とうとうとプーチンはよくない。どっちが正しいのか。あなたの人間性を疑う。二重人格である、このように言わざるを得ないと思います。

そして、質問の中に共同浴場のことを無理やり混ぜ込んで、町民とお客がコミュニケーション取れば優しい町になると、どうしてもあなたは、共同浴場をお客さんに開放しろと論じられる。

これ、歴史から申し上げますと、例えば私の地元の、以前は殿塚は一つでした。長寿の湯がありました。あれは、役場に金がないということで、区民がお金を、多額のお金を出して、うちのおやじも物すごい経済的には大変だったですけども、子供ながら見ていましたけれども、多額の金を出して、みんなあの風呂を造り上げたのが経緯です。そういう中、建て替えもありましたけれども、これは一般会計でやっているのではない。温泉会計でやっている。温泉会計は町民の財産である。そういう中で、今、建て替え進んでおりますけれども、そもそも論で、共同浴場は町民のものであると、私はそういう考えです。その中で各区が判断して、お客様が入っていいところがあれば、それは一向に構わない。否定しているわけじゃないと。しかしながら、区によっては入湯を禁じるところもありますけれども、それは区民が判断したことであって、それを無理やりお客さんのために入れろと。あなたは、以前は旅館業をおやりだった。上から目線そのものの論法であると言わざるを得ないと思います。

それと、非常に失礼なことを羅列いっばいしていますけれども、この裁判について恫喝裁判、あなたもそういうことを言うならば、あなたがまず私に恫喝をしたでしょう。あなたの社長をやっていたときの会社の温泉権問題で、ここで声を荒らげて、町長を訴える、必ず訴えてやるとここで断言した。ああいうの恫喝というんですよ。まず、あなたが私を恫喝した。

訴える気もないのに訴えると言うことが、恫喝になるんです。

踏み込んで言えば、刑法二百二十二条の脅迫罪に当たる。物事を訴えようとして訴えるぞと言ったことが、本当に訴えれば犯罪にならないですけれども、それを年中言うと、そのものが犯罪を構成することです。だから、私はあなた方に忠告しました。これ以上やると法的手続を取りますよと、あなたに申し上げたの。そして、あなた方は、やるんならやってみるみたいなものを勝手に言っている。だから、私は訴えたんです。

裁判二つ出ています。一つは、私が個人で訴えた裁判。原告、黒岩信忠、被告、中澤康治、新井祥子、増田都子に対して、これ少し遅れていますけれども、今月下旬から四月にかけて必ず訴状が届きます。楽しみにしててください。

それと、草津町が中澤康治氏と新井祥子氏を訴えた。なぜ訴えたか。警告したはずです。「セカンドレイプの町」と言うことをやめなさい、ここで陳謝しなさい、撤回してほしいと言ったら、自分は間違ったことを言っていないから、撤回する意思がないということ、そして千名を超える請願者から、陳情者から、そのセカンドレイプの町草津の汚名返上をするために手続をちゃんとしろという陳情書が出てきた。千名を超える住民からの意思をくんで、草津町長として、行政の長として、町として、民事になると思いますけれども、これを、提訴を取ったと。

裁判には、民事訴訟法の中に当事者欠格能力という言葉が出てくるんですよ。あなたに言っても分からないでしょうね。原告、被告になるその資格があるか否かなんです。気に入らないから誰でも、Aの者がBが気に入らないから訴えちゃえと。そうしたら、本当ならBがCに訴えなきゃならないものだったのをそういうものを欠格というんですけれども。まず、その辺の法律解釈、あなたにはできない。仮に私がセカンドレイプの町草津を、これを名誉毀損であなた方を訴えるとする、これは当事者適格能力がないということ、却下になります。黒岩信忠とそれから草津町というのは、法人が違うんですよ。何でそういう肩を怒らせているんですか。その辺、分かりますか。そもそも論で却下になっちゃう。

そして、私が黒岩信忠の責任で裁判やると言ったのは、本来ですと草津町が含まれている部分もあるけれども、黒岩信忠の責任をもって提訴を続けていくと言ったのは。しかし、それは私の部分も多少引つかかる、町の部分も引つかかるけれど

も、基本的には黒岩信忠が訴えても、この当事者適格能力があるとの判断で、裁判は成立しますけれども。今回のセカンドレイプの町草津、これは私が訴えても裁判所は却下する、そういう形になるわけです。その辺の意味が分かりますか。

それで、あなたは恫喝と。恫喝の意味って分かりますか。これ一般的に、人を脅かして恐れさせること。それから、相手の弱みに付け込んで脅かすこと。あなた方、何の弱みがあるんですか。私は、法律に基づいて町民の意思をくんで、これ以上、セカンドレイプの町を吹聴すると法的手続になりますよ、何度も警告した。しかし、一切それを聞き入れようとしなかった。私が何度も繰り返し訴えないと、それこそそれが脅迫罪になってくる。だからこそ、町として適格能力を持つ草津町が、あなた方二人に対して提訴をしたと。気に入らないというなら、どうぞ裁判所でそれをきちんと抗弁すればいい、そのようになるだけです。

そして、増田都子氏が訴えたといいますが、私のところにはまだ届かない。早く頂きたいと思います。申し上げておきますけれども、私が述べたのは、この公式の場所で、あくまでも草津町長として、そういうことをすると法令に触れますよといっていることを述べたことに、それが何で個人的に訴えられるのか。昨日も弁護士が来て、その辺、協議しました。それは、町長個人が訴えられる筋合いのものではないと。それと、議会だよりの中で、広報委員会を訴えてやる、これも組立てができないんですよ。個人的に訴えることはできない。公務として仕事したことを訴える場合には、国家賠償法で町を訴える以外ないと、そういうことになってくるといって、公務として仕事したことを訴える場合には、国家賠償法で町を

そして、何度もこの憲法十六条の解釈を理解しようとしなさい。憲法十六条は、請願することに対して何ら不利益を被らないと書いてあるんですよ。連動する請願法の五条、六条にも書いてある。しかしそれを、何を書いても名誉毀損にならないという趣旨に取って、好き放題書いていた。それは、名誉毀損になるということですよ。分かりますか。あなた方がやったのは名誉毀損ですよ、私に対して。要するに個人の名誉を傷つけていると、そういう解釈になるわけですから。それを意に介さず、好き放題に言いたい放題、めちゃくちゃな一般質問であります。

それから、管轄裁判所のことになりますけれども、松戸ですか、いいんじゃないですか、どこへ出しても。しかし、こち

らも手を打ちます。応訴管轄という手続があるんです、民事訴訟法に。どこで裁判するか、基本的には訴えられた被告の地とするのが民事訴訟法にあるんです。だから、増田氏が私を訴えるのであれば、前橋地方裁判所になるんです。が、一つ。

それから、不法行為が行われた地、つまり草津町で不法行為が行われたという解釈ですから、基本的には前橋地方裁判所になる。もう一つあるんですけれども、この辺は訴状が松戸のほうへ出れば、それはどっちで裁判するかは裁判官が決めるでしょうから、それはそれに従いますけれども。きちんとやりましょう。

そして、意図的に私個人をターゲットにした場合には、その訴訟に対して、私も毅然と反訴なり別訴します。警告してきます。何回でも裁判やる。お金かかりますよ。いいです、私個人で出すんだから、それは。一向に構わない。何回でもやりましょう。これほど理不尽なものを放置するわけにいかない。もう無法地帯だよ、このように思います。

そして、あなたは私をうそつき呼ばわりみたいなこと言っていますけれども、あなたはまじうそを言いましたよね。こういうふうに言ったんですよ。あなたは私に対して辞職勧告決議案、不信任案を出したときに、私に辞めろという突きつけた。その中に、新井祥子議員は誠に真摯な性格で、聖バルナバ教会において神の下、来る十二月十五日に洗礼を受けるほど、己の心に忠実な人柄であり、ライターの飯塚玲児氏は、正義感あふれる真面目な作家であります。真実でなければ、このような身震いするような重大な告発をできることはありません。つまり、私に性的被害を受けたということが、もう一方的に私を加害者にしたと。

しかしながら、これネットで出ていますよ、見てください。目、開ける気ないんですか。「セカンドレイプは存在しなかった（後編）、政治家に向いていない、矛盾会見、新井祥子、真実、嘘でした」と。これが世論です。肉体関係を結んだと言っていたら、肉体関係なかったと言っているんですよ。だから、あなたは私にうそを言ったんですよ。だから、本来ならまず最初に、ごめんなさいと私に謝らなきゃいけない、肉体関係なかったんだから。だから、レイプも間違っていたことになるんです。

そういうことは棚に上げ、自分の会社のことは棚に上げ、ここで声を荒らげて町長を訴える、訴えると何度も言った。受

けて立つ、必ず訴えろよと言ったはずです。それを恫喝というんですよ、それこそ。正当な業務として、町長として発言していることをそれを恫喝したのはあなたである。

ほかにもいろいろ言いたいことはありますけれども、どうぞ裁判を起こしてください。喜んで受けて立つ、何回でもやりましょう。着金かかりますよ。いいんじゃないですか、幾らでもやりませう。

それで、質問の中で弁護士料幾らというのは、まだこの予算書の中では正確に載せていません。決定してないので、予備費の中から対応しますけれども、そのために、一月に新しい議会の議員が決まった中で議決を取って、そしてあなたは、自分のことに該当するから退席になった。有坂議員は、共産党からの指示だったという話ですけれども、起立しなかった。別に私は責めるつもりはありません。過半数取れば、草津町議会の意思である。正当な手続を取って、草津町としてあなたと増田都子氏を提訴する。セカンドレイプの町を吹聴していることを謝らない、撤回する意思がない、明確に答える。ならば仕方がない、どっちが正しいか裁判でやってみましょうということになって、草津町が訴えることに何の瑕疵もない。ここで宣言をおきます。それが間違いというなら、草津町を訴え返せばいいんだ。それは間違っているということになるわけですから、ぜひとも大いにやりましょう。幾つでも受けて立つ。その代わり私も幾つでも裁判を起こす。そのことをきちんと申し上げておきたいと思えます。

黒岩信忠でやるものは、黒岩信忠できちんとやる。うちの事務方にすれば、これ町がやるべきことじゃないんでしょうかという話も聞くけれども、言ってくれますけれども、いいと、私の責任で全てやってきた。しかし、セカンドレイプだけは私が原告になれば、却下、門前払いになるということなんですわ、法律上。そして、あなた方が私を個人でもし訴えれば、門前払いになるべき性格のもんです。公務として仕事をしているわけですから。それでも私個人をするんならすればいい。それに対しては、きちんと反訴を含め、毅然と法的に戦いを挑むつもりでおりますので。

何度もあなたに警告した。仕方がない、やるんならやってみろみたいなことを言って、それで訴えられれば、まだ訴状届いていないというけれども、必ず訴えられますから。すると、それが悪いと悪たれを言う。自分がやったことに、発言したこ

とに責任を持つてほしいと思います。

決定的に分かりやすいのは、プーチン大統領責めるのはルール違反です、何ですか、このあれは。それで今言ったように、平気で違うことをここで発言している。あなたに言われなくても、町村会でもきちんとしてやっているし、群馬県知事から電話が来て、難民として来たら、ぜひ草津町も受け入れてほしいということで、知事と約束しました。どのような形でも対応すると、ウクライナの人たちがかわいそうだ、どんなこともするというふうに知事に明言しておきました。本当に言っていることとやるのがめっちゃくちな話であるというふうに思います。

○議長（黒岩 卓君） 再質問ですか。  
どうぞ。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

フェイスブックに書いたのは、プーチン大統領を責めるのをルール違反とだけ責めるんじゃないと。ルール違反だ、ルール違反だといって責めるのは後でもいいじゃないかということ。そうしないと、もっと死傷者が出る。これはもう狂気の人なんですから、それをどういうふうに対応するかということと言ったんで、プーチン大統領を責めるのはルール違反だなんてとんでもないことを言い出す。それは、人を責める今までの手法ですか、これは。

○議長（黒岩 卓君） ちよつと待つてください。

○七番（中澤康治君） 後でも責められるじゃないかと書いてあるじゃないですか。

「「そういうふうな詭弁に詭弁を重ねる、もう明白じゃない」と言う者あり」

○議長（黒岩 卓君） どうぞ、町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず、その前に、私が今、草津町が提訴するのは新井祥子氏と発言したんですけれども、これは間違

って、中澤康治氏と増田都子氏を草津町が提訴、そして黒岩が提訴するのが、中澤氏と新井氏と増田氏ということをお願い違

えたそうですから、訂正をしておきます。

じゃ、これコピーして配りましょう。

はつきりと、世界でプーチンを責めるのはルール違反です、これ書いておいて、何、自分で怒っているんですか。自分を怒っているんですか。もうあなたと議論なんかしたくない。

〔「戦争を起こすのはルール違反ですよ、国際法違反なんです」と言う者あり〕

○町長（黒岩信忠君） 以上です。止めてください。

〔「それは後でも責められるから、とにかくそれを責めてばかりいたんじゃない、犠牲ばかり出るといこう」とを言ったんです〕と云う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 議席での発言はやめてください。

中澤康治議員、手を挙げて指名されて、登壇して言ってください。

○七番（中澤康治君） 分かりました。

○議長（黒岩 卓君） 再質問は二回までですからね。よろしいですか。

〔「こんなこと議会でめちやくちやにやられて、たまったものじゃねえや」と言う者あり〕

○議長（黒岩 卓君） 中澤康治議員、再々質問しますか。

○七番（中澤康治君） これでいいんじゃないでしょうか。

○議長（黒岩 卓君） その場で言わないでここで言ってくださいよ。

ありませんか。

○七番（中澤康治君） はい、すみません。

○議長（黒岩 卓君） ないんですか、そうですか。

それでは、ないそうですので、これにて……。

「一つだけ、忘れました」と言う者あり」

○議長（黒岩 卓君） どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、中澤議員が言っていないというんだから、コピーしますから、配りますから読んでください。どういうふうに皆さんが取るかの問題で。

それと、私も裁判を幾つも個人で起こしていますけれども、三月十一日付で前橋地方裁判所民事部第一号合議係の御中と  
いうことで、新井祥子氏の訴訟代理人の弁護士四名、富岡弁護士、新村弁護士、辻弁護士、村越弁護士から私に対して辞任届があつたということ、たしか、あした口頭弁論があると思うんですけれども、うちの弁護士たちは、困ったものですね、どうするんですかねということ、こつちが知つたこつちやないですけども、弁護士が全員辞任したということでありま  
す。

それなんで、これから訴状が届きますから、新井氏にもまた新たな。だから、その中でどうするかよくお考え下さい。何  
度も言います。受けて立つ。幾らでも訴えてくれればいい、それ以上に訴え返すということを明言しておきます。

○議長（黒岩 卓君） 以上で一般質問を終了いたします。

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒岩 卓君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

ここで、町長より三月定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。  
町長、どうぞ。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、いつも定例議会、三月定例議会でご皆様に挨拶しておりますけれども、読ませていただきます。

令和四年の第三回定例議会におきまして、議員の皆様には上程させていただいた議案について、熱心かつ慎重なるご審議賜り、令和四年度の当初予算をはじめ三十四本の全ての議案について議決をいただいたことに、心から御礼申し上げる次第であります。

特に新年度の審議に当たっては、九つの会計、全会計で七十六億五千万円にも及ぶ提案について審議をいただき、特に一般会計におきましては、過去最大の四十八億円規模の予算内容についてお認めをいただきました。これらの一般会計、特別会計、企業会計における予算執行や議決いただきました各種条例の施行にあたりましては、より効率的で効果的な行政運営を図れるよう、職員一丸となって活気のある行政運営に努めてまいりたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入り込みや町経済に関しては、まだまだ厳しい状況が続くと思っておりますが、これまでに築き上げた強い財政基盤を基に、草津町のさらなる発展と飛躍を目指し、全ての町民の方々と草津町へ訪れていただくお客様に、福祉と観光のモデルタウンの確立を目指して、鋭意努力を続けていく所存であります。

そのためにも、議会の皆様、業界の皆様、町民の皆様、より一層のご指導とご協力をお願い申し上げ、今議会の閉会に際しましてのお礼とさせていただきます。

また、最後になりますが、三月三十一日をもって定年退職となる職員がおりますので、報告をさせていただきます。

土木課長の岡部猛君と、同じく土木課の課長補佐である山口克己君の二名ですが、両名ともに四月から再任用職員として勤めていくこととなりますが、定年という一つの節目でありますので、報告をさせていただきます。今日、特に岡部課長におきましては、ちよつと事情により欠席となっておりますが、長年、町の土木行政の中心になってその責任を負い、道路、インフラ、除雪、公営住宅等々と、まさに町民の生活に欠かせない重要な任務を立派に果たしてくれました。これからも体に気をつけて、それぞれ頑張つてほしいと思います。今日は大変ありがとうございました。

以上で報告いたします。

○議長（黒岩 卓君） ここで、先ほど町長が言われました資料をお配りしたいと思います。  
どうぞ。

〔資料配付〕

○議長（黒岩 卓君） ただいま町長のほうからもご紹介がありましたけれども、退職される岡部猛様、山口克己様には、長年にわたり本当にありがとうございました。草津町の明るい将来を見守っていただきますとともに、新たな人生を頑張っていたいただきたいと思います。これからもよろしくお願いしたいと思います。

続いて、私から三月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

三月七日から本日まで九日間にあたりまして、新年度予算をはじめとした三十の重要な議案及び推薦、発議案等につきまして、連日慎重審議を重ねていただき、誠にありがとうございました。

また、新型コロナウイルス感染症が長期化しておりますが、町長を中心として迅速かつ的確な対応で感染予防に努められ、最小限度にとどめていることは、当局、議員の皆さんの並々ならぬご苦労と行動力によるものと思っております。改めて感謝を申し上げます。

議会も町当局と連携を密にし、観光と福祉の充実に向けて、住みよい町づくりに努めてまいり所存でありますので、皆様にも様々な形でご協力をお願いし、閉会に際してのご挨拶といたしたいと思います。

以上で、令和四年草津町議会第三回定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉 会 午後四時三十三分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和四年 月 日

議長 黒岩卓

署名議員 小林純一

署名議員 中澤広夫